

The Environmental Project Report Shinjuku-ku

新宿区環境白書（平成27年度版）

新宿区環境白書 平成27年度版

新宿区環境白書

印刷物作成番号
2015-6-3901

平成27年度
平成27年9月 発行
編集・発行

この印刷物は、業者委託により1,000部印刷製本しています。その経費として、1部あたり432円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区環境清掃部環境対策課

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 (03) 3209-1111 (代表)

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は、古紙を利用した再生紙と環境にやさしい「植物油インク」を使用しています。

R100
古紙配合率100%白色度79%
再生紙を使用しています。



新宿区はグリーン電力証書システムに参加し、使用電力のうち、年間 100 万 kWh を再生可能エネルギーから作られたグリーン電力でまかっています。

The Environmental Project Report Shinjuku-ku



新宿区

環境白書（平成 27 年度版）発行にあたって

新宿区は、「持続可能な都市と環境を創造するまち」をまちづくりの基本目標とし、地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の構築、良好な生活環境づくりの推進などの環境対策に努めています。

平成 25 年 2 月に策定した「新宿区第二次環境基本計画」では、平成 25 年度から平成 34 年度を計画期間とし、区民、事業者、区が一体となって「持続可能な環境都市・新宿」を実現させるために、5 つの基本目標を定め、具体的な手法を着実に推進しています。

環境白書は、「第二次新宿区環境基本計画」で掲げた基本目標に沿って、区民・事業者・区の環境への取り組み、地球温暖化対策、循環型社会構築、環境学習とエコライフの推進策など区の環境政策全般の進捗状況を点検し課題を明確化するとともに、区民の皆様にも環境対策にご理解をいただき、積極的に環境活動に関わっていただくきっかけとなるように毎年発行しています。

巻末には、区民の皆様からご意見やご要望を区にお寄せいただけるように意見用紙を添付しておりますので、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。

今年度の環境白書は「新宿区第二次環境基本計画」の二年目にあたる平成 26 年度の事業を対象に作成いたしました。

本書を通じて、区民の皆様に区の環境対策についてご理解とご協力をいただき、環境にやさしいまちづくりをさらに進めていきたいと考えています。

平成 27 年 9 月

新宿区長

吉住 健一



新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人々が、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。

一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。

一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。

一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成六年六月五日 新宿区

目 次

第1章 新宿区的环境

1 環境白書作成の趣旨	1
2 第二次環境基本計画の施策体系	1
3 第二次環境基本計画の重点的な取り組み	3
4 新宿区的环境の現状	5

第2章 区内の環境活動・環境学習

◇ 地域での環境活動の取り組み

1 区立小中学校での環境学習	1 2
2 地区協議会による取り組み	2 7
3 新宿区町会連合会（町会・自治会）による取り組み	3 9
4 地域団体による取り組み	3 9
5 事業者やNPO等による取り組み	4 0
6 エコライフ推進員の活動	4 3

◇ 環境保全のための参加と協働

1 区民の環境学習	4 4
2 普及啓発	4 9
3 区立環境学習情報センターの活動	5 1

第3章 「第二次環境基本計画」施策体系から見る進捗状況

基本目標1 「人と自然が調和したまちの快適性を確保します。」

1-1 自然とのふれあいの場の創出	5 5
①水とみどりの環境整備の推進	
②生物多様性に配慮した環境づくり	

- 1-2 都市生活の快適性の確保
 - ①きれいなまちづくりの推進
 - ②人にやさしい快適な道づくり
 - ③景観に配慮したまちづくりの推進

基本目標2 「資源循環型の社会を構築します。」

- 2-1 3Rの推進 80
 - ①リデュース（ごみの発生抑制）の推進
 - ②リユース（再使用）の推進
 - ③リサイクル（再生利用）の推進

- 2-2 ごみの適正処理
 - ①ごみの適正な出し方の徹底
 - ②産業廃棄物・建設副産物の適正処理
 - ③不法投棄対策

基本目標3 「身近な環境の安全安心を守ります。」

- 3-1 公害対策等 95
 - ①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実
 - ②近隣公害等の対策促進

- 3-2 有害汚染物質の適正管理
 - ①有害化学物質対策の実施
 - ②災害によるリスクの低減

基本目標4 「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します。」

- 4-1 創エネの推進 104
 - ①省エネルギーの推進
 - ②再生可能エネルギーの活用
 - ③未利用エネルギーの活用検討

- 4-2 地域エネルギーマネジメント構築の促進
 - ①関連機器・設備の導入・開発促進
 - ②地域エネルギーマネジメント構築の促進
 - ③蓄電などによるリスク管理

基本目標 5 「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます。」

5-1 地球温暖化対策の推進 …………… 1 1 2

①温室効果ガス削減のための取り組み

②低炭素な暮らしに向けた取り組み

5-2 ヒートアイランド対策の推進

①都市構造の改善

②適応策の普及促進

巻末資料 環境白書・資料編…………… 1 2 7

ご意見・ご要望…………… 1 5 2

第1章 新宿区の環境

1 環境白書作成の趣旨

新宿区では、平成16年1月に平成15年度から平成24年度を計画期間として「新宿区環境基本計画」を策定しました。環境基本計画では、区が直面する政策課題に対して環境保全施策を体系的に整備しています。平成20年2月には、地球温暖化対策をめぐる状況が大きく変化したことを受け、環境基本計画の平成20年度から24年度までの後期5年間について改定を行いました。

平成25年2月には平成25年度から平成34年度を計画期間として「新宿区第二次環境基本計画」を策定し、計画を進めています。

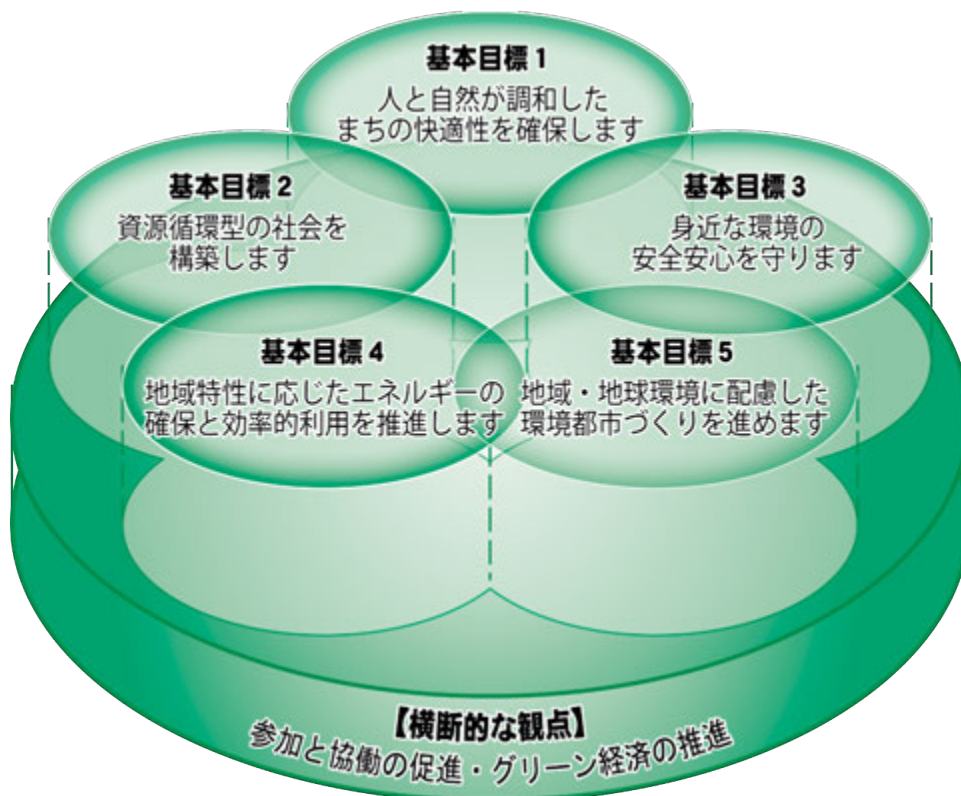
「環境白書」は、環境基本計画の実効性を担保するために、その進捗状況を点検・評価するものです。今回の環境白書は、平成26年度をその対象期間とし、第二次環境基本計画に添って点検・評価しました。

2 第二次環境基本計画の施策体系

第二次環境基本計画は、「参加と協働の促進」「グリーン経済の推進」の2つを横断的な観点として位置付け、5つの基本目標の実現に向けて取組みを進めています。

5つの基本目標のもとに10の個別目標を設定し、個別目標達成のために25の施策を掲げています。

また、「主体的な環境活動とネットワーク化の促進」、「環境学習の推進」、「スマートコミュニティの形成」の3つの取組みを重点的な取組みとして位置付けています。



第二次環境基本計画の体系



3 第二次環境基本計画の重点的な取り組み

「重点的な取り組み」とは、目指すべき環境都市像を実現するため、現在の社会動向を踏まえつつ、これまでの新宿が蓄積し培ってきた地域の力と、新宿に集まる多種多様な人のもつエネルギーとが創り出す「新宿力」を活用し、新宿区が重点的に取り組んでいく3つの取り組みをいいます。環境白書では基本目標単位で評価・点検を行っています。

(1) 主体的な環境活動とネットワーク化の促進

区内各地で行われている環境活動について、さらなる活動の広がりや活発化のため個人や地域の主体的な環境活動とネットワーク化を促進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1-1② 生物多様性に配慮した環境づくり | 1-2① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1② リユース（再使用）の推進 |
| 2-1③ リサイクル（再生利用）の推進 | 4-1① 省エネルギーの推進 |
| 5-1① 温室効果ガス削減のための取り組み | |

【概要】

新宿区では、さまざまな環境活動が区内各地域で活発に行われていますが、中でも「新宿エコ隊」の活動や「新宿『みどりのカーテン』プロジェクト」の取り組みは、登録者数や活動参加者数が増加傾向にあり、今後一層の活動の広がりが期待できます。また、区外でも「新宿の森」における森林保全体験やカーボン・オフセットの取り組みが行われています。これらの環境活動について、インターネットを活用した情報発信や情報交換、学校など教育機関での展開、イベントなどを通じた世代間交流など、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動促進を図ります。

(2) 環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、全ての世代に対する環境学習を推進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1-1① 水とみどりの環境整備の推進 | 1-2① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1② リユース（再使用）の推進 |
| 4-1① 省エネルギーの推進 | 5-1② 低炭素な暮らしに向けた取り組み |

【概要】

新宿区では、エコリーダー養成講座や事業者による出前講座など、区民や事業者が自ら学び、実践していく取り組みが活発に行われています。また、毎年「環境白書」を発行し、新宿区の環境の現状を公表し、区民・事業者の意識向上を促しています。

こうした取り組みにより区民・事業者の環境への意識は向上しており、具体的な活動へ繋がってきている状況にあります。さらに、エコリーダー養成講座の修了生が、今度は講師となり、次の世代の子どもたちの教育を行うなど、新たな展開も見えはじめています。環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、子供からお年寄りまで全ての世代に対する環境学習を推進します。

(3) スマートコミュニティの形成

「新宿力」のひとつである集積の力を活用するとともに、将来的なグリーン経済の発展を見据えスマートコミュニティの形成を図る取り組みです。

(対応する個別施策)

4-1① 省エネルギーの推進

4-1③ 未利用エネルギーの活用検討

4-2② 地域エネルギーマネジメントの構築の促進

5-1② 低炭素な暮らしに向けた取り組み

4-1② 再生可能エネルギーの活用

4-2① 関連機器・設備の導入・開発促進

4-2③ 蓄電などによるリスク管理

5-2① 都市構造の改善

【概要】

人やモノが多く集積するということは、小さな努力、小さな取り組みでも多大な効果を生むことが可能であることを意味します。多くのビルや商業施設、事業所が集まり、多くの人が訪れる新宿区には、その力を活かす大きなポテンシャルがあるといえます。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した機器や蓄電設備に関する区民や事業者の関心も高く、すでに導入されている西新宿での地域冷暖房の高度化をはじめとして、地域全体での取り組みも期待されます。

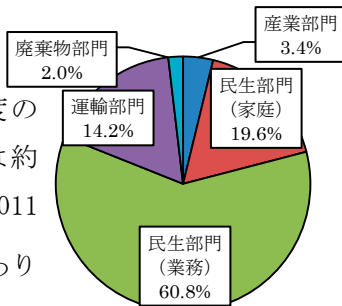
このように、将来的なグリーン経済の展開を見据え、区民・事業者が、エネルギー使用に関しての見える化やネットワーク化を図ることにより、単なる消費者の立場からエネルギーをマネジメントする立場へと進み、区はこれらを促進するための情報提供や環境整備を行い、スマートコミュニティの形成を推進します。

4 新宿区の環境の現状

新宿区などの都市では、地球温暖化による気温上昇に、ヒートアイランド現象がもたらす気温上昇が加わり、都市の温暖化は急速に進んでいます。以下に本区の特徴を示します。

CO₂ 排出量

2012(平成 24)年度の区内の CO₂ 排出量は約 323 万 t-CO₂ であり、2011 年以降、増加傾向にあります。



図：部門別の CO₂ 排出量
(2012 (平成 24) 年度)

部門別にみると、民生部門(業務)の排出量が多いことが特徴で、民生部門(家庭)を合わせた民生部門だけで、全体の約 80% と非常に高い割合を占めています。

新宿区の取り組み

区民に向けた取り組みでは、みどりのカーテンの普及や省エネルギー機器の導入助成を、事業者に向けた取り組みでは、省エネルギー診断などを行っています。区の取り組みとしては、区有施設への太陽光発電システムの導入や、新宿の森でのカーボン・オフセット事業等、様々な対策に取り組んでいます



みどりのカーテン

気候

年平均気温は上昇傾向であり、真夏日日数や熱帯夜日数は増加傾向にあります。

業務ビル、住宅及びアスファルト等の人工被覆面からの熱負荷が大きく、ヒートアイランド現象が起きています。

人口・世帯

人口・世帯数ともに 2000(平成 12)年以降は概ね増加傾向にあります。年齢別にみると、高齢世代は全国傾向と同様に増加しています。

また、単身世帯や外国人登録人口が多く、昼間人口が夜間人口の約 2.3 倍あり日中の業務活動が活発なことも特徴です。

土地利用や建築物

集合住宅や事務所建築物が 50%以上を占めており、中でも中高層建物の割合が高くなっています。

産業構造

産業分類別にみると、第三次産業が 90%以上を占めています。

区内には約 3 万 2 千の事業所があり、そのうち約 70%は、従業員数 10 人未満の小規模事業所です。

・ 新宿区内の温室効果ガス (CO₂) 排出量

23 区標準 CO₂ 排出量算定手法による新宿区の排出量(実績値)

	1990 年度	2010 年度		2011 年度		2012 年度	
	1,000t-CO ₂	1,000t-CO ₂	90 年度比	1,000t-CO ₂	90 年度比	1,000t-CO ₂	90 年度比
産業部門	274	109	-60.2%	108	-60.6%	109	-60.2%
民生部門	1,640	2,219	+35.3%	2,314	+41.1%	2,599	+58.5%
家庭	399	515	+29.1%	568	+42.4%	632	+58.4%
業務	1,241	1,704	+37.3%	1,747	+40.8%	1,966	+58.4%
運輸部門	519	433	-16.6%	450	-13.3%	459	-11.6%
廃棄物部門	30	63	+110.0%	63	+110.0%	65	+116.7%
合計	2,464	2,823	+14.6%	2,935	+19.1%	3,232	+31.2%

※各部門の排出量と合計は、四捨五入の関係で異なることがある。

・ 新宿区の CO₂ 削減目標

「新宿区地球温暖化対策指針」による削減目標は下表のとおり。

年度	1990(平 2)	2011(平 23)	2012(平 24)	2013(平 25)
排出量	2,464(実績)	2,935(実績)	3,232(実績)	2,626(目標値)
1990 年度比		+19.1%(実績)	+31.2%(実績)	+6.7%(目標)
対前年度削減量		▲112	▲297	606

※2011(平 23)年度以降は「新宿区地球温暖化対策指針」により取り組む。

単位:1,000t-CO₂

・ 新宿区の事業による CO₂ 削減量(26 年度実績)

		項 目	件数等	CO ₂ 削減量	計	
区	1	太陽光発電システム（区有施設）	11 件	62.52t-CO ₂	1,087.07t-CO ₂	
	2	伊那市でのカーボン・オフセット	142ha	447.2t-CO ₂		
	3	沼田市でのカーボン・オフセット	12.03ha	36.3t-CO ₂		
	4	あきる野市でのカーボン・オフセット	2.79ha	20.05t-CO ₂		
	5	グリーン電力購入	100 万 kW	521t-CO ₂		
区民・事業者	1	新宿エコ隊 『区民 3,554 隊員:学生 134:事業者 136』		約 952t-CO ₂	3,043.27t-CO ₂	
	2	新エネルギー機器等導入		約 2,091.27t-CO ₂		
		太陽光発電システム（住宅用）（H21～H26 年度分）		2644.76 kW		約 1377.92t-CO ₂
		太陽光発電システム（事業者用）（H22～H26 年度分）		175.8kW		約 91.59t-CO ₂
		太陽熱給湯システム（H21～H26 年度分）		4 件		約 3.19t-CO ₂
		エコキュート（H21～H26 年度分）		250 件		約 17.25t-CO ₂
		エコジョーズ（H21～H24 年度分）		1,163 件		約 348.60t-CO ₂
		エコウィル（H21 年度分）		6 件		約 5.22t-CO ₂
		エネファーム（H22～H26 年度分）		165 件	約 247.50t-CO ₂	
合計		26 年度 CO ₂ 削減量実績			4,130.34t-CO ₂	

※電力の排出係数は 0.521 kg-CO₂/kWh (2013 年度都内全電源排出係数) を使用

※「区民・事業者」の削減量は「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき算定

・ 新エネルギー等の補助金助成件数(区民・事業者用)

件数

	種 類	23年度	24年度	25年度	26年度
1	住宅用太陽光発電システム	118	190	76	66
2	太陽熱給湯システム	1	0	1	0
3	太陽熱温水器	1	2	0	0
4	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	49	39	35	20
5	潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)	279	315	－	－
6	家庭用燃料電池(エネファーム)	24	30	41	62
7	高反射率塗装	30	25	41	24
8	雨水利用設備	6	8	10	5
	住宅用小計	508	609	204	177
9	事業者用太陽光発電システム	14	6	1	1
合 計 件 数		522	615	205	178

※潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)の助成は機能の標準化に伴い平成 25 年度から廃止。

・ 新エネルギー等設置箇所数(区有施設)

種 類	太陽光発電システム	太陽光発電 照明灯 ※	風力発電	雨水タンク※	みどりのカーテン
1 保育園・幼稚園・子ども園	1	－	－	1	35
2 小 学 校	2	6	2	21	23
3 中学校等	4	3	3	8	8
4 公共施設	4	5	1	15	45
5 公 園	－	6	－	－	－
合計件数	11	20	6	45	111

※太陽光発電かん水装置及び散水用含む。数字は設置箇所数。

平成 27 年 3 月末現在

・ 「新宿の森」取り組み状況(※カーボン・オフセット)

カーボン・オフセットの事業を推進するとともに、間伐、植林や下草刈り体験等を通じた環境学習の場、及び地元住民との交流の場として活用していきます。(次ページ参照)

カーボン・オフセットは、一つの手段です。区とかかわるすべての人々が、小さなことから始められる CO₂削減を日々実践してこそ、地球温暖化防止に大きな効果が生まれます。

※カーボンオフセット:区の森林整備事業による CO₂吸収量を、区内の CO₂排出量の一部と相殺すること。

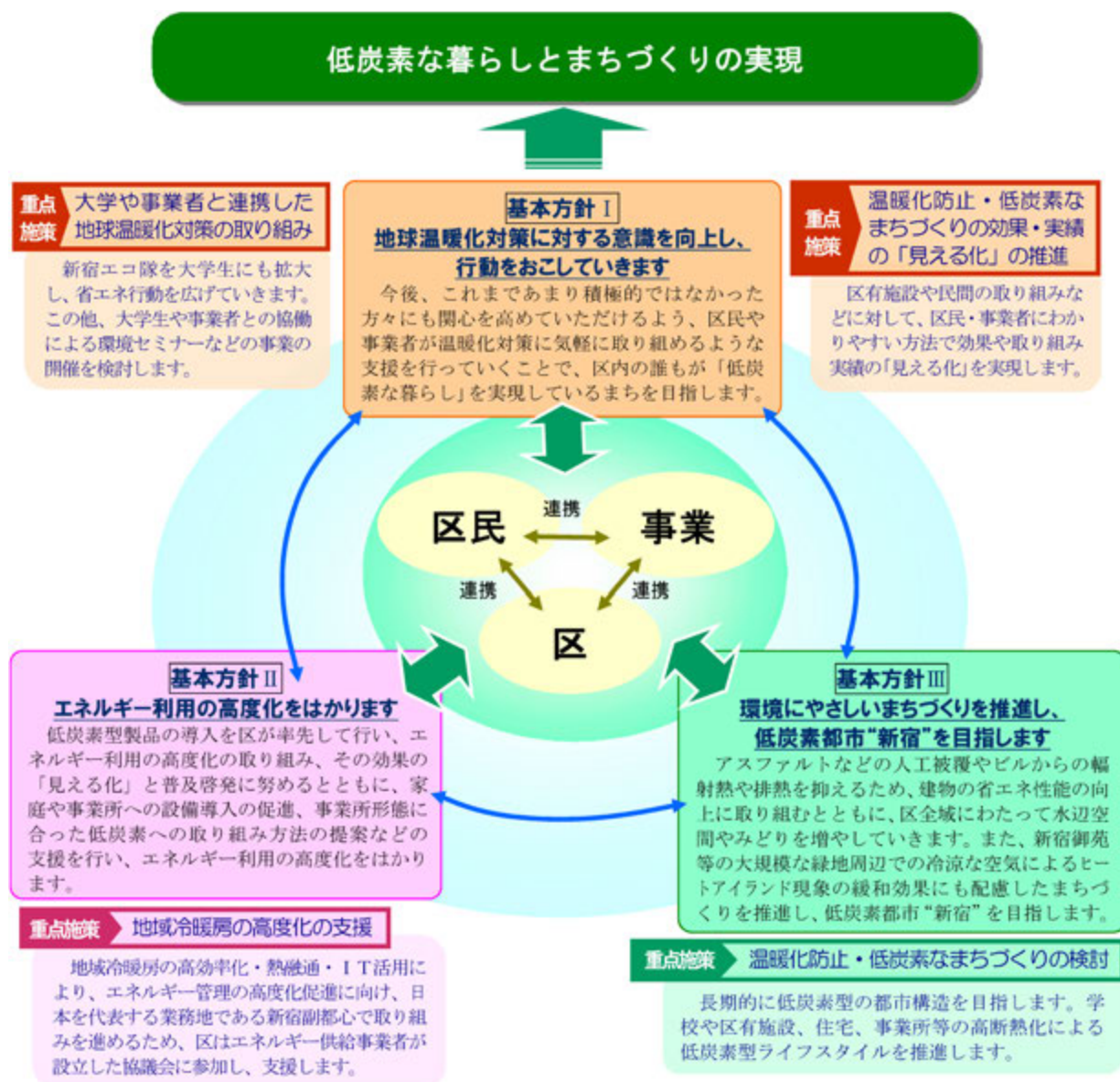
名 称	新宿の森・伊那	新宿の森・沼田	新宿の森・あきる野
所在地	長野県伊那市 ①長谷溝口 ②ますみヶ丘	群馬県沼田市白沢町高平	東京都あきる野市戸倉
新宿からの距離及び所要時間	約 220km ・中央自動車道「伊那 IC」(約 3 時間) ・高速バス「伊那市」(約 3.5 時間)	約 190km ・関越自動車道「沼田 IC」(約 2 時間) ・上越新幹線「上毛高原」(約 2 時間)	約 50km ・圏央道「あきる野 IC」(約 1 時間) ・JR 五日市線「武蔵五日市」(約 1 時間 10 分、バス 15 分)
対象面積・規模 〈所有者〉	①483.60ha(年間約 30ha 間伐) ②ますみヶ丘約 0.4ha 〈伊那市〉	約 17.2ha (ゴルフ場跡地、芝育成跡地) 〈社団法人高平公益社〉	3.73ha (森林) (うち 2.79ha に植林) 〈あきる野市〉
借用期間	10 年間 (H21.5～H30.3)	10 年間 (H22.5～H32.3)	11 年間 (H22.4～H33.3)
協 定	・20.2「地球環境保全のための連携に関する協定」(基本協定)締結 ・21.5「新宿の森の使用に関する協定」締結。「伊那市市有林森林整備実施に関する協定」(実施協定)締結 (鹿嶺高原での間伐)	・22.3「地球環境保全のための連携に関する協定」(基本協定)締結 ・22.5「『新宿の森・沼田』の森林整備実施に関する協定」(実施協定)締結	・22.3「地球環境保全のための連携に関する協定」(基本協定)締結 「『新宿の森・あきる野(企業の森)』の森林整備実施に関する協定」(実施協定)締結
21 年度実績	①間伐(委託) 28.72h ②21.5 調印式及び「新宿の森」開設イベント(区民、区内小学生等 70 名、伊那市 100 名参加) ③間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター		・22.3 (財)東京都農林水産振興財団の仲介(都「企業の森」制度)による調印式
22 年度実績	①間伐(委託) 29.87ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター	・森林整備(委託)3.93ha⇒8,100 本(コナラ等植林) ・5/9 調印式、「新宿の森」開設イベント、コナラ植林 4,000 本(2ha)(新宿エコ隊、区内小学生等 120 名、沼田市 280 名参加) ・下草刈り体験(8/20) 環境学習情報センター	・森林整備(委託)0.6 ha⇒1,200 本(広葉樹植林) ※23.3 予定の開設イベントは、東日本大震災により延期

名 称	新宿の森・伊那	新宿の森・沼田	新宿の森・あきる野
23 年度実績	①間伐(委託) 32.13ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター	・森林整備(委託) (8.41ha) ア植林 4.48ha (8,600 本コナラ) イ下草刈り 8.41ha⇒2 回 ・植林体験 (5/7) 2,500 本 (1.24ha) 新宿エコ隊、 区内小学生等約 100 名参加、 沼田市約 170 名参加 ・下草刈り体験 (8/18) 区民等約 70 名	・森林整備(委託) 1.69ha⇒ 5,070 本 (針葉樹植林) ・植林体験・開設イベント (10/29) 1,000 本 (0.5ha) 広葉樹 新宿エコ隊、区内小学生等約 50 名、あきる野市約 60 名、 東京都他 10 名参加
24 年度実績	①間伐(委託) 29.52ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 4 校 ・環境学習情報センター	・森林整備(委託) (12.03ha) ア植林 3.62ha⇒7,240 本 (ミズ ナラ・クリ) イ下草刈り 12.03ha⇒2 回 ・植林体験 (5/26) 2,500 本 (1.24ha) 新宿エコ隊、 区内小学生等約 115 名、沼田 市約 160 名参加 ・下草刈り体験 (8/21) 区民等約 40 名	・森林整備(委託) 下草刈り 2.79ha 補植 1.69 ha ・下草刈り・間伐 体験 (6/23) 区民等 50 名
25 年度実績	①間伐(委託) 22.90ha ②間伐体験 ・環境学習情報センター-指定事業 (荒天中止) ・小学校移動教室 4 校	①森林整備(委託) 12.03ha ・下草刈り 12.03ha (2 回) ②環境体験学習イベント (8/24、25) 親子 11 組 26 名 沼田市関係者約 50 名参加	①森林整備(委託) 下草刈り 2.79ha 間伐 0.38ha ②下草刈り 体験 (6/22) 区民等 30 名
26 年度実績	①間伐(委託) 27.47ha ②間伐体験 ・小学校移動教室 6 校 (江戸川, 愛日, 牛込仲之, 落六, 西新宿, 四六) ③環境体験学習イベント (9/6, 7) 間伐体験、森林イベント 区民 18 組 38 名	①森林整備(委託) 12.03ha ・下草刈り 12.03ha×2 回 ②環境体験学習イベント (7/26, 27) 下草刈り、自然体験 区民親子 11 組 22 名 沼田市関係者約 50 名	①森林整備(委託) 下草刈り 2.79ha 間伐 0.38ha ほか ②下草刈り体験 (8/23) 区民 23 名
環境教育	・区立小学校の間伐、植林・下草刈り体験等を通じた環境学習の場、及び地元住民との交流の場として活用		

	実績認証量（長野県）	実績認証量（群馬県）	実績認証量（東京都）
CO ₂ 吸収量 (実績値)	21 年度⇒130.0t-CO ₂	22 年度⇒11.9t-CO ₂	24 年度⇒20.05 t-CO ₂
	22 年度⇒225.7t-CO ₂	23 年度⇒25.4t-CO ₂	※認証制度 24 年度から。
	(21 年度実施地分含む)	(22, 23 植林地)	25 年度⇒20.05 t-CO ₂
	23 年度⇒296.8t-CO ₂	24 年度⇒36.3t-CO ₂	26 年度⇒20.05 t-CO ₂
	(21～22 年度実施地分含む)	(22, 23, 24 植林地)	
	24 年度⇒377.4t-CO ₂	25 年度⇒36.3t-CO ₂	
	(21～23 年度実施地分含む)	(22, 23, 24 植林地)	
	25 年度⇒456.3t-CO ₂	26 年度⇒36.3t-CO ₂	
	(21～24 年度実施地分含む)	(22, 23, 24 植林地)	
	26 年度⇒447.2t-CO ₂		
	(21～25 年度実施地分含む)		

- ・ 「新宿区地球温暖化対策指針」

区は、地球温暖化対策の先進的な都市となることを目標に、「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき、CO₂削減のため3つの基本方針を以下のように設定し、23年度から実施しています。



低炭素なまちづくり実現に向けたトータルイメージ

第2章 区内の環境活動・環境学習

◇地域での環境活動の取り組み

1 区立小中学校での環境学習

学校で行う環境教育は、生涯を通じた環境学習の基礎となります。区内の小・中学校では、総合的な学習の時間等を利用して、創意工夫を凝らした環境への様々な取り組みが行われています。

<津久戸小学校>

緑の少ない都心の学校。少しでも子供達に自然を感じてもらいたい。

津久戸小学校では、児童が自然と触れ合う機会を増やそうとさまざまな取り組みをしています。昨年度5月にビオトープが完成しました。休み時間になると、ビオトープの周りにたくさんの児童が集まり、生き物とのふれあいを楽しんでいます。今はザリガニとメダカが中心のビオトープですが、たくさんの生き物が生息できるような場にしていきたいと思っています。都心の学校でも自然の生き物を目にすることができるよう学校を目指しています。



<江戸川小学校>

3年生では、総合的な学習の時間に、「やご救出大作戦」を実施し、環境への理解を深める指導を行っています。水泳指導が始まる前に、プールで繁殖したやごを児童が網を使って救い出し、学校のビオトープへ放してあげる活動です。この活動は、身近な小さな命の尊さに気付き、自然環境を意識し大切にする態度を育むきっかけとなっています。

この他にも低学年は「地域協働学校環境支援部」と協働して、学校の敷地内に草花や野菜を植えたり、水やりをしたりなどの活動に取り組んでいます。4年生は、みどりのカーテン作り、5年生は、米作りなど各学年栽培活動を行っています。

「命あるものを大切にして、みんなと一緒に環境を守っていこう。」という視点から、全校で環境教育を推進していきたいと思っています。



<市谷小学校>

本校では、5年生を中心に地球温暖化等の環境問題について、総合的な学習の時間等で学習を行っています。また、自分たちができる取り組みとして、環境委員会によるアルミ缶の回収・エコキャップ集め、飼育・栽培委員会が地域・保護者の「みどりのボランティア」と協働して、学校の敷地内や大久保通りに草花を植えたり、水やりをしたりなどの取り組みも継続して行っています。4年生によるみどりのカーテンづくり、第二校庭のビオトープを活用した理科の授業等、様々な取り組みを通して、子供たちの環境に対する意識の向上、実践力の育成を図っています。



<愛日小学校>

菜園で収穫した野菜を使って、6年生は「一流シェフに学ぶ料理教室」を実施しています。自然と触れ合い緑化の推進に努めながら、環境や食に関する学習に取り組んでいます。また、10月下旬に地域清掃（たて割り班を活用）を予定しています。



<早稲田小学校>

本校では、全校児童で、学校周辺の道路の環境美化に取り組んでいます。昨年度は、ごみゼロデーにちなんで5月29日に地域の清掃活動を行いました。いつも楽しく遊んでいる公園や通学路には、ごみが少しだけ落ちていました。「もっと多いかと思ったけれど、意外と少ないね。」「公園で遊んだときは、ゴミがあったけれど…」想像とは異なったゴミの少なさに、地域の方々が日々清掃をして、まちをきれいにしてくださっていることに気付きました。まちの住民の一人として、きれいな住みよいまちを作ることができるように児童一人一人が、気を付けて行動できるようにしています。



<鶴巻小学校>

本校では、地域を生かした「神田川学」に全校で取り組んでいます。低学年は「生活科」においてビオトープや神田川自然水族館を活用した学習を行いました。3年生以上は「総合的な学習の時間」に取り組んでいます。3年生は、町探検の学習を発展させ、地域の専門家から神田川の概要について学びます。4年生は、社会科の学習を発展させ、川と関わりのある地域産業について学びます。5年生は、「水の環境」という視点で神田川を見つめ、神田川の行き着く先である東京湾の環境まで考えます。6年生は、神田川に生息している生き物の「ふるさと」について調べ、そこから地域にいる動物、植物、昆虫について調査し、外来種の存在や実態について調べます。地域から学び、地域の環境について考え、地域を大切にする児童の育成を図っています。



<牛込仲之小学校>

毎年、4年生を中心に環境学習に取り組んでいます。『水道キャラバン』による「水の学習」、新宿東清掃センターの方による「ごみの学習」、など体験的な学習を中心に行います。また、1・2学期に各1回、全校で「クリーンアップ仲之」という地域清掃活動を行っています。学校周辺や公園・商店街などの清掃・美化を通して、自分たちが生活する学校や街を大切に、愛する気持ちを育てる活動に取り組んでいます。地域協働学校の取り組みの一つとして、各町会の方々にもお声掛けし、地域の方と一緒に清掃活動を行います。



<富久小学校>

4年生は1年間の様々な地球環境の問題について学習を進めてきました。児童は一人一人が学習テーマをもち、地球温暖化、生物多様性、リサイクル、水環境、資源エネルギーなどそれぞれの学習テーマに沿って学習を進めました。また、昨年度に引き続き、環境日記、グリーンカーテンにも取り組み、実体験を通した環境学習を進めました。さらに、身近な自然の豊かさに気づくことも環境学習の第一歩ということから、学区内の公園を舞台にネイチャーゲームにも取り組みました。子どもたちは身近な自然の豊かさを再発見し、自然を身近なものとして感じるきっかけとすることができました。



＜余丁町小学校＞

学習指導要領に示されている「勤労生産・奉仕的行事」として社会奉仕の精神を養うとともに、清掃活動を通して、自分の住む地域の環境美化に貢献し、一層の公共心・公德心の育成を図りたいと考え、地域清掃に取り組んでいます。清掃場所は、「若松河田駅前」「抜弁天北公園」「学校南側バス停から若松地域センター前」「余丁町幼稚園東側」「お城の公園」で、毎学期1回、実施日を決めて2学年単位で学級ごとに清掃しています。実施日には、保護者等にボランティアもお願いしています。



＜東戸山小学校＞

本校では、「本物から学ぶ」をキーワードとして様々な人材、施設・設備を活用して体験を重視した学習を進めています。また、環境を学ぶ中で、多様な生き物が生活していることに気づき、よりよい生活(持続可能社会)とは何かを追究し、これからの社会で力強く、前向きに生きていく力を育成しています。

第1・2学年

ヤギの飼育を通して、動物と人とのつながり、命の尊さに気づき、生あるものすべてを大切にする心の教育を充実させながら、環境を大切にする態度を身に付け実践できる児童が育成できるように学習を進めています。



第3・4学年

学校内にある土手や学校周辺のフィールドワークを通して、自分たちが住んでいる地域の環境について考え、自然を大切にする気持ちや態度を養うようにしています。



第5学年

社会科の学習と関連させて、田おこしから始める米作りを通して、米の収穫だけではなく水田に集まる様々な生き物にも目を向けさせ、自分たちの食生活と環境について学んでいます。また、エコギャラリー新宿との連携も重視しています。

第6学年

人を含めた「生き物」と環境に焦点を当てて学習に取り組んでいます。環境教育を通して、命の尊さ、人とのつながり、生きるということなど、様々なことに学びを広げています。

家庭と連携した取り組みでは、3年生以上の児童が、「みどりの小道環境日記」に取り組み、身のまわりを取り巻く自然環境に目を向け、気づいたことを日記に書くようにしています。

＜四谷小学校＞

3年生恒例の「花いっぱい運動」。子供たちは、町に飾る花を心を込めてプランターに植えました。四谷地区協議会の皆様と本校スマイルクラブ（地域ボランティア）の皆様の協力を得ながら、地域に根付いた活動となっています。春にはベゴニア、秋にはパンジーを植え、商店や街角に置かせていただきます。子供たちは当番を決めて水やりを行うなど、活動は一年を通して続きます。学区域を歩くと『四谷小学校3年生 花いっぱい運動』というプレートのあるプランターを目にします。花の世話を通じて、自分たちが花を大切に育てている実感を得られるとともに、地域の皆様とのコミュニケーションも芽生え、とても嬉しくなります。



＜四谷第六小学校＞

校庭が全面天然芝です。夏の暑い日差しの中、芝生の上を吹き抜ける風はとてもさわやかです。児童は、はだしで走ったり、寝転がったりして遊べる校庭が大好きです。芝生ボランティアの人たちと一緒に、児童も芝刈りなどの手入れをし、芝生ならではの環境を大切にしています。

総合的な学習の時間には、屋上にあるプールでヤゴとりをしました。教室で羽化させたトンボを芝生の校庭に放すことができました。



＜花園小学校＞

毎年、地域の清掃活動（クリーンアップ大作戦）を実施しています。この活動は、「5・30=ごみゼロ」の日に合わせて、たてわり班10のブロックに分けて行います。今年度も、地域の親交会の方々と一緒に、地域清掃活動に取り組みました。

当日は、学校周辺のゴミを拾いながら、地域の方と交流する楽しさも味わいました。今後も清掃活動等を通して、地域への愛着と美化意識を高め、自分にできることを考え、実践する態度を育てていきます。



＜大久保小学校＞

大久保小学校では3年生が小泉八雲公園の花植え、4年生が内藤唐辛子の栽培とみどりのカーテンへの取り組み、5年生が地域のゴミ拾い、6年生は、地域の伝統の花である大久保つつじの観察や保護活動を行い自然を守ることの大切さや環境を守るための努力について学んでいます。

また毎年2回、「春のごみゼロ」「秋のごみゼロ」と題して、全校児童が地域の方々と一緒に、清掃活動に取り組んでいます。地域の美化活動を通して、よりよい環境づくりやリサイクルへの児童の意識を高めるとともに、地域の一員としての認識を深めることもねらいとしています。



＜天神小学校＞

本校では、毎年4年生が、理科の学習に関わって、「みどりのカーテン作り」に取り組んでいます。昨年度は、外壁工事が行われたため、設置場所を縮小しての実施となりましたが、今年度は、校庭の芝生とともに緑豊かな様子を見せてくれています。

総合的な学習の時間には、ごみの削減・分別について全校に呼びかけを行い、その結果を環境学習発表会で報告しました。

また、地域と協力して東北復興支援の「絆のひまわり」を栽培し、地域の緑化活動にも取り組んでいます。



＜戸山小学校＞

本校は平成27年度「地域とともに子どもを育てる学校」として、地域協働学校になります。95周年記念の際に植えた、地域の花「大久保つつじ」もきれいに咲きました。各学年の花壇では、アサガオ、ヒマワリ、ホウセンカのお花や、オクラ、ピーマン、ナス、大豆、サツマイモ等の野菜が栽培され、子どもたちが大切に育てています。会議室前のみどりのカーテンも日陰を作り、クーラーの利用を抑えることが出来ました。また、雨水を利用して、栽培をしています。環境にやさしい取り組みをこれからも続けていきます。



<戸塚第一小学校>

毎年5年生がお米作りに取り組んでいます。今年はバケツ稲に挑戦しました。5月に田んぼの土に触れながら準備を始め、J A山形おきたま青年部のご指導を受けて田植えをしました。夏休み中は当番の子供たちが毎日水の管理をするとともに稲の成長を確かめます。これから稲穂が実り、秋の収穫を楽しみにしています。種もみ選びから稲刈りまで、稲を育てる活動や体験を通し、自然や環境について多くのことを考え、豊かな心を育んでいます。



<戸塚第二小学校>

「戸二農園」で全校児童が農業体験活動を行います。

「トウモロコシ」「えだまめ」「大根」、江戸東京野菜の「内藤とうがらし」「早稲田みょうが」など、多種多様な作物を育てています。土づくりから始まり、苗植え、水やり、観察等、活動も多岐にわたります。収穫する日を楽しみに戸二農園に足を運ぶ子供たちの姿が多く見られます。

中でも大根づくりは戸二小の伝統の一つです。一人一本の大根を育て、収穫します。立派に育った大根を手にした子供たちの表情は笑顔にあふれています。

この農業体験活動には、スクールコーディネーターをはじめ、地域の皆様が「グリーンボランティア」として協力してくださっています。『地域と協働して子供を育てる』、戸塚第二小学校の特色である「戸二農園」での農業体験活動を今後も大切にしていきたいと思っています。



＜戸塚第三小学校＞

本校では、環境に関する取り組みとして全校で年2回、地域清掃活動を行っています。これは、新宿区のごみゼロデーに合わせ、町会の方々にもご協力をいただいで実施しています。地域をきれいにする活動から環境への関心や理解が深まり、地域の一員としての自覚も少しずつ高まっています。

4年生では地域を流れる神田川についての学習をしています。1年間かけて、水質検査、川に住む生物の調査、神田川の清掃活動等を行い、環境について考えていきます。

また、各学年でも、バケツ稲の栽培、大豆づくり、みどりのカーテンへの取り組み等、植物の栽培活動を通して、身近な自然や環境について学び、自分たちができることについて考えています。

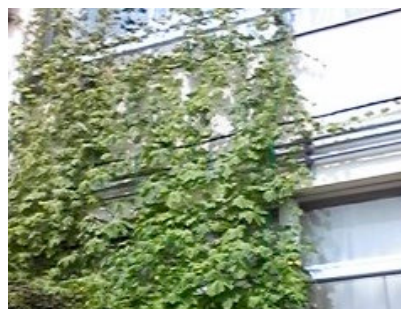


＜落合第一小学校＞

本校では、全校でごみの分別に力を入れ、資源を大切にすることを育てています。ごみの分別を通して自分たちの生活を振り返り、住みよい社会について考えています。特に4年生は、新宿清掃事務所の協力の下、ごみがどのように処理されるかを学習しています。社会科見学では、中央防波堤埋立処分場や清掃工場の見学を行い、家庭や学校から出たごみの行方に関心をもって学習しています。これらの学習を行うことで、自分たちがこれからどのように生活していったらよいかを考えています。

また本校は、毎年、新宿区の「ごみゼロデー」の活動に参加しています。全校で地域清掃活動に取り組むことで、児童に学校や地域をきれいにしようとする気持ちが育ってきました。

今年度も、5年生が新宿区の「みどりのカーテン」を実施することになりました。ゴーヤを育て校舎に「みどりのカーテン」をつくる活動を通して、環境についての関心を高めていきたいと思っています。



＜落合第二小学校＞

「落合の里」での稲作体験は 12 年目になります。J A山形おきたま飯豊会青年部のご指導を受けて毎年 5 年生が取り組んでいます。ところが、お米づくりは、台風や鳥害、虫害等自然力に左右されることが多く、子どもたちは日々問題解決に向けて知恵を出し合って学習しています。その中で学ぶことは教科書を超えた内容です。今年こそ今までで最高の 17 kg 以上の収穫を目標に取り組んでいます。その他にも大賀ハス、フキ、ワラビ、ウルイ、カキ、オミナエシ、アヤメ、ハギ、ガマなど四季折々の植物が育ち、子どもたちの目を楽しませ豊かな心を育てています。また、地域の方々にも愛され、CO₂ 削減にも一役担っています。

4 年生は今年で 6 年目になる校内のみどりのカーテンの他、校外での上落中通りに花を植える年 2 回の「花いっぱい運動」に取り組んでいます。街の景観美化を図るだけでなく防犯にも役立っていることが分かり、活動の意欲を高めています。



＜落合第三小学校＞

校庭に緑を増やして、環境問題について考えよう！

～環境教育におけるみどりのカーテンプロジェクト～

本校では、新宿区の施策である「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまちづくり」の一環として、みどりのカーテンづくりを平成 22 年度から行っています。総合的な学習で環境学習を扱う 5 年生がみどりのカーテン作りを行います。

毎年 5 月中旬から、「落合三世代交流を育てる会」の世話人でもあり、本校の施設管理員さんが中心となって、土づくりや、ゴーヤの苗の植え方、育て方を丁寧に子供たちに教えていただいています。

この「みどりのカーテン」の取り組みを通して、区の問題について調べ、環境改善のために自分にできることを考え実践していきます。



＜落合第四小学校＞

本校では、学校の隣にあるおとめ山公園で活動している『落合蛍』を育てる会』から分けていただいた蛍を、「落四ほたる」として飼育しています。公園では毎年夏に蛍を鑑賞する会が実施されており、合わせて本校でも小学生向けに「蛍の夕べ」という鑑賞会を開いていただいています。また今年度は校庭の池で蛍の幼虫を育てる取り組みに挑戦しています。



＜落合第五小学校＞

本校では、「自分たちが生活する学校や町を大切にする気持ちをそだてよう」というねらいのもと、地域清掃を実施しています。1学期に2年・4年、2学期に1年・6年、3学期に3年・5年と2学年ずつペアを組み、地域を2つの活動エリアに分け、ごみを拾って回ります。子どもたちには、地域住民の一員であるという自覚をもたせ、町を汚さないという意識を高めさせています。地域の人と挨拶をかわしながら、たばこの吸い殻、お菓子の袋、缶などを積極的に拾っています。



地域学習に取り組み、地域への関わりが増え、愛着が増してきています。自分たちの町をきれいにしようという意識が高まっています。

＜落合第六小学校＞

校庭には夏みかん（6年生）、ぶどう（5年生）、あんず（4年生）、びわ（3年生）、柿（2年生）、みかん（1年生）など実のなる木があります。学年ごとの担当の木を決め、その木を子供たちが大切にしています。それらの果実やサクランボなどの小さい木の実を目当てに、メジロ、オナガ、野生のインコ、シジュウカラなどの鳥たちもやってきます。ビオトープもあり、めだか、オタマジャクシ、ヤゴなどの生き物もいます。豊かな自然が子供たちの目と心を楽しませてくれます。



また、本校には環境委員会という委員会があり、様々な動植物の観察を主体的に行い、掲示板等を通じて発表しています。4年生は屋上のビオトープのお世話のほか、みどりのカーテンにもチャレンジし環境学習に生かしています。さらに、今年度より5年生が屋上に野菜の栽培を始めました。トマト、茄子、胡瓜、枝豆、いちごなどを育て農業について体験的に学習しています。

＜淀橋第四小学校＞

水はどこから来るのか…。私たちの生活に身近な水の問題について課題を立て学習を進めていきました。実際に学校にはどれだけの蛇口があるのか調べたり、歯磨きに使う水の使用量を調べたり、水道局の方のお話を聞いたり、体験や調査を続けました。これらの学習から、子ども達は、いかに生活の中で水が大量に使われているか、いかに多くの人々の手を経て水が供給されているかを学びました。そして、自然の力なしには、水を手に入れることができないことにも気づきました。話し合いでは、限られた資源を上手に無駄なく使う方法や、水を大切にしていける取り組みを考えました。



＜柏木小学校＞

平成 25 年度から、「鳴子瓜」の栽培に 4 年生が挑戦しています。徳川家光の時代、神田川周辺の土地に合った作物として栽培されるようになったまくわ瓜に、「鳴子(成子)坂」という柏木地区の地名から名付けたという、江戸東京伝統野菜です。今でいうスイカやメロンのような甘味として、新宿の宿場で評判だったとか。



昨年度は、江戸野菜の専門家や都市農地活用支援センターのご指導をいただき、約 30 個もの鳴子瓜を収穫することができました。みんなで瓜パーティーを開いて食べてみると、なるほど爽やかな甘さです。江戸時代に人気があったのもうなずけます。

本来は地面を這う作物ですが、校舎の窓際にネットを設置して、みどりのカーテンとしても機能するようにしました。今年も引き続き専門家のご指導を受けながら、昨年度以上の収穫を目指します。

＜西新宿小学校＞

雨水タンクを活用し、環境美化・栽培委員会を中心にみどりのカーテンへの水やりや打ち水を行っています。打ち水で実際に気温が下がり、みどりのカーテンで見た目にも涼しく過ごしています。また、生活科や理科などでキュウリ、ナス、トマト、ピーマン、サツマイモ、枝豆、ツルレイシ、内藤トウガラシ、内藤カボチャなど、育てて食べる活動をしています。自分たちで育てたものを食べることで好き嫌いを克服し、給食の残菜を減らすことでも、ごみ減量につなげています。



さらに、新宿中央公園の清掃活動を行いました。普段遊びなどで使っている公園も、落ち葉やごみなどが多くあることに気付きました。清掃してくださっている方に感謝の気持ちをもつと共に、公園を大切にしていこうという気持ちが生まれました。

＜西戸山小学校＞

「4年生 百人町草花隊の活動」

「5年生 田植えと稲刈り」

西戸山小学校は、平成15年から学校近くのポケットパークを区から借りて、草花や野菜を育てる活動を毎年続けています。子供たちは草花や野菜を育てることを通して、それぞれの特長を知り、生長や収穫の喜びを味わっています。毎年10種類以上の野菜を育てています。地域の方々から温かい励ましの言葉をいただき、子供たちも意欲的に取り組んでいます。



5年生は、埼玉県杉戸町の田んぼを借りて、田植えと稲刈りを体験します。本年度もまず、田植えを行ってきました。校内でもバケツ稲作りに取り組み、食や農業について多面的に探究する学習を進めています。秋の稲刈りが楽しみです。

＜牛込第一中学校＞

本年度も環境学習の一つとして、理科の学習内容「植物のからだのつくりとはたらき」の発展学習として、生物部が中庭の畑でさつまいもの栽培を行う予定です。また本年度は、玄関前スロープ・校庭花壇に沿い、生徒通用門花壇のプランタに、それぞれゴーヤを植え、「みどりのカーテン」の取り組みを行っています。



みどりのカーテン

授業や放課後に水やりをおこない成長の様子を観察しながら、学習に生かしています。また、収穫したゴーヤ・さつまいもは「食育」の一環として、生徒の手で調理します。

＜牛込第二中学校＞

本校の「みどりのカーテン」の取組は今年6年目となりました。毎年、ゴーヤの種を新宿区よりご提供いただき、大切に育てています。6月には、ゴーヤのかわいらしい黄色い花が見られます。今年は朝顔にも挑戦しています。

また生徒会本部が、主体的に取り組む、毎年の「打ち水大作戦」では、「雨水タンク」の水を大いに活用しています。



＜ゴーヤの花と雨水タンク＞

＜牛込第三中学校＞

今年度も生徒会が中心になって行う、ペットボトルキャップ回収などのリサイクル活動の他に、環境委員会を中心とした緑化美化活動（夏：日日草の植え付け、アサガオのみどりのカーテン、冬：プランターにチューリップを植える活動）、ゴミの分別促進活動にも取り組んでいます。

また、秋には生徒会・環境委員会がリーダーシップを発揮して、学校周辺の落ち葉掃きを行います。昨年度は落ち葉掃きの際、銀杏を拾い集めて実をむき、洗い、地域・保護者の方々に配布する活動も行いました。PTA 活動においても、プリンターのインク回収等、エコに努めています。本年度も全校生徒、地域・保護者の方々がエコに対する意識を高められるように、取り組んでいきます。



《チューリップの鉢植え》



《落ち葉掃き》



《銀杏の洗浄作業》

＜四谷中学校＞

地域の方と一緒に開校以来 15 年間ごみゼロデーに取り組んでいます。春は 1 年生が全員、秋は全学年から有志が参加しています。自分たちの町を自分たちの手で美しくするという心が育っています。新苑学級ではみどりのカーテンを設置しゴーヤを育てたり、畑で作物を育てたり、地域の方々と田植えや稲刈りをしています。小さな水田ですがトンボやカエルもやってきます。また、毎年 CO₂ 削減アクション月間に 1 年生全員が、節電対策に取り組み、環境への意識を高めています。



＜西早稲田中学校＞

1 年生は女神湖移動教室での事前学習を通して自然環境の大切さ学び、6 月には環境アクション月間として省エネルギー・節電チェックリストを毎年行っています。他にも、5 月 30 日を中心に行われる「ごみゼロ運動」では、環境委員を中心に生徒が学校周辺の清掃を行っています。また、JRC 部（青少年赤十字）の取り組みでは「エコキャップ運動」を行い、大きな成果を上げています。



＜落合中学校＞

生物・科学部は例年活動の一環として、学校の池やおとめ山公園の池とホタル舎について、水質調査とそこに生活する水中の小さな生物調査を行っています。本年も 7 月 18・19 日に開催されたホタル観賞会の手伝いをさせていただきました。

水質調査としては、おとめ山公園の池の 4 か所の水温を週 2 回測定するとともに、水中の小さな生物の顕微鏡観察を行っています。また、人工的につくられた校内の池と自然のままの環境のおとめ山公園の池との比較も行っています。

＜落合第二中学校＞

落合二中では、緑化運動の推進のために校舎内外に花や植物を絶やさないように活動しています。生徒玄関に向かう遊歩道の両側には四季折々の花を咲かせて、登校する生徒を迎えています。今年も、環境学習の一環で職員室の前にゴーヤを植えてグリーンカーテンを作ったり、ひまわりを植えて夏を楽しみながら学習をすすめています。

また、生徒会活動の一つとして、ペットボトルキャップ回収などのリサイクル活動にも全校で取り組んでいます。



＜西新宿中学校＞

本校ではフラワーラインとして、長年、学校の周辺道路沿いに、90 個ほどのプランターを並べ、一年中花が絶えないようにする活動を続けています。毎年春と秋に、本校スクール・コーディネーターの呼びかけによって、地域の皆様・生徒・保護者・教職員が協力して花の植え替えをします。昨年からは生徒会環境委員会と主事室が協力して、各クラスのプランターの担当を決めて水やりや世話を始めました。そして、プランターに付けたメッセージはクラスごとに生徒が作成しました。



また、「花一輪運動」として教室などに毎週、花を飾り、環境委員が世話をしています。西新宿中学校は花にあふれ、生徒の心に環境を大切にすることを育んでいます。

＜新宿中学校＞

若草学級が毎年行っている「みどりのカーテン」のゴーヤ栽培は8年目を迎えました。本年度も屋上の緑化を進め、昨年に引き続きサツマイモを植えました。

今年も節電に、大きな役割を果たしてくれています。

夏にはゴーヤが成長して、立派な「みどりのカーテン」ができるようにします。また、今年から校庭に場所を変え、立派なサツマイモ畑も作ります。ほかにも、ゴーヤ・サツマイモ・ナス・ピーマンなど大切に育てて、例年のようにたくさんの収穫を楽しみにしています。



＜新宿西戸山中学校＞

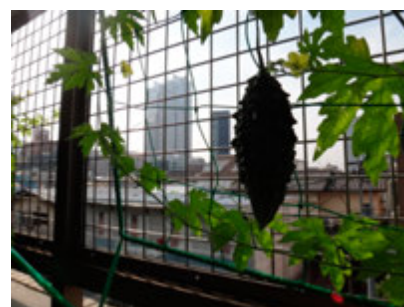
本校では、生徒会活動の一環として、月1度の地域清掃を、全校を挙げて実施しています。朝の登校時、通学路に落ちているごみを拾い、校門で待機中の生徒会役員、美化委員に渡します。この美化活動は、420名の生徒が持ち込むごみを分別して廃棄することの意義を学び、地域の方々との交流を体験する大切な機会となっています。

美化委員会では、普段の清掃活動、美化チェック、節電・節水活動に取り組みながら、今年度はごみゼロデーにもボランティアの生徒とともに積極的に参加し、高田馬場駅前や西戸山公園、地域の路地を丁寧に清掃しました。環境に優しい誰にでもできる活動を目指しながら、日々積極的に活動しています。



＜新宿養護学校＞

毎年、新宿養護学校では「みどりのカーテン」プロジェクトに参加しています。1階教室の外と、3階職員室のベランダに置いたプランターで、ツルレイシ（ゴーヤ）の栽培をしています。「ゴーヤカーテン」は、ほどよい日陰となり、冷房の効果に役立っています。主に教職員が中心となり水やりの活動を、水やりの活動をしています。たくさん実ったゴーヤは、子どもたちにも配っています。「栽培」の活動を通して自然に触れ、一生懸命に世話をすると大きな実になることを体験しながら学んでいます。



3階ベランダのゴーヤ

2 地区協議会による取り組み

平成 17 年、「区民が区政に参画し、地域で抱える課題を考え解決するための場」として、特別出張所ごとに地区協議会が組織されました。この協議会では、住民の方々が地域の課題を協議しながら、自分たちの手で、よりよい地域社会を築いていくことを目指しています。

地区協議会では、環境分野についても熱心に取り組んでいます。環境都市・新宿を実現するためには、このような地域の活動が大変重要です。

<四谷地区協議会>

1 四谷花いっぱい運動 ～花を育て、心も育てる～

(1) 概要

「みどりあふれる地域づくり」と「子どもたちが地域のおとなとコミュニケーションを図り、顔の見える関係づくり」を行うため、自宅や店先に花プランターを設置していただける方を募り、まちを行き交う人たちに季節の花々を楽しんでもらう活動を行っています。

(2) 内容

四谷小学校、四谷第六小学校及び花園小学校において、学校の教職員、児童、スクールコーディネーター、地域住民及び地域商店街が協力し、苗の植込み作業を春と秋（年 2 回）に実施しています。なお、平成 26 年度は、約 100 人の方が「花いっぱい運動」に参加しました。



平成 26 年度花いっぱい運動の様子

2 まち美化活動

(1) 概要

地域のまち美化を推進するために、町会、清掃協力会、学校及び地域企業等と協働して、春と秋（年 2 回）に四谷大通り（新宿通り）と外堀通りの一斉清掃活動を実施しています。

(2) 内容

① 春の美化活動 ～新宿区「ごみゼロデー」と連携した清掃活動（平成 27 年 5 月 30 日実施）

5 月 30 日前後に「四谷ごみゼロデー」を開催しています。平成 26 年度については、四谷中学校生徒、四谷小学校児童、地域企業等など約 300 人が参加し、地域一体となって四谷大通りと外堀通りの清掃を行いました。



② 秋の美化活動 ～「四谷ぴかぴかの日」（平成 26 年 11 月 16 日実施）

11 月第 2 木曜日を「四谷ぴかぴかの日」として、毎月定期的に清掃活動を行っている四谷二丁目発展会が中心となり、夕方に一斉清掃を行っています。平成 26 年度については、町会・清掃協力会・地域企業などから、約 100 人が参加し、協働で清掃活動を行いました。なお、「四谷ぴかぴかの日」清掃活動は、真っ赤な夕日が家路に着く参加者を見送ってくれる晩秋の四谷の風物詩として定着した光景になっています。

3 「内藤とうがらし」の復活を目指す活動

(1) 概要

江戸時代に四谷の名物であった「内藤とうがらし」の復活を目指して、「～知って 育てて 味わって～」をスローガンとし、地域の方々と楽しみながら育てるとともに、四谷の歴史、文化、地縁を地域で一緒に考えていくことを目的としています。

(2) 内容

平成 22 年度より、地域の方々に「四谷にゆかりのある“内藤とうがらし”を育てませんか！」と呼びかけ、毎年、春には地域の方々に「内藤とうがらし」の苗を配布しており、個人宅や公共施設及び事業所等で栽培されています。

また、平成 24 年度には、友好都市である伊那市観光協会にもこの活動の輪が広がり、伊那市との更なる交流につながっています。



「内藤とうがらし」の苗



「内藤とうがらしプロジェクト」キャラクター

＜箆笥地区協議会＞

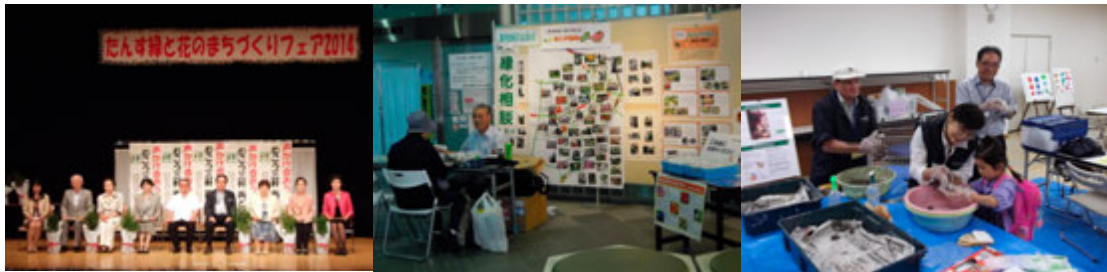
箆笥地域は、「地域住民等との協働により緑化を推進」することをまちづくり方針の一つに掲げています。箆笥地域がみどりの推進モデル地区に指定されたことを受け、「たんすC&G (クリーン&グリーン) 作戦」と名付け、地域緑化に関する様々な活動をしています。

①「たんす緑と花のまちづくりフェア」の開催

平成 20 年度から箆笥地区協議会主催イベント「たんす緑と花のまちづくりフェア」を開催しています。このフェアの中で、美しいまちの景観や緑の保全に積極的に努め、箆笥地域の緑化推進に貢献している個人住宅・集合住宅や団体等を表彰しています。

平成 23 年度からは、地域センター管理運営委員会主催の UTC オンステージとの共催で開催しています。地域行事と共催することで、UTC オンステージを見に来た方にも、地域の緑化推進に貢献している方や地区協議会の活動を知っていただく良い機会になっています。

平成 26 年度は、箆笥地区内で家の軒先などを工夫して緑化に取り組んでいる方の表彰と地区協議会委員がまちあるきをして見つけた箆笥地区に咲く花々を紹介するパネルの展示等を行いました。このほか、家庭でも簡単に緑化を楽しむことができる粘土団子作りを体験できるコーナーを実施しました。



②「みどりのカーテンプロジェクト」への参加

平成 22 年度からあさひ児童遊園と箆笥町特別出張所等区民施設の間の敷地内にプランターを設置し、ゴーヤや朝顔等の栽培を行なっています。収穫したゴーヤ等は、高齢者給食や地域センター管理運営委員会行事である「たんすサロン」に提供しています。この活動が温暖化防止対策だけではなく、地域コミュニティの活性化につながるよう、今後も様々な行事で工夫していきます。

箆笥地区協議会では、自分たちも楽しみながら「みどりのカーテンプロジェクト」に取組み、箆笥地区の緑化推進に取り組んでいます。



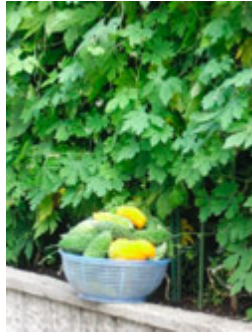
③モデルガーデンの整備

箆笥地区協議会では、地域緑化のモデルとなる花壇「モデルガーデン」を、平成 20 年度「あさひ児童遊園」、平成 23 年度「新小川公園」、平成 25 年度には 3 つ目のモデルガーデンとして、中町町会協力のもと「中町公園」に立ち上げました。公園サポーターと協力しながら継続的に運営を行ない、近隣の方々に喜ばれています。

＜榎地区協議会＞

① 地域活性分科会の活動

地域活性分科会内のサークル「みどりのクラブ」は、家庭菜園など園芸を愛好する方々で構成されています。園芸を通して地域の緑化推進と温暖化対策に貢献することを目的に創設されました。区の「みどりのカーテン」プロジェクトでは、説明会のスタッフとして参加する等、積極的に協力しています。榎町特別出張所もプロジェクトに参加していて、敷地内に植えたゴーヤは2階を超えるほどの高さに成長しています。「みどりのクラブ」会員は、榎町特別出張所のゴーヤの育成についてアドバイスを行うほか、ゴーヤ料理を紹介（試食とレシピ解説）する「ゴーヤサロン」を企画・実施しています。



出張所前ゴーヤ



ゴーヤサロン

② 環境美化分科会の活動

環境美化分科会では、学校への花苗植栽活動やガーデニング講座の実施により、地域の景観美化推進を行っております。

江戸川小学校の活動では、児童と一緒に花苗の植栽を行い、地域の方々にも喜ばれています。

また、ガーデニング講座は、榎町地域センターにおいて、専門家を講師に招き、フラワーアレンジメントを学びました。今回のこの企画は参加者全員から好評をいただき、成功裏に終えることができました。これからも地域の景観美化のために工夫を重ねていきます。



江戸川小学校植栽活動



ガーデニング講座

＜若松地区協議会＞

若松地区協議会では環境美化分科会が「ごみの分別徹底と地球温暖化防止に配慮した、みどりのある快適なまちづくり」を実現するために活動を行っています。

① 「ゴミ資源化施設見学会」

環境美化分科会ではゴミ資源化施設の見学会を実施し、正しいごみの分別や削減、リサイクルの推進を学習してきました。26年度は、7月8日に 埼玉県入間郡三芳町にある産業廃棄物中間処理施設の(株)石坂産業を見学しました。参加者は全天候型の工場で建築資材のリサイクルや再生エネルギーについて学びました。



「ゴミ資源化施設見学会」の様子（埼玉県入間郡三芳町）

② 「若松ふれあいまつり参加事業」

9月28日の若松ふれあいまつりで「ゴミ分別ゲーム」や認知症予防の「アロマルームコロンづくり」を実施しました。子どもから高齢者まで楽しくごみの徹底分別や使用済み保冷剤と空き瓶を活用したリサイクルを学びました。また、「ゴミ資源化施設見学会」の報告等に関するパネル展示を実施し、地域住民に向けて広く活動を周知し、地球環境保全を呼びかけました。



「若松ふれあいまつり参加事業」



「認知症予防のアロマルームコロン」

③ みどりの講座

10月18日に「ベランダでできる土の再生と美味しい野菜作り」の講座を開催しました。グリーンアドバイザーを講師として招き、根付き小松菜を使った野菜づくりを楽しく学び、身近なごみの減量と緑化推進の取組みを図りました。



再生した土で栽培した小松菜

④ プランター等の花の植え替え

若松地域センター前庭の手入れと花の植え替えを年2回実施しました。委員が手入れした四季折々の花々は憩いと潤いをもたらし、地域センターに来られた方々に親しまれています。



前庭・プランターの花の植え替え

＜大久保地区協議会＞

大久保・百人町地区クリーン活動協議会は、大久保通りを中心とする大久保・百人町地区の良好な環境づくりを目的として平成16年7月9日に設立され、地域と行政との協働による総合的な美化対策を行っています。平成17年10月の大久保地区協議会設立時に課題別プロジェクトとして位置付けられました。また、平成22年8月には、道路の愛護・美化保全活動に力を尽くした団体に贈られる「夢のみち」表彰（東京都道路整備保全公社主催・東京都共催）において、地域と行政が協力してきれいにしようという美化活動の継続的な取り組みが認められ、道路功労者国土交通大臣賞を受賞しました。

具体的な活動としては、路上清掃、放置自転車・不法看板の指導及び撤去、路上喫煙禁止の呼びかけ、環境美化の普及啓発などがあります。地域や商店街の方々を中心に、日本語学校で学ぶ留学生を含む学生ボランティア等の協力も得て、毎回約80名が集まり、原則として毎月一回活動しています。

大久保地区の特色は人口に占める外国人の割合が多いことで、言葉や習慣の違いが美化対策の課題の一つになっています。

活動当初の状況と比較して大久保通りは格段ときれいになり、成果は確実に上がってきています。韓流と異国情緒あふれるまちへの関心から来街者が増えている中、今後も地道な啓発活動を継続していきます。



大久保・百人町地区クリーン活動

＜戸塚地区協議会＞

戸塚地区協議会では、様々な角度から環境問題に取り組んでいます。

「環境・美化分科会」では、ヒートアイランド・温暖化対策として高田馬場駅前ロータリーでの「新宿打ち水大作戦」に毎年参加しています。その際に浴衣やモンペを着用して、「クールビズ」の提案も行っています。

「まちづくり分科会」では、花と緑の振興センター（埼玉県川口市）を見学し、まちなか緑化について学習しました。

「戸塚・花とみどりのまちづくりの会」では、ポイ捨て防止キャンペーンに参加するほか、高田馬場シニア活動館や高田馬場駅前ロータリーで公共花壇の造成や世話、周辺の清掃を、月に5～6回行っています。また平成27年3月に行われた地区協フェスタではパネル展示、また関連団体の協力を得て、みどりのカーテン報告、花の苗や種の提供、ペンダント作り及び鳥笛工作を実施しました。



「新宿打ち水大作戦」への参加



毎月1回 壁画清掃

「高田馬場駅早稲田口の環境整備に関する地域会議」では、早稲田口のガード下の壁面美化のために設置した壁画（『ガラスの地球を救え』『歴史と文化～過去から現在そして未来へ』）の清掃活動を、毎月1回ポイ捨て防止キャンペーンに合わせて実施しています。委員や近隣の学生等の継続的な努力により、壁画の美観を保つと同時に周辺の景観も保持されています。また、この壁画清掃は大勢の人の目につく駅前での実施のため、活動自体が街の美化に対する住民や通行人の意識向上に貢献しています。

「戸塚地区地域ねこ対策会議」では、「人と猫との調和のとれたまちづくり」を目指すため、地域ねこに関する様々な啓発活動やボランティアに対する支援に取り組んでいます。平成27年2月には、猫に関連した映画の上映会と啓発パネルの展示を行いました。また「とつか地区協フェスタ」や「戸塚地域センターまつり」において、パネル展示やちらし配布を行うなど、定期的に地域住民への啓発活動を続けています。



映画上映会

＜落合第一地区協議会＞

落合第一地区協議会「みどり・環境部会」では、身近な温暖化防止と CO₂ 削減に役立つ「みどりのカーテン作り」を目指して、ゴーヤなどの苗を配り、その栽培・育成方法の講習会・相談会を続けています。

毎年「エコギャラリー新宿」の協力を得て実施している、「ゴーヤの育て方講習会」を5月12日(日)に開催し、約70名の参加がありました。



(ゴーヤの育て方講習会)

また、8月30日(日)には、育てたゴーヤを使った料理教室を開催しました。当日は「ゴーヤのスープ」他7点を作り、参加者全員で試食会を行いました。



(調理風景)



(試食会)

＜落合第二地区協議会＞

落合第二地区協議会「暮らしの安全と環境を考える分科会」では、毎月定期的に会議を開催し、地域の環境対策や住宅地のみどりの保全、ヒートアイランド対策などの課題に取り組んでいます。また、課題解決に向けた勉強会や施設見学会を積極的に行い、地域広報誌「おちあい」などで活動報告を行っています。ここではその活動の一部をご紹介します。

1. 打ち水大作戦（写真右）

平成26年8月21日、午前9時30分より打ち水を行いました。この打ち水により、路面温度が42℃から35℃に下がるなど、その効果を確認することができました。



2 省エネ・節電勉強会

平成26年7月17日、分科会に(株)東京電力新宿支社と新宿区立環境学習情報センターから講師を招き、省エネ・節電に関する勉強会を行いました。家庭内における節電方法、でんき家計簿などの説明を受けました。

3 川崎火力発電所見学会（写真右）

平成26年12月3日、世界最高の熱効率を誇る「(株)東京電力 川崎火力発電所」と「川崎市 かわさきエコ暮らし未来館」を見学し、節電の大切さを学びました（参加者36名）。



4 第5回・第6回 素敵なまちの写真展

平成26年4月と平成27年3月、落合第二特別出張所ロビーで地域の方から募集した写真の展示を行いました。延べ35名98点の応募があり、落合第二地区の風景や樹木、草花、生物など、緑豊かな地域の魅力を写真で伝えました。

5 生ごみ減量大作戦

平成26年7月22日、生ごみの水分を除去する「生ごみカラット」のモニター説明会に委員4名が参加し、可燃ごみの約50%は水分であることなど、NPO 生ゴミリサイクル全国ネットワークによる説明を受けました。説明会終了後、参加者は家庭の生ごみの水分除去を実践しました。

6 みどりの配布（写真右）

平成26年6月14日・15日、落合第二地域センター第8回開館記念イベントで、落合地区にみどりを増やす活動の一環として、委員が栽培した苗木等131鉢を希望者に配布しました。昨年配布した苗木の生育状況をお知らせいただく方もいるなど、徐々に成果を上げています。



＜柏木地区協議会＞

公園からのまちづくり 2014

柏木地区協議会では「安全で安心なきれいなまちづくり」を目指して、柏木地域の皆さんと一緒に様々な環境問題の解決に取り組んでいます。

① 落書きの一掃

平成 26 年度は、西新宿の小滝橋通り沿いの歩道に設置されている公共物に書かれた落書きを消しました。新宿警察署の生活安全課にも協力いただき、交通標識や街路灯などに書かれていた落書きを消去し、貼られていたステッカーやシールの除去も行いました。



落書き消去中

② 公園の花壇への花植え

平成 26 年度は 6 月と 11 月に、児童館の子どもたちと北新宿公園の花壇に花植えを行いました。子どもたちが環境やみどりに、より関心をもってもらえるように、楽しみながらみどりを増やすことに取り組んでいます。



公園の花壇への花植え

＜角筈地区協議会＞

角筈地区協議会の生活環境分科会は、地域における生活や環境についての課題を多角的な面から検討し、課題解決を目指すことを目的に、25年度から活動を始めました。

平成26年度の環境についての活動をご紹介します。

〔善福寺川取水施設見学〕

平成27年2月3日に、杉並区堀ノ内2丁目にある施設を見学しました。この施設の地下約40mには、神田川・環状7号線地下調整池があります。見学の際の説明によると、「この施設は神田川中流域の水害に対する安全度を向上させるために整備されました。延長4.5km、内径12.5mのトンネルが、神田川、善福寺川、妙正寺川の洪水約54万m³を貯留します。1時間50mmの降雨に対応し、下流域の浸水被害軽減に大きな効果を発揮しています。」ということでした。

見学会には、地域にお住まいやお勤めの方37名の参加がありました。地域内には神田川があり、また、ゲリラ豪雨による浸水被害も心配される昨今、水害対策には大きな関心が寄せられました。普段は見ることでできない巨大地下施設を見学することにより、見えない所で私達の安全が守られている事を実感しました。

今後も生活環境分科会では、環境関連施設の見学会や講習会を実施して、地域の様々な生活・環境問題について地域への意識啓発を行い、課題の解決につなげていきます。



東京都第三建設事務所職員による施設の概要説明



模型を使った構造説明



地下43mは建物の14階建て相当



トンネル内部

3 新宿区町会連合会（町会・自治会）による取り組み



新宿区町会連合会では、地球温暖化防止と町会活性化の一環として、7月から9月15日までの毎週水曜日午後4時に『新宿を冷まそう！打ち水大作戦！！』と称して新宿区内201の町会・自治会で打ち水に取り組みました。

うだるような暑さの中、熱された路上に、バケツや柄杓を持って集まった町会の皆様が打ち水を行いました。打ち水前には49.7度もあった路面の温度が、打ち水後には37.7度と12度も下がり、参加した皆様は爽やかな涼しさを感じながら、打ち水を楽しみました。

町会・自治会では、江戸時代から受け継がれた『打ち水』という日本文化を通じて、地域コミュニティの醸成を図るとともに、環境に対する意識を高

めています。



4 地域団体による取り組み

<落合落一青少年育成委員会>

毎年12月第二土曜日に「ポイ捨てなくそう・クリーン大作戦」を実施しています。地域内の小中学校の協力によりポスターを募集、応募されたポスターは地域の掲示板に貼り実施の周知を行います。毎年100枚以上の応募があります。

当日は、落一小、落二小、落四小に集合し、6コースに分かれてせせらぎの里公園までを清掃し、地域のポイ捨て状況を把握するとともに、新宿清掃事務所の協力によりごみの分別について勉強します。子どもから高齢者まで、地域全体が環境美化への関心を高める活動として地域でも定着してきました。小中学校PTAをはじめ、町会・自治会、高齢者クラブ、少年野球、少年サッカーなど300人以上が参加する年末の恒例行事です。



ポイ捨てなくそう クリーン大作戦

日 時：平成29年 12月12日(土)
(午前10時集合～12時退場まで)
集合場所：落一小、落二小、落四小の校庭
持ち物：ゴミ袋(15リットル以上)・軍手
各中学校のPTA・各小中学校の児童会
協力：新宿区清掃事務所(ごみ分別指導員による巡回)

新宿区民 活動費・参加費無料 (2017.12.12)
主催：落合第一地区青少年育成委員会
協賛：落合第一地区町会連合会・落合第一地区PTA連合会

5 事業者やNPO等による取り組み

＜新宿区エコ事業者連絡会＞

平成13年3月に新宿区のISO14001認証取得を記念して行われたシンポジウムの参加者から事業者のネットワークの立ち上げが提案され、これをきっかけとし「新宿区エコ事業者連絡会」が発足しました。事業者が情報交換しながら、相互に環境保全への取り組みをレベルアップさせていくとともに、地域への関わりを深めていくことを目的として活動しています。

平成26年度は総会を1回、事例発表会を2回、施設見学会を2回行いました。活動内容は以下のとおりとなっています。現在の会員登録数は80事業者を超えています。

〔平成26年度 活動〕

・総会・事例発表会（第41回） 平成26年5月22日（木）

（1）事例発表内容

- ① 「紙作りを通じた社会的課題への挑戦」 中越パルプ工業(株)
- ② 「アセットマネジメントとサステナビリティのためのCSR」
(株)日本環境認証機構

・施設見学会（第42回） 平成26年10月9日（木）

施設見学場所 東京ガス千住テクノステーション

・事例発表会・施設見学会（第43回） 平成27年2月13日（金）

（1）事例発表内容

- ① 「BtoBを対象とした節水設備について」 デミオジャパン(株)
- ② 「ドコモのサイクルシェアリングの取組み」 (株)NTT ドコモ

（2）施設見学場所 東京ガス新宿ショールーム



「東京ガス新宿ショールーム見学」の様子



「東京ガス千住テクノステーション見学」の様子

<株式会社熊谷組>

熊谷組では、平成 15 年から「環境」をテーマとした教育を独自に企画し、「クマさんの環境教室」として新宿区内の小学校・高校に継続的にこなっています。これまでに、延約 850 人の児童、生徒が受講しています。プログラムは、(1) 小学校には「実験を通じた環境学習」、「児童と熊谷組社員の協働によるゴミゼロ運動」等 (2) 高校には「街のデザイナー授業」から成り、内容は、単に環境問題の知識を伝えるのではなく、児童・生徒が自ら実際に活動し、実験、見学、体験を行うことで、環境問題を身近な問題として捉えることができるように、そして「自ら考え、自ら行動できる」人材育成の機会となるように工夫しています。

平成 26 年度「新宿エコワン・グランプリ」事業者部門の優秀賞を受賞しました。



「実験を通じた環境学習」の様子
(小学生対象)



「街のデザイナー授業」の様子
(高校生対象)

<学生NPO農楽塾>

都会のど真ん中にある早稲田には、かつて田んぼが広がっていました。学生NPO農楽塾は、「早稲田で田んぼ」をテーマに田んぼを学生の手により復活させ、自らの手で土に触れ農業について考えようという活動をおこなっています。具体的には、早稲田大学敷地内の大隈庭園の一角に田んぼ「わせでん」を開墾し、学生が地域の子どもたちと共に稲や野菜を育てています。また、ザリガニ釣りといった企画を行うことで都会の子供たちが自然と触れ合うきっかけを作り、農業への興味を持ってもらうことや、校門にバケツ稲を設置することで大学内に田んぼ「わせでん」があることを知ってもらうきっかけ作りをしています。

平成 26 年度「新宿区エコワン・グランプリ」グループ部門の優秀賞を受賞しました。



「出前授業田植え」の様子



農楽塾作業風景

＜新宿環境リサイクル活動の会＞

新宿区リサイクル活動の会では、3Rの活動推進・エコの再発見等をテーマに、家でねむっているお宝（古布・牛乳パック・新聞紙・古毛糸・廃食油等々）の再利用・再活用・再発見等、楽しくだれもが参加できる講座を年20回程度実施しています。

また、区内小学校での出前講座や年5～6回イベントに参加し、「エコの大切さ」の普及・啓発活動に取り組んでいます。

平成26年度「新宿区エコワン・グランプリ」グループ部門の優秀賞を受賞しました。



ペパパックづくりの様子



リサイクル工場見学の様子

＜一般社団法人日本リ・ファッション協会・東都クリエート株式会社＞

一般社団法人日本リ・ファッション協会及び東都クリエート株式会社では、協働により、衣類の回収と循環をテーマに活動しています。

衣類回収への参加協力を通し3R推進活動への関心を高め、不用になった衣類を回収に出すことを生活中で定着させ、リユース、リサイクルの循環型社会の定着をめざしています。

また、エコギャラリー新宿と連携して衣類回収を実施したり、取り組みを広く知っていただくために、新宿区の区報やエコギャラリー新宿と日本リ・ファッション協会のホームページ、メルマガなどで回収等に関する告知をおこなっています。

さらに、小学生を対象にした「まちの先生見本市」ではリサイクル素材からワッペンやキーホルダー作りのワークショップブースを出展しました。また、環境学習情報センターにおいて、小学生向け講座、「夏休みエコにトライ」では余り布を使って作る「カラフルな布で絵日記を描こう」講座を日本リ・ファッション協会会員と協働で実施しています。

平成26年度「新宿区エコワン・グランプリ」（グループ部門）では、優秀賞を受賞しました。

＜工学院大学新宿キャンパス＞

工学院大学新宿キャンパスは、2001年11月にISO14001の認証を取得し、省エネルギーに取り組むとともに、廃棄物の減量化・リサイクル率向上等を目的・目標の一つに掲げ活動しています。

また、省エネルギーにつながる設備機器の導入やクールビズ・ウォームビズ等の実施により、温室効果ガス排出量の抑制を図っています。

この取組により、キャンパスでの温室効果ガス排出量を約30%抑制し、地球温暖化対策に貢献しています。

平成26年度「新宿区エコワン・グランプリ」（グループ部門）ではチャレンジ賞を受賞しました。

6 エコライフ推進員の活動

今日の環境問題の多くは日常生活や事業活動と密接な関係にあることから、環境に配慮した暮らしを実践するとともに、そうした活動を地域に広げていく人材が求められています。そこで、区は、区と区民の接点となり地域の環境保全活動の中心となる「エコライフ推進員」を委嘱しています。

平成 26 年 4 月からは、公募と地域からの推薦により選ばれた第六期エコライフ推進員が活動しています。



第 6 期エコライフ推進員委嘱式の様子

【分科会】

期	任 期	分 科 会
第 1 期	H16. 7～H18. 6	測定調査、古布等のリサイクル、自然観察、まち美化、ごみ減量
第 2 期	H18. 7～H20. 6	温暖化防止、廃プラスチックリサイクル
第 3 期	H20. 7～H22. 6	省エネルギー・新エネルギー、みどりの普及、3 R
第 4 期	H22. 7～H24. 6	チャレンジ 25、みどりと生物、3 R
第 5 期	H24. 7～H26. 3	エネルギー、みどりと生物、3 R
第 6 期	H26. 4～H28. 3	エネルギー、身近な生活環境

エコライフ推進員の役割は、環境学習情報センターと連携・協働し、エコライフの実践と普及啓発活動を通じて環境に配慮した活動を地域に広げていくことです。その活動は、「エコライフ推進協議会」を設置して自主的に行っています。また、時節に応じた環境問題を取り上げて、分科会による積極的な活動を行っています。



エコライフ推進協議会の様子



第六期（26 年度）エコライフ推進員研修会施設見学

◇環境保全のための参加と協働

1 区民の環境学習

未来に向けて環境改善していくためには、生涯にわたる環境学習が必要です。

区では、子どもたちの環境保全意識を育むとともに、区民や事業者一人ひとりが自発的に環境保全に取り組んでいくために、環境学習情報センターを核として様々な講座やイベントを開催し、普及啓発を図っています。

(1) エコリーダー養成講座

地域の環境活動のリーダーとなる人材を養成するための連続講座です。企画は、「エコリーダー養成講座修了生」のプロジェクトチームによるもので、地域団体、NPO、企業、学校等の協力により実施しました。

平成26年度は、入門編等計18回の講座を開催し、総計で510名の方が受講しました。

このうち、入門講座を9回以上、受講された9名の方が「エコリーダー養成講座」の修了生として、新たに認定されました。



入門編「資源ごみの行方を訪ねよう！」

【平成26年度】

区 分	回 数	日 程	実 施 内 容
入門編 (全12回)	第1回	H26. 9/18	「みんなで知ろう！新宿の環境のこと」-エコリーダーに望むこと、養成講座で学ぶこと-
	第2回	9/25	「エネルギーって何?」-エネルギーの現状とこれから-
	第3回	10/ 2	「地域冷暖房施設を見に行こう!」-効率よくエネルギーを使うために-
	第4回	10/ 9	話し合おう!「私にできる省エネ対策」
	第5回	10/16	「江戸のエコな暮らしを見てみよう」
	第6回	10/23	「江戸の上水の歴史と大名庭園を見に行こう」-小石川後楽園と東京都水道歴史館見学-
	第7回	10/30	「自分に不要なものをゴミとしないために」-使い捨て社会から循環型社会へ-
	第8回	11/ 6	「資源ごみの行方を訪ねよう!」-トベ商事(容器リサイクル工場)見学-
	第9回	11/13	話し合おう!「私にできるゴミ削減」
	第10回	11/20	いまわたしたちにできることを考えよう-新宿の未来、わたしたちの暮らし-
	第11回	11/27	
	第12回	12/ 4	
公開講座 (全2回)	第1回	H26. 6/ 5	「新宿副都心をあるこう!」
	第2回	8/28	「再生可能エネルギーの今と昔」

関連講座 (全2回)	第1回	H26. 8/14	「みどりのカーテン探検」
	第2回	H27. 3/21	「新宿中央公園 バードウォッチング&自然観察会」
フォローアップ講座	第1回	H27. 2/18	『提案発表と情報交換会』
専門編 (全2回)	第1回	H27. 2/20	「次世代につなぎたい江戸東京野菜」
	第2回	2/26	「食べている食品はどこからきているか」

(2) こども環境シンポジウム

平成 26 年度新宿区「みどりの小道」環境日記コンテスト及び環境絵画展受賞者の表彰式と各賞受賞者の作品発表を平成 26 年 11 月 1 日(土)に行いました。第 1 部では区長賞・金賞を受賞した 4 名が環境・エコについて思っていることを発表し、意見交換を行いました。

また、11 月には区民ギャラリーと新宿区役所本庁舎 1 階ロビーで、平成 27 年 1 月には、新宿パークタワー1 階で「新宿区環境絵画・環境日記展 2014」を開催しました。



「平成 26 年度絵画展表彰式」

<環境絵画>

区内の小中学校の児童・生徒とその保護者の方を対象に、環境問題をテーマにした絵画を募集し、平成 26 年度は 340 点の応募がありました。絵のテーマは様々で、地球温暖化やみどりの保全、ごみ問題やリサイクルについてなど、幅広い環境問題が扱われています。応募作品は区民ギャラリーで展示したほか、区役所本庁舎 1 階ロビー・新宿パークタワー1 階で受賞作品展を開催しました。このほか、受賞作品は「エコ・チェックダイアリー」や「環境保全のしおり」などに掲載されました。



「環境絵画平成 26 年度区長賞」

<環境日記>

区内の小学校 4～6 年生を対象に、「みどりの小道」環境日記を配布しています。これは、環境保全に関する取り組みや日常生活の中で気づいたこと、考えたことなどを日記形式で書き込んでいくもので、6 週間以上継続して記入するとコンテストに応募することができます。

平成 26 年度は 733 点の応募がありました。また、受賞作品は、「エコ・チェックダイアリー」に掲載されました。



「みどりの小道」環境日記 2014・新宿版

(3) 夏休み体験教室

＜エコにトライ＞

親子で参加できる体験型の講座です。平成 26 年度は、「空気博士への道…」、「新宿の水のゆかり 親子ツアー」、「親子で食育&エコ・クッキング」など 10 講座を実施し 305 名が参加しました。



手のひらに宇宙を乗せてみよう

(4) こどもエコクラブ

公益財団法人日本環境協会が実施している事業で、子どもたちの環境に関する自主的な活動を応援するものです。都道府県や区市町村は事務局として、こどもエコクラブの登録事務やクラブへの情報提供を行っています。こどもエコクラブへの登録は、子ども 1 名以上、サポーターとなる大人 1 名以上を集めて行います。平成 27 年 3 月末には、区内では 53 名の子どもたちが登録し、環境問題について学習したり家庭で省エネに取り組んだり様々な活動を行っています。



壁新聞講座

(5) 環境学習・環境活動 出前講座

地域で環境活動や環境学習を推進している事業者・団体が、学校や地域で行われる環境教育や体験学習をそれぞれの立場で応援する、「新宿の環境学習応援団」を掲載した“まちの先生見本市”登録資料集を作成しています。学校や地域から環境学習情報センターに依頼があると、この資料集に登録されている団体に依頼し出前講座(授業)を行っています。



【実績】

年度	回数	参加人数
24	104	6,602 名
25	115	5,490 名
26	99	4,778 名

(6) 新宿エコライフまつり

平成 19 年度から始まった「新宿エコライフまつり」は、各地域に出向いてイベントを開催することにより、地域の方々に環境についての普及啓発を図ることを目的としています。

第 8 回目となる平成 26 年度は、6 月 7 日（土）に環境学習情報センターで「10 周年記念式典・新宿エコライフまつり」を開催しました。当日は、エコレンジャーショー、木のペンダントづくり、間伐材でコースターづくり、エアロバイクで発電体験などワークショップの他、パネル展示を実施し、エコライフを実践するきっかけとなるイベントとなりました。



(7) 新宿エコワン・グランプリ

平成 19 年度から、優れた環境活動を表彰する「新宿エコワン・グランプリ」を実施しています。応募は、個人・ファミリー部門、グループ（区民団体）部門となっています。

平成 26 年度は、新宿エコワン・グランプリ大賞に斎藤瑞貴さんが選ばれたほか、優秀賞 5 件、チャレンジ賞 3 件、特別賞として省エネ賞 3 件、みどりのカーテンプロジェクト賞 25 件、新宿エコ自慢ポイント賞 3 件が選ばれました。



年度	応募数	表彰式（日時・会場・参加者）		
24	14 点	平成 25 年 3 月 9 日	エコギャラリー新宿	100 名
25	13 点	平成 26 年 3 月 8 日	エコギャラリー新宿	90 名
26	14 点	平成 27 年 3 月 14 日	エコギャラリー新宿	85 名

(8) エコプロダクツへの出展

平成 26 年 12 月 10 日（木）～13 日（土）に東京ビッグサイトで開催された日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ 2014」にオール東京 62 市区町村共同事業ブースの一員として出展しました。環境活動のパネルや誕生祝い品の木のおもちゃなどの展示、新宿エコレンジャーショーの上演などを行いました。



エコプロダクツ 2014

(9)「新宿の森」環境体験学習

新宿の森での森林整備体験イベントを通して温暖化対策や環境保全について学び、地元地域の方との交流を図っています。

平成 26 年度は、新宿の森・沼田、あきる野、伊那の 3 箇所で実施しました。ツアーでは、下草刈り・間伐といった森林整備体験のほか、専門家による森林ガイドツアーなど、自然の大切さを学べるプログラムを実施しました。

※新宿の森については8ページをご覧ください。

◆「新宿の森・沼田」

実施日:平成 26 年 7 月 24 日 (土) ~25 日 (日)

参加者数:22 名

＜プログラム＞

- ・新宿の森・沼田で下草刈り体験
- ・玉原湿原でネイチャーガイドツアー
- ・星空観望会
- ・地元の方との交流昼食会



「新宿の森・沼田」
下草刈り体験の様子



「新宿の森・沼田」
ネイチャーガイドツアーの様子

◆「新宿の森・あきる野」

実施日:平成 26 年 8 月 23 日 (土)

参加者数:23 名

＜プログラム＞

- ・新宿の森・あきる野で下草刈り体験
- ・ネイチャーガイドツアー
- ・地元の方との交流昼食会



「新宿の森・あきる野」
下草刈り体験の様子



「新宿の森・あきる野」
ネイチャーガイドツアーの様子

◆「新宿の森・伊那」

実施日:平成 26 年 9 月 6 日 (土) ~7 日 (日)

参加者数:38 名

＜プログラム＞

- ・新宿の森・伊那で間伐体験
- ・伊那の木材を使った
すのこ・プランター・おもちゃ作り
- ・地元 NPO・伊那市による環境講座



「新宿の森・伊那」
間伐体験の様子



「新宿の森・伊那」
すのこ作りの様子

2 普及啓発

環境保全に関する行動に取り組むためには、環境情報を共有化し、自分が何をすべきか考え行動する機会を作ることが重要です。区では、最新の情報を区民に提供できるよう、情報誌の発行やホームページの充実に努めています。

(1) 環境白書の発行

第二次環境基本計画の進捗状況を点検・評価するために、「新宿区環境白書」を作成・発行しています。平成26年度版は、平成26年9月に発行しました。新宿区環境白書は、環境対策課、環境学習情報センター、新宿リサイクル活動センターで無料配布しています。

また、平成26年6月7日にエコギャラリー新宿を会場に、「環境白書を読む会」を開催しました。



(2) 環境保全のしおり

「地球温暖化」「まち美化・路上喫煙」「みどり」「ごみ・リサイクル」「公害」といった区の環境への取り組みや区内の環境の状況をまとめた冊子を毎年発行しています。平成26年度版は、1,000部発行し、窓口・イベント等で配布しています。皆さんに参加していただけるようなイベントや講座も紹介しています。



(3) 広報しんじゅく「環境特集号」

平成26年度は、「広報しんじゅく」の6月号、12月号に「環境特集号」を掲載しました。家庭や事業所で実践できる身近な省エネ活動や、区の環境施策の実施状況などをお知らせしました。



(4) 広報しんじゅく「すてないで」

区の広報紙に年3回、6月・10月・2月又は3月に「すてないで」と題し、3Rに関する特集記事や資源・ごみの分別の推進に関する記事などを掲載しています。

平成26年度は、平成27年4月から本格実施した資源回収の回収方法等の変更について特集しました。

(5) エコギャラリーニュース

環境学習情報センターが発行している「エコギャラリーニュース」で、センター事業の案内のほか、地域の環境イベントの情報や、最新の環境情報を掲載しています。平成26年度は5回発行し、区有施設や小中学校等に配布したほか、イベント実施時に来館者に配布しました。



(6) 新宿区の環境学習ガイド

環境都市・新宿の実現に向けて、区民一人ひとりがどのように環境学習に取り組むことができるのかを紹介するリーフレットです。区の環境学習の情報窓口や環境学習拠点施設などを掲載しています。



(7) リサイクル活動センターニュース

リサイクル活動センターが年2回（夏・冬）発行している、センターニュース「たのしくリサイクル」で、講座やイベントの案内のほか、ごみ減量や3Rに関する最新の情報を掲載しています。発行にあたっては、地域の活動団体、学生、事業者、区等による編集会議を開き、掲載内容の充実を図っています。



3 区立環境学習情報センターの活動

環境学習情報センターは、環境保全の普及・啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流や環境学習の拠点として、平成 16 年 6 月 5 日に、新宿中央公園内にあった区民ギャラリーの 2 階を改修して開設しました。環境学習情報センター及び区民ギャラリーの施設運営には「指定管理者制度」が採用されています。公募（プロポーザル方式）による新宿区で初の指定管理者として選定された「NPO 法人 新宿環境活動ネット」に、平成 16 年 4 月 1 日から 2 年間管理代行を委託しました。平成 23 年度に公募による選定が行われ同団体が指定され、平成 29 年 3 月まで継続して管理を行います。

※「エコギャラリー新宿」とは、区民ギャラリー（1 階）と環境学習情報センター（2 階）の複合施設の愛称として、区民公募で選ばれた名称です。



「エコギャラリー新宿」外観(※)



イメージキャラクター「エコ王子」
像による案内表示

環境学習事業

環境学習情報センターでは、区民・地域団体・環境団体・事業者による「連携と協働」を軸にした「区民参画型」の運営を行っています。また、最新の情報や技術の展示、環境学習の講座やイベント等を通じて、多くの人が環境保全活動に自主的に参画し、協働で取り組む拠点となっています。

来館者にとっての拠点となるだけでなく、館外でのイベントや講座も充実させ、点から面に広がる地域とのつながりを重視した様々なプログラムを展開しています。

平成 26 年度は、年間を通して 23 事業を実施しました。

環境学習情報センターで行っている活動の中で、代表的なものをいくつか紹介します。

(1) 新宿エコレンジャー普及啓発プロジェクト

親しみをもって環境の大切さに気づき、環境活動や地域の環境関連行事への積極的で継続的な参加を促すことを目的に、新宿エコレンジャーによる普及啓発を行っています。

親しみやすいキャラクターによる入り込みやすい環境発信をコンセプトに、ニーズにあった演出をしています。各種イベントに出演し、環境に興味をもってもらえるきっかけづくりとして好評を博しています。平成 26 年度は 6 回上演し、523 名の方に観覧いただきました。



(2) 新宿環境経営塾

事業者向けの講座で、省エネ技術研修・環境マネジメントの両方の切り口から、中小企業者の環境活動の発展を促すことを目的としています。計3回開催し、延べ102名が参加しました。



回数	日程	実施内容
第1回	H26. 6/2	「いまさら人に聞けない!?簡単!効果が出やすい!中小企業の省エネのポイント」セミナー 講師:浅井豊司(株フルハシ環境総合研究所 代表取締役所長) 杉山佳正(環境経済産業局 資源エネルギー環境部 総合エネルギー広報室担当)
第2回	9/3	「地球温暖化リスクと人類の選択」公開講座 講師:江守正多(国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長)
第3回	H27. 2/27	「伝わるCSR・環境報告書の作り方!」セミナー 講師:浅井豊司(株フルハシ環境総合研究所 代表取締役所長)

(3) 自然とくらす「新宿の身近な自然体験」

自然との触れ合いを通じて、自然の大切さと都市環境について知識と理解を深め、また、楽しい環境活動を地域へ定着させることを目的に講座や観察会を開催しました。

平成26年度は15回開催し、延べ505名が参加しました。



基礎から学ぶ寄せ植え講座

区分	回数	日程	実施内容
基礎から学ぶ寄せ植え講座	第1回	H26. 4/18	初夏の草花を使って
	第2回	5/6	母の日に贈る
	第3回	5/23	食べられる植物を使って
	第4回	6/20	観葉植物で寄せ植え
	第5回	10/17	尾瀬高原育ちの草花を使って
	第6回	11/29	クリスマスツリーを飾ろう
	第7回	12/12	お正月を迎える寄せ植え
	第8回	H27. 2/13	多肉植物
	特別編	26. 6/20	都会で野菜
セミの羽化観察会	第1回	H26. 7/30	セミの羽化観察会①
	第2回	8/1	セミの羽化観察会②

	第3回	8/2	セミの羽化観察会③
	第4回	8/4	セミの羽化観察会④
	第5回	8/8	セミの羽化観察会⑤
	第6回	8/11	セミの羽化観察会⑥

このほか、2 階の情報コーナーでアゲハチョウとスズムシを飼育展示したほか、日照条件のあまりよくない場所でのプランター栽培でも野菜や草花が育つことを伝えるため、1 階のエコギャラリーガーデンにおける草花や野菜の栽培状況を公開しました。



(4) まちの先生見本市

NPO 法人新宿環境活動ネットと共催で、毎年区立小中学校を会場として行っています。環境活動や環境学習を推進するため、地域団体・企業・NPO・区等が「まちの先生」となり、子どもはもちろん地域の方や学校の先生などを対象に、パネルやプログラムの展示、また体験型ワークショップ、相談コーナーなどを開設します。

平成 20 年度からは、新宿区教育委員会が実施する「環境学習発表会」と同時開催し、小学生による環境学習の発表が行われています。

平成 26 年度は、平成 27 年 1 月 31 日（土）に牛込仲之小学校で開催し、出展は 49 団体 286 名、来場者数は約 1,000 名でした。



まちの先生見本市



環境学習発表会（新宿区教育委員会主催）

<環境に関する情報の発信地>

2 階の情報コーナーでは、来館者が環境学習に利用できるよう、図書やビデオの閲覧サービスを行うとともに、地域で環境活動や環境学習を推進している様々な団体やイベント情報案内、環境に関する展示など環境関連情報の整備をしています。

また、環境情報（エコ）の「見える化」を実践するため、「LED 電球はなぜ省エネなのか」を、体感できる“エアロバイク”を設置し、実際に来館者に“バイク”を漕いでいただき、運動エネルギーから電力を創出し、LED・白熱蛍光灯の各電球を点灯させ、両電球の消費電力の差を体感できるようにしています。

加えて、ホームページ（平成 26 年度アクセス者数 188,372 名）や「エコギャラリーニュース」（年 5 回）を使って環境保全や環境学習情報を広く発信しています。

さらに、総合学習や視察訪問の受入れも行っています。平成 26 年度は、行政等の視察 19 件（180 名）、報道関係等取材 2 件（21 名）、環境学習 7 件（318 名）の実績がありました。

<環境活動の拠点>

区内で活動する環境団体の活動をバックアップするために、研修室や展示室を貸し出しています。研修室は環境団体の会議等に利用され、展示室は環境団体の活動の発表の場となっています。平成 26 年度の研修室の利用は 346 件、展示室の利用は 95 件でした。

また、「環境学習相談窓口」では、環境カウンセラー、東京都環境学習リーダーなどの環境学習の専門家が、学校・地域指導者の授業づくり、企業の社員研修、区民からの環境活動についての相談など、環境学習・活動に関する多様な相談に応じています。

さらに、教育委員会との連携により地域と学校を積極的につないでいます。

<事業報告の確認と事業評価>

指定管理者が、協定書に基づいて不足なく事業が行われたか、施設サービスの向上、施設運営の効率化等が図られたかといった視点から前年度の事業評価を行っています。

平成 26 年度は、平成 25 年度事業について指定管理者評価委員会による事業評価が実施され、平成 26 年 9 月に報告書が提出されました。総合的には、協定書に定められた内容はほぼ満たされており、概ね良好に管理運営業務が行われていると評価されました。

第3章 環境保全施策とその進捗状況

「第二次環境基本計画」施策体系から見る進捗状況

基本目標 1 「人と自然が調和したまちの快適性を確保します。」

個別目標 1-1 自然とのふれあいの場の創出

都市生活における自然との関わりを意識しながら、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を創出します。その際、水辺やみどりのある場所を利用するとともに、生物多様性の保全にも配慮します。

個別施策①水とみどりの環境整備の推進

個別施策②生物多様性に配慮した環境づくり

◆新宿区のみどりの現況



平成 22 年度に「みどりの実態調査(第 7 次)」を行いました。この調査は、区内のみどりの現状を把握し、今後の施策に活かすため、みどりの条例に基づき 5 年ごとに実施するものです。これまで、昭和 47 年度、59 年度、平成 2 年度、7 年度、12 年度、17 年度と実施しています。平成 22 年度の調査では、航空写真の撮影・解析のほか、区内全域を対象とした現地調査により、樹木・樹林、草地、生垣、街路樹、屋上緑化及び壁面緑化等についてその実態を調べました。

平成 22 年度の調査の結果、区内にある樹木・樹林、草地、屋上緑化の面積は 326.13ha（ヘクタール）緑被率は 17.87% となり、これまで減少一方だった区内のみどりが初めて増加しました。これは東京 23 区では 10 番目に高く、樹木・樹林の面積比率では 8 番目に高い数値です。

◆緑化の推進（空中緑花都市づくり）

(1) 屋上緑化普及啓発講座

屋上緑化の一層の普及啓発を図るため、講座を開催しています。平成 26 年度は、平成 27 年 3 月に屋上緑化・ベランダ緑化の楽しみ方の講義見学、実習を行いました。

(2) 屋上等緑化助成

平成 20 年度から、新たに屋上緑化・壁面緑化をする区民・事業者を対象に、その工事費の一部を区が助成する「新宿区屋上等緑化助成制度」をスタートしました。平成 26 年度は屋上緑化で 5 件の助成を行いました。

(3) 緑化計画書制度

みどりの条例に基づき、区や事業者が 250 m²以上の敷地で建築行為等を行うとき、緑化計画書の提出が義務付けられています。これは、建築物等の施設緑化の観点から、良好な都市環境づくりを進め

ることを目的とした制度です。平成 26 年度は 128 件、62,276 m²の緑地が計画されました。このうち屋上緑化は 14 件、9,249 m²ありました。

◆区有施設での多様なみどりの保全



公共施設緑化

平成 20 年度から学校緑化のみならず、区内すべての公共施設を対象に、樹木の樹勢回復処置や植込地整備など様々な緑化に取り組んでいます。26 年度は、区立公園を中心に、新たに地域の特色となる樹種や地域固有の樹木等を植栽する花の名所づくりにも取り組みました。植え込み地などの緑化工事は 3 箇所で行いました。

【主な施工箇所と緑化内容】

〈落合公園〉

公園の北側植込地に、ナデシコ等のワイルドフラワー（180 m²）の種を播きました。

〈みつば児童遊園〉

ベニバナトキワマンサク、キリシマツツジ等を 88 株植える改良工事を行いました。

〈戸山公園〉

地域に縁のある大久保つつじ 10 株（きりしま 5 株、八重きりしま 5 株）を地元の方々と一緒に戸山公園内の植込みに植栽しました。

〈西武新宿線軌道脇〉

鉄道事業者と緑化協定を締結して、平成 23 年度から線路沿いの斜面に計画的に大久保つつじを植栽しています。27 年度に植栽した 150 株と併せて 690 株となりました。



西武新宿線軌道脇 大久保つつじ

◆その他の緑化

- ・ 障害者就労継続支援事業者による区内の緑化

区は、障害者のための就労継続支援事業等を行う事業所に対し、区内の公園等において区が指定する区画の緑化及びその保全に係る業務を委託しています。これにより、区内の緑化を推進するとともに、地域における障害者理解の促進並びに障害者の就労機会の拡大及び工賃の水準の向上を図っています。

内容は、花壇の植栽、除草、植え替え、水やりなどです。万一、花が枯れたり引き抜かれたりした場合は、常に花を絶やさないように補充を行います。このため、補充用の苗は別に管理して、いつでも植え替えができる体制をとっています。



◆親水施設の整備・充実

ビオトープ

・新宿中央公園ビオトープの管理運営

自然の生き物との共生の大切さを区民にPRするため、平成15年3月に完成した新宿中央公園ビオトープの管理運営を、公園サポーター「新宿中央公園ビオトープの会」と協働で行っています。開園以降、昆虫類 88 種、草木類 109 種が確認されています。

平成16年度から、区立小学校の児童を対象に水田を活用して米づくりの指導を行っています。



・東戸山小学校ビオトープの管理運営

平成22年3月に完成した東戸山小学校のビオトープの管理運営を、生徒と地域の方々と協働で「東戸山小ビオトープのボランティアの会」として水田の管理や自然観察などを行っています。

・みなみもと町公園ビオトープの管理運営

平成25年3月に完成した区立みなみもと町公園のビオトープの管理運営は、公園サポーターが中心となって行っています。メダカなどの池の生物やスマレなどの野草のほか、ビオトープに暮らす野鳥や昆虫などの観察などを行っています。

◆神田川・妙正寺川とのふれあい整備

(1)「神田川ファンクラブ（第16期）」の活動

神田川ファンクラブは、区内の小学生や地域の方々を対象として、神田川にもっとふれあい、よく知る機会をつくろうと平成11年度から活動しています。



第2回 神田川の水源（井の頭公園）の見学



第3回 荒川見学と水質調査

【平成26年度実績】

参加者数 延べ191名

活動日	活動内容
5月21日	結成会・水質検査
6月7、11日	第1回 神田川の生き物調査
7月2日	第2回 神田川の水源(井の頭公園)の見学
9月24日	第3回 神田川のゴミ調査とクリーンアップ作戦
10月21日	第4回 環状七号线地下調節池の見学
12月3日	第5回 落合水再生センターの見学
1月21日	ま と め の 会

(2) 神田川生き物実態調査

平成8年度から神田川の生き物実態調査を開始し、以降毎年調査を行っています。

平成26年度は、職員による調査などでアユ、ウキゴリなど2科2種の魚が確認されました。これまでに確認された魚類数は10科21種です。



区民による調査風景

[平成26年度調査実績]

6月3日	職員による調査 (アユ、ウキゴリ、ヌマエビ、ミシシッ ピアカミミガメ)
6月24日	区民参加による調査(雨天中止)

(3) 神田川親水テラスの開放

戸塚地域センター前に整備した「神田川親水テラス」を、平成22年度から夏休み期間に一般開放しています。

平成26年度は、7月19日(土)から8月17日(日)までの27日間に、延べ953名の方が利用しました。



(4) 「神田川を体験しよう」講座

神田川ふれあいコーナーを活用した「神田川を体験しよう」講座は、区内在住・在学の小学生を対象として、平成22年度から実施しています。

平成26年度は、8月19日から22日までの4日間に「水質調査」「底生生物調査」「水生植物調査」「ミニ水槽づくり」という内容で実施し、延べ82名が参加しました。



◆みどりの保全と文化財の拡充

(1) 保護樹木等の指定・解除

みどりの条例に基づき、貴重な樹木・樹林・生垣を残していくために、所有者の同意を得た上で保護樹木等に指定するとともに、区は、枝が折れて隣家の一部を壊した場合などに備えて傷害保険に加入します。また、保護樹木等の維持管理にかかる費用の一部を助成しています。

保護樹木に対する補助金は1本につき9,000円、2本目からは4,500円で、保護生垣は20mまでは1mにつき900円、20mを超えると450円で、全ての限度額は90,000円です。

平成26年度は保護樹木の新規指定19本、解除11本で25年度に比べて総本数で8本増加し、271件1,082本の指定となっています。保護樹林は、36件87,962㎡、保護生垣は、42件1,228mを指定しています。

みどりの文化財を保全するため、指定解除に際しても現地調査の上、1本でも多く残すように所有者にお願いをするとともに、その土地が売却され建築行為が行われる場合にも、開発事業者に対してできる限り樹木を保全するよう誘導しています。また、平成26年度より保護樹林の健全度調査を開始し、所有者とともに樹木の保全に努めています。

みどりの文化財の指定基準は次のとおりです。

- ・保護樹木 幹周り 1.2m 以上
- ・保護樹林 面積 500 ㎡以上
- ・保護生垣 高さ 1.2m 以上で延長 15m 以上



(2) 接道部緑化助成制度

道路に面した敷地「接道部」にあるブロック塀等が地震等で倒壊するのを防ぎ、あわせてみどり豊かな都市景観をつくるため、生垣・植樹帯をつくる費用やその際のブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度です。

助成制度については区広報でPRを行うほか、イベント時にパンフレットを配布したり、ホームページで制度を紹介するなど情報の提供に努めています。また、平成22年2月から平成27年3月までは、みどりの推進モデル地区に指定した簗笥地域において、助成単価と上限額を引き上げているほか、高木の植栽についても助成対象としています。

平成26年度は、生垣設置が6件38m、植樹帯設置が2件8m、ブロック塀撤去が0件でした。

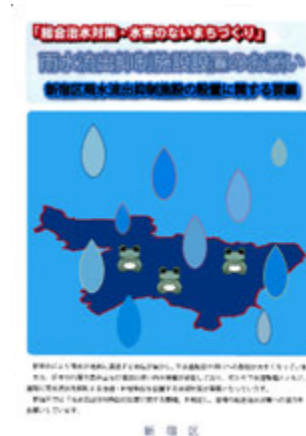
◆湧水の保全

都市化による雨水浸透の減少に伴い、都内の湧水は減少や枯渇の危機に瀕しており、湧水の保全と水循環の再生が必要です。

望ましい水循環を形成するため、雨水浸透施設の設置誘導や、開発時の地下水脈への配慮等、湧水の保全に努めるとともに、新たな水源として下水再生水の使用を促進していきます。

[平成 26 年度実績]

- ・ 公共施設への浸透施設の導入
区道の透水性舗装整備 4 箇所
- ・ 民間施設等への雨水流出抑制・浸透施設の設置
一定の規模以上の施設の新設、改築などを行う事業者に協力を要請



雨水流出抑制・浸透施設設置に関する啓発パンフレット

◆みんなで考える身近な公園の整備

区では、地域の方々の身近な存在である区立公園を整備する際には、地域の特性や要望を十分に活かしていくために、計画の段階から地域の皆様に参加していただいています。

当事業は概ね 2 年間で一つの公園を整備しています。1 年目は地域の皆様とワークショップ形式による整備案の作成を行い、その案に基づき 2 年目は工事を行います。住民の意見やアイデアを活かしながら公園の整備計画を作成することで、地域のニーズを反映した、魅力ある公園づくりを行うことができます。その結果、公園完成後に「公園サポーター」として公園の管理運営に参加する区民の方も多くいらっしゃいます。

新宿区はこれからも地域に愛される魅力ある公園の実現を目指して事業を進めていきます。



新宿公園（整備後の様子）

平成 26 年度は、新宿公園（新宿二丁目 9 番:1,542.36 m²）において、前年度に作成した改修案に基づき、整備工事を行いました。

かつての公園に池があったことから、5 本の噴水からなる水景施設を設けています。

◆区民ふれあいの森の整備（おとめ山公園の拡張整備）

自然豊かな区立おとめ山公園について、隣接地を取得し「区民ふれあいの森」として拡張整備することで、みどりや湧水の保全拡充を図り、区民が自然とふれあう機会を創出していきます。

平成 21 年度から公園整備の基本計画づくりに着手し、あわせて用地取得も進め、23 年度までに全ての拡張予定地の取得を完了しました。公園の拡張整備工事は、平成 24 年度から開始し、25 年 4 月に一部区域が開園しました。残る区域の整備工事も平成 26 年 10 月に完了し、同月に全面開園しました。



平成 26 年 10 月新たに開園した「みんなの原っぱ」（左）と「谷戸のもり」（右）

◆サポーター制度による公共施設の管理・再整備

(1) 公園のサポーター制度

平成 13 年度から始まった制度で、区内在住・在勤・在学の方や団体等に、区の要綱に基づき「公園サポーター」として活動していただくものです。サポーターは公園利用の活性化や快適な施設環境を実現するため、区と合意した内容をもとに園地清掃や除草、花壇の手入れ、施設の点検などを無償で行います。平成 26 年度は、4 団体が公園サポーターとして新規登録されました。

(2) 道のサポーター制度

公園と同様、サポーターの方の提案に基づいて区との間で活動内容を決め、サポーターがボランティアで清掃、花壇の手入れ等をする制度です。制度の周知に努めた結果、平成 26 年度で 14 路線が新規登録されました。区は、清掃用具や花苗等の資器材の提供等により活動支援しています。

平成 26 年度末現在の活動状況は、活動路線 60 路線、サポーター登録数 45 組、参加者数 383 人です。

(3) サポーター活動内容

公園サポーター活動で一番多いのは、園地清掃の 68 園で、次いで花壇管理の 58 園、除草 46 園、低木等の植栽管理 36 園、その他 33 園であり、複数の活動を行うサポーターもいます。その他の中には、犬の広場の運営、ホタルの飼育、田んぼの維持管理など特色ある活動も含まれています。

道のサポーターは平成 26 年度末現在、清掃活動が 29 組と一番多く、植樹帯の花壇管理 17 組、街路樹管理 4 組となっています。



平成 26 年度実績]

	道 路	公 園
個 人	12 人	27 人
団 体	33 組	84 組
活動地	60 路線	90 公園
活動者数	383 人	1, 146 人

◆緑化意識の啓発

区民や事業者が主体となって緑化を推進できる体制や仕組みを構築するため、緑化意識の啓発や緑化技術の向上を支援しています。

(1) みどりの協定

区民の団体等が地域を緑化する際に、花苗等を支給し、これらの活動を支援します。

ご近所同士による制度を利用した地域緑化など、地域の方々の交流の機会となるとともに、地域緑化への意識啓発にも効果が上がっています。平成 26 年度は 43 団体、670 人に地域の緑化にご協力いただきました。

(2) みどりの講座

季節の花でハンギングバスケットを作るなどテーマを設けて、専門の先生による「みどりの講座」を開催しています。区広報で参加者を募集し、平成 26 年度は 1 回開催、15 人が参加しました。



みどりの講座

(3) 各種イベントでの普及啓発

各種イベントを通してみどりの普及啓発を行っています。

「新宿御苑みどりフェスタ」(H26. 4. 29)



新宿御苑で開催され、エアープランツを使った飾りづくりなど親子で楽しめる工作体験コーナーや緑化パネルの展示・草花の種の配布を行いました。

「ふれあいフェスタ」H26. 10. 19)



戸山公園において、みどりの普及啓発のために、バードコール、木のペンダント作りなどを行いました。

「新宿区緑と花の展示会」(H26. 11. 22～24)



新宿コズミックセンター1階ロビーで、区内在住の菊作り愛好家の作品やみどりの講座受講者によるコンテナ緑化の作品等を展示しました。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

第二次環境基本計画の目標を達成するため、神田川を中心に水辺の環境整備や小学校でのビオトープづくりを通じて生物多様性に配慮した環境づくりなど、人と自然とのふれあいの場の創出に努めました。

水辺の環境整備では、地元の小学生や公募による神田川ファンクラブを毎年結成し、一年間を通じて神田川の生態を直接体験し学んでいます。また、夏には、神田川のテラスを一般開放し、多くの区民の方に川に入る体験を提供しています。環境指標とした「神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）」は、953人で、例年に比べ雨天等による閉鎖日数が3日間と長かったため目標の1,000人に少し及びませんでした。親子連れや保育園などのリピーターによる団体の利用が増えた結果だと考えています。

もう一つの環境指標である「神田川生き物調査における確認種数」は、平成8年度から26年度までの調査において、10科21種が確認されています。26年度はこの内の2科2種が確認できました。

生物多様性では、新宿中央公園、みなみもと町公園及び東戸山小学校の地域拠点ビオトープの管理運営を公園サポーター及び小学校のボランティアの会と協働で行い、区民や児童が自然や生き物とふれあう機会の提供に努めました。さらに、区民が自然とふれあう場となる区民ふれあいの森の整備工事を継続して行いました。

そのほかにも、民有地の保護樹木を9本増やすとともに、あらたに公有地の樹木1本を指定し、みどりの保全に努めました。また、屋上緑化見本園の管理運営及び屋上緑化講座の開催のほか、6件の屋上緑化助成を行うとともに緑化計画書制度による16件の屋上緑化の計画などにより空中緑花都市づくりを推進しました。

区有施設緑化においては、区立公園を中心に特色ある植栽による花の名所づくりに取り組みました。また、みどりの協定制度による地域緑化の推進やみどりの講座などにより緑化意識の啓発や緑化技術の向上に努めました。

今後も、生物多様性の保全に配慮しながら区民が水辺やみどりなどの自然とふれあえる場の創出に継続して取り組んでいきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環 境 指 標	目 標 (H34)	平成 26 年度
○神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）	1,000 人	953 人
○神田川生き物実態調査における確認種数	10 科 21 種	10 科 21 種

基本目標 1 「人と自然が調和したまちの快適性を確保します。」

個別目標 1-2 都市生活の快適性の確保

ポイ捨てや散乱ごみのないきれいなまち、安心して歩ける安全なまちづくりのためには、路上でのマナーを守り、路上喫煙や放置自転車などをなくしていかなければなりません。そのために、区民・事業者・関係機関が一体となって取り組んでいくことが必要です。

個別施策①きれいなまちづくりの推進

個別施策②人にやさしい快適な道づくり

個別施策③景観に配慮したまちづくりの推進

◆きれいなまちづくりの推進

(1) ポイ捨て防止キャンペーン及び一斉清掃活動

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例に基づき、新宿駅・高田馬場駅周辺の美化推進重点地区で地元商店街、事業者、町会、ボランティア団体が連携して「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」を実施し、美化・清掃活動や「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止」の啓発を行い、まち美化への協力の呼びかけをしています。また、美化推進重点地区以外の地域でも、きれいなまちづくり推進のために清掃用具の貸し出し等の支援をしています。

さらに、各特別出張所を核としてごみゼロ運動を展開しています。春のごみゼロデーと秋の地域ごみゼロ運動への参加団体・人数は、平成 25 年度は春のごみゼロデーのうち、5 月 30 日の一斉道路美化清掃活動の新宿駅分が雨天により中止となったことなどの影響の結果、全体として 401 団体、7,862 人でした。平成 26 年度はおおむね天候にめぐまれたため、451 団体 8,735 名の方に参加いただき、参加者は前年度より増加しました。

詳細は巻末の資料編をご覧ください。また、参加団体名については、ホームページ上に掲載しています。

地域毎の取り組みでは「落合第一地区青少年育成委員会」や「大久保・百人町地区クリーン活動協議会」、「早稲田地区青少年育成委員会榎クリーンデー」等の活動に見られるような、地元商店会や町会など地域の団体による美化・清掃活動も活発化しています。自主的な清掃活動を行うボランティア等も増加し、住民のまち美化意識も徐々に向上しています。きれいなまちづくりには、このような「協働」による取り組みが不可欠です。

(2) 歌舞伎町クリーン作戦

新宿のまちをきれいにする取り組みとして、平成 16 年 6 月から「歌舞伎町クリーン作戦」を実施しています。この作戦は、まち美化の阻害要因をなくすことに加え、路上での迷惑行為をなくすことも目的としています。この事業は、全国有数の繁華街である歌舞伎町を清潔で秩序あるまちにしていくという点で大きな成果をあげています。

作戦の内容は、①路上の清掃、②放置自転車の整理、③不法看板の撤去、④露店・路上陳列の指導、⑤ピンクチラシ・貼り紙等の撤去、⑥不法投棄ごみの排出指導・撤去などです。区、警察、消防等の関係機関や、歌舞伎町タウン・マネジメント、歌舞伎町商店街振興組合、町会、事業所、ボランティア等が協働で毎週水曜日に行っています。同時に、NPO 法人環境まちづくりネットの皆さんを中心に、路面のガム取り清掃も行っています。

こうした取組みの結果、歌舞伎町のまちは以前よりもきれいになったと言われるようになり、歌舞伎町の事業者の皆さんもこの作戦だけでなく、日ごとの清掃活動も積極的に取り組まれています。旧新宿コマ劇場・新宿東宝会館跡地の開発計画をきっかけに、さらに「賑わいのあるクリーンな歌舞伎町」を目指した取組みを進めていきます。

(3) 新宿年末クリーン大作戦

12 月の「新宿年末クリーン大作戦」は平成 16 年から実施し、今回で 12 回目になります。平成 26 年 12 月 19 日の早朝には、昨年より 500 人以上増え過去最多となる 114 団体、2,353 人のボランティアの皆さんが新宿駅周辺及び歌舞伎町に集まり、朝 7 時 30 分から 8 時 30 分の間、一斉に清掃活動を行いました。また同日、午前 6 時から「日本を美しくする会」も歌舞伎町を中心にまち美化を推進しています。

この活動を通して新宿のまちがきれいになったばかりでなく、多くの人のまちへの美化意識が向上しました。

◆路上喫煙対策の推進

路上喫煙は、他の歩行者等に、他人のたばこの煙を吸わせる受動喫煙被害を与えたり、すれ違う人にたばこの火による火傷を負わせたりする恐れがあります。特に歩行喫煙は、たばこの火が子どもにとって目線の位置になるなど極めて危険な行為であり、また、路上喫煙後の吸い殻はごみのポイ捨ての原因の一つにもなっています。



路上喫煙禁止ポスター

◆条例について

平成 17 年 8 月 1 日、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」を施行し、区内全域で路上喫煙を禁止としました。

路上喫煙禁止に罰則を設けている自治体もありますが、新宿区では区民、来街者、在勤者、事業者等多くの方の参加を得て開催された「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」において十分な議論を行い、さらに条例制定時にあたり、パブリックコメント制度を活用し、検討を重ねた結果、罰則を設けずに条例を制定しました。

その理由は、「マナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめてもらう」という考えと「適用地域が区内全域であり、昼夜を問わず、訪れる不特定多数の来街者に対して罰則を公平に適用することが困難である」との理由から罰則を設けませんでした。

◆条例の目的と主な内容

路上喫煙を禁止することで、受動喫煙やたばこの火によるやけど等の被害の防止を図り、快適なまちづくりを推進します。

① 路上喫煙の禁止（指定された場所を除く）

※路上喫煙…道路において、歩行中（同一の場所にとどまっている状態を含む）又は自転車等の乗車中に喫煙し、もしくは火のついたたばこを所持すること

② 公園・広場などでは、自らの喫煙により他人に受動喫煙をさせないように努める。

※受動喫煙…他人のたばこの煙を吸わされること

③ 公園・広場等の管理者は、受動喫煙防止のため、適切な措置を講ずるように努める。

④ 事業者は従業員に対し、路上喫煙防止のための研修やその他の適切な方法により、意識啓発に努める。

⑤ 事業者は、施設の利用者が路上喫煙をすることがないように、周知のために必要な措置を講じる。

⑥ たばこの製造・販売者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的な喫煙マナー向上のための意識啓発の実施に努める。

◆路上喫煙対策の主な内容

条例施行以降、区では路上喫煙防止を図るため、町会、商店街、ボランティア団体、事業者などの皆様と協働で様々な対策を行ってきました。

① 各種の啓発物の掲示など

ポスターやステッカーの掲示や配布、街路灯用フラッグや路面標示シート、横断

幕、懸垂幕の掲出。

② 各種の周知用啓発物の設置など

路面標示タイル、防護柵用看板、標識（サイン看板）の設置。

③ 啓発キャンペーン

町会、商店街、ボランティア団体と区の協働でキャンペーンによる啓発活動を実施。

④ 啓発用パンフレットやポケットティッシュの配布。

⑤ 路上喫煙対策協力員による啓発活動

路上喫煙対策協力員による地域毎の取り組みや周知・啓発活動。

⑥ 啓発用ビデオの作成と活用

路上喫煙禁止を周知するためのビデオを作成し、街頭ビジョンでの放映や事業所や学校などへ貸し出して研修などで活用。

⑦ 路上喫煙禁止パトロール員による直接的な啓発活動

条例の実効性を高めるため、路上喫煙者へ直接、周知・啓発の働きかけを実施。
なお、転倒自転車直しや通行を妨げている自転車整理など、自転車対策事業との連携も実施し、効果的効率的な活動を行っている。

⑧ 喫煙所の設置及び整備

路上での分煙を図るため、喫煙所を 8 カ所（次ページ参照）設置し、さらに分煙化を徹底するための整備を行う。

⑨ タクシーやバス協会等への周知・啓発要請

⑩ 鉄道事業者や大型集客施設への周知や喫煙所整備の要請

◆路上喫煙率の推移

路上喫煙対策の効果を測定・分析し、結果を今後の路上喫煙対策に反映するため、平成 17 年度から通行者と路上喫煙者の人数を調査して路上喫煙率を算出しています。

平成 23 年度までの調査は、区内主要駅周辺 64 箇所（平成 18 年 3 月までは 57 箇所、平成 20 年 2 月までは 58 箇所）において、計 27 回実施しました。調査結果から課題を分析し、路上喫煙対策に反映させていくことで、条例施行前に約 4.13% あった路上喫煙率が平成 21 年 12 月の調査以降 0.5% 以下で推移し、区内主要駅周辺における路上喫煙は相対的に減少しています。

その一方で、区内の路上喫煙の実態は駅周辺・主要道路から裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。そこで、平成 24 年度から、平成 23 年度まで調査対象としてきた 64 調査箇所の見直しを行い、継続して対策が必要な 40 箇所（1. 駅周辺調査地点）と、駅から少し離れた生活道路や裏通りにおける 30 箇所（2. 生活道路調査地点）の計 70 箇所、四半期ごと年 4 回測定を行っています。平成 26 年

度の調査結果は「環境白書・資料編」に掲載するとともに、ごみ減量リサイクル課のホームページにも掲載しています。

◆喫煙所の整備

たばこを吸う方も吸わない方も心地よく過ごせる環境づくりの一環として、既存喫煙所の環境改善を実施しています。こうした取組みが、路上喫煙率の低下につながるよう整備を進めていきます。



平成 26 年 12 月に竣工した信濃町駅前喫煙所

区内の喫煙所

- ・新宿駅東口
- ・新宿駅西口
- ・新宿駅西口第 2
- ・新宿駅東南口
- ・信濃町駅前
- ・西武新宿駅前
- ・高田馬場駅前
- ・新大久保駅前

◆路上不法占用物件等の追放

道路上に置き看板やのぼり、商品等を並べて商売をすることは、街の景観を損ねるばかりでなく、歩行者や車両等の通行の支障となり大変危険です。区では、違反看板等の取締りのため、所轄警察署、所轄消防署、東京都第三建設事務所等と連携し、合同による監察を実施しています。

また、町会、商店会の方々とともに、地域の啓発活動を行っています。現在、西新宿一丁目など 9 地区で環境美化協力員（看板指導）と協働で、指導・是正活動等の定期的な取り組みを実施しています。歌舞伎町クリーン作戦や大久保、百人町、高田馬場地区での放置自転車対策・地域清掃等、継続した活動の実施により、地域の道路環境の改善に効果をあげています。



◆放置自転車対策の推進



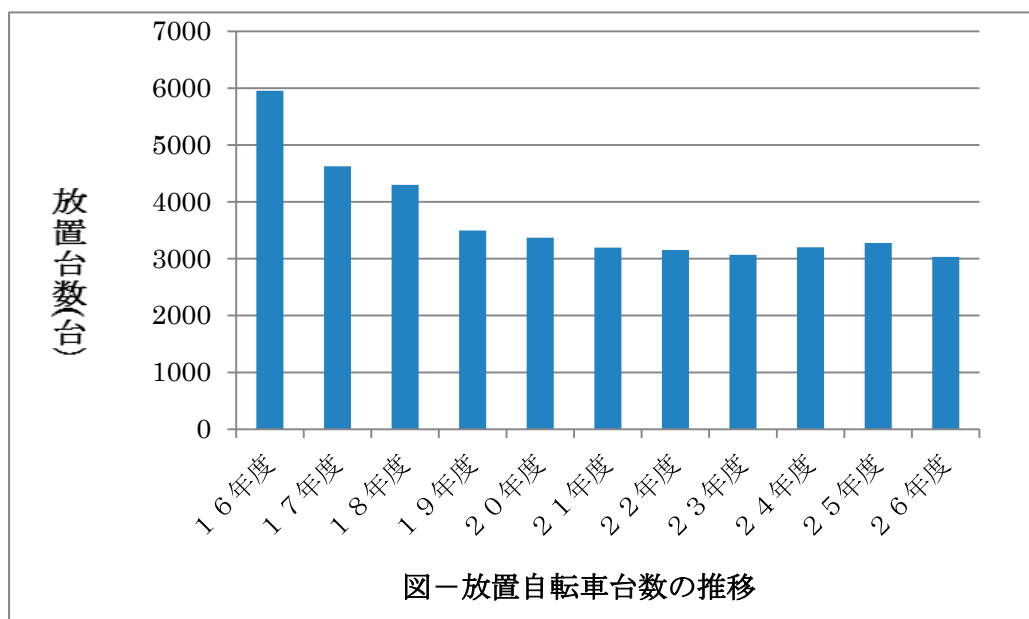
自転車は、環境への負荷も少なく、身近で手軽な乗り物として都市における有効な交通手段として認識されている反面、駅前での放置等による道路環境への悪影響も引き起こしています。そこで、平成20年1月に策定した「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、関係者と連携・協力して、自転車の利用環境の整備やマナーの向上等を図り、自転車等の適正利用を推進しています。



整理指導員活動状況



四谷三丁目駅路上自転車等駐輪場



さらに、駐輪需要対策として「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」により、自転車等駐輪場の附置義務を定め、駐輪場の整備を促進しています。

区内の都市計画法で定める商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域及び準工業地域において、百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等を新築、改築、増築する場合に、一定規模以上の施設は自転車等駐輪場が必要となります。その際の自転

車等駐輪場は、当該施設もしくはその敷地内又は当該施設から 50 メートル以内に設置しなければなりません。現在、集合住宅や業務施設等への附置義務化についても調査を進めています。

・啓発活動

区内 31 駅に対し 30 駅で自転車整理指導員による声かけの活動を行い、自転車等を放置させない啓発活動を実施しています。

また、駅周辺の商店街も自転車適正利用のための啓発活動に積極的に取り組むなど、放置自転車の削減に向け動き出しています。また、学校においても総合的な学習の時間に自転車のルールとマナーについて学習することなどにより、区民にも「放置をしない」という意識が少しずつ浸透しています。こうした意識改革と区の撤去及び自転車等駐輪場の整備と相まって、放置自転車は着実に減少傾向にあります。



放置自転車撤去前



⇒ 放置自転車撤去中



⇒ 放置自転車撤去後

人にやさしい快適な道づくり

(1) 都市計画道路の整備促進（環状第 6 号線）

都市計画道路の整備にあたっては、自転車走行にも配慮した高規格の歩道を整備するよう事業者に求めています。直近では環状第 6 号線で自転車通行帯の整備を行っています。

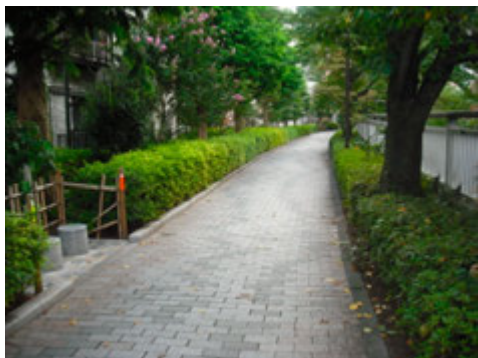


環状 6 号線歩道部の整備（西新宿三～四丁目）

(2) 遊歩道の整備

東京都の河川改修事業にあわせ神田川や妙正寺川などの河川沿いの遊歩道を「水とみどりの散歩道」として整備しています。また、河川改修が未実施の妙正寺川沿いの道路について、歩行者を優先した道路修景整備を実施しています。

平成 25 年度までに遊歩道 4.2 km（神田川 3.8 km、妙正寺川 0.4 km）、道路修景 0.5 km が整備され、遊歩道には案内板を 21 箇所整備し、利用者の快適性の向上を図っています。



遊歩道の整備



道路修景整備



案内板の整備

神田川	17箇所
妙正寺川	4箇所

(3) 自転車歩行者専用道路等の整備

平成 23 年度から、自転車歩行者専用道路等の自転車と歩行者の通行空間について、路面の色分けや、ピクトグラムを利用したわかりやすい路面標示、看板などの具体的な整備手法および整備路線を検討しています。

◆環境に配慮した道路づくりの推進と沿道環境の整備

(1) 駐車場・駐輪場の対策

① 自動車駐車場の整備促進

駐車違反の確認や標章の取り付け等を民間に委託することができる改正道路交通法が平成 18 年 6 月に施行されたことに伴い、違法駐車車両は従前に比べ大幅な減少が見られます。今後も、継続した取締りを促進するとともに、地域特性を踏まえた地域ルールを定める等、附置義務の適切な運用や、再開発等において適切な規模の整備を誘導する等、駐車場の整備を促進していきます。

② 自動二輪車駐車場の整備促進

四輪自動車の違法駐車が増加する一方、駅周辺等の繁華街などでは、未だ自動二輪車が多く放置駐車されている状況が目立ちます。区は、平成 20 年 12 月「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」を改正し、これまでの自転車、原動機付自転車に加え、自動二輪車に対する駐車対策もあわせて進めることとしています。

平成 26 年度末までに道路を活用して 4 所、駐輪場内に 4 所の自動二輪車駐輪場を整備しました。収容台数は 101 台です。今後も順次整備を進めていきます。また、民間等による駐車場整備を促進するために、（財）東京都道路整備保全公社による助成制度の活用支援や、駐車需要を発生させる施設に対する自動二輪車駐車場の附置義務化の検討を進めています。

③ 駅周辺等における放置自転車の抑制など自転車の適正利用を推進するため、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関の協力を得て、駐輪場等の整備を進めていきます。

平成 26 年 4 月現在区立の自転車等駐輪場は 16 所・収容台数 2,484 台、路上自転車等駐輪場は 9 所・収容台数 1,318 台、自転車等整理区画は 53 区画・収容台数 3,545 台です。区は、平成 20 年 1 月に策定した「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、10 年間（平成 20 年度～平成 29 年度）の計画期間中に、区内 31 駅すべてで自転車等駐輪場等を設けることとし、3,360 台の整備を目標とします。

また、駐輪場の施設内容や利用率を勘案した料金設定や、一日利用や時間利用に対応した施設整備を推進します。

(2) 生活道路の整備

生活区域への車の流入や速度を抑制し、住環境を改善する生活道路の整備を進めています。西新宿一丁目地区においては、平成 21 年度に地元関係者と協働で整備計画を作成し、平成 22 年度から平成 26 年度において、同地区で整備を実施しました。

こうした事業とあわせて、まち（主に通学路）の危険箇所などを見て回る「交通安全総点検」を関係機関や多くの区民と共に実施し、歩行者、児童等の安全対策等に取り組んでいます。

(3) 都市計画道路の整備促進

区内の幹線道路は渋滞が常態化しており、こうした渋滞を回避する車が生活道路へ流入し、地区内の安全性が低下するなど多くの問題が発生しています。都市計画道路の整備が遅れていることや、幹線道路渋滞の原因となる違法駐車車両が多いこと、同時に住宅地内にある生活道路において歩行者と車が混在していることなどが大きな課題としてあげられます。そのため、都市計画道路の整備を推進するとともに、違法駐車対策を警察と連携して進めることで、生活道路の安全性を向上させていきます。

都市計画道路の整備については、区施行事業「補助 72 号線」の推進を図っています。



◆景観に配慮したまちづくりの推進

みどり豊かで、安全・快適なまちをつくるには、環境と景観やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが不可欠です。地域の特性や歴史性・文化性等に十分留意し、ユニバーサルデザインの視点に立った魅力ある街並みを創出するとともに、都市の環境負荷や地域の環境特性等にも十分配慮し、開発と環境・景観のバランスの取れた誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりを進めていきます。

(1) 景観に配慮したまちづくり

平成 20 年 7 月に都心区初の景観行政団体となり、平成 21 年 4 月 1 日には景観法に基づく景観計画である「新宿区景観まちづくり計画」の運用を開始しました。これにより、平成 3 年度から先進的に取り組んできた区独自の景観施策に加え、区全域を 72 エリアに分け、景観特性や景観形成の目標・方針を示した「新宿区景観形成ガイドライン」を景観事前協議等で活用し、より積極的な景観誘導ができるようになりました。また、平成 23 年 2 月には、地域の景観形成上重要と認められる樹木を景観法に基づく「景観重要樹木」として、都内で初めて指定しました。さらに、平成 27 年 6 月からは、景観事前協議の対象を屋外広告物にまで広げ、色彩やデザインなどについて、周辺環境や景観への配慮、建築物との一体性、緑化計画との調和を図っています。これらの取り組みにより、これからも地域特性に応じたきめ細やかな景観まちづくりに取り組んでいきます。

(2) 環境とユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、多くの人が利用できるよう環境を作り上げることです。

区では、平成 23 年 3 月に「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を作成し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進しています。

環境とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりには、行政だけではなく、利用者や居住者、設計者や事業者、道路・公園・建築物の管理者等との協働が不可欠です。ユニバーサルデザインの視点に立って、地区ごとの個性を生かしたまちづくりを推進していきます。

(3) 市街地再開発事業等

区内には、道路が狭く木造住宅が密集して災害時の安全性が十分に確保されていない地域や、低未利用地の合理的かつ健全な高度利用が求められている地域があります。

このような地域のまちづくりの課題を解決する手段として、市街地再開発事業や防災街区整備事業、木造住宅密集地区整備促進事業、都心共同住宅供給事業などがあります。



第一種市街地再開発事業(西新宿八丁目成子地区)完成写真

◆開発事業に対する環境チェックの強化

・環境影響評価制度（環境アセスメント）

公害の発生や自然環境の喪失、健康被害を未然に防ぎ、良好な環境を保全していくためには、開発事業の周囲の環境に与える影響を事前に評価することが重要です。

環境影響評価制度とは、このような考えに基づき大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くとともに、専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響を出来るだけ少なくするための一連の手続きの仕組みのことです。

東京都では、事業の実施段階における環境影響評価制度として、昭和 56 年 10 月から一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な配慮がなされるように、東京都環境影響評価条例に基づいた環境影響評価手続きを実施しています。さらに平成 14 年 7 月からは条例改正により、東京都の策定する一定規模以上の事業の計画に対し、計画段階における環境影響評価手続きを実施することとなっています。

区に影響が及ぶ事業に関して、平成 19 年度より環境審議会での審議を経た区長意見を東京都に提出していますが、平成 26 年度は、区に影響が及ぶ新たな事業はありませんでした。

環境影響評価調査計画書や環境影響評価書案及び評価書案に対する見解書、環境影響評価書の縦覧を行うほか、関係する地区周辺の各特別出張所や区立中央図書館等でもこれらの図書の閲覧ができます。

◆地域環境特性を生かしたまちづくりの推進



景観まちづくりガイドブック
(平成 20 年 3 月発行)

区では、歴史や文化、自然環境と調和し、地域の個性をいかした良好な景観を形成することを通して、区民の潤いのある豊かな生活環境の創造と、個性的でにぎわいのあるまちづくりを推進しています。

・景観まちづくりガイドブックの発行

景観まちづくりガイドブックは、東京大学・早稲田大学・工学院大学との協働により、地形や歴史の調査、さらにはまちを隈なく歩いた現地調査を行い、それに基づいてまちの魅力や特徴をまとめ、解説しています。また、景観をより魅力的なものにするためのアイデアも数多く掲載しています。

このガイドブックは、区内を特別出張所の単位で 10 地区に分け、それぞれの地区の景観特性に合わせて編集しています。そのため、10 冊通して読むことで、幅広く懐の深い新宿の景観の魅力を実感することができます。

◆大規模小売店舗建設における環境配慮の誘導

(1) 旧大店法から大店立地法へ

これまで国及び都道府県で運用されてきた大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（通称「大店法」）が廃止され、平成 12 年 6 月 1 日から大規模小売店舗立地法（通称「大店立地法」）が施行されました。

大店法では、地域の中小小売店や商店街の営業に影響が出ないように、開店日・店舗面積・閉店時刻・休業日数を調整する仕組みがあったのに対し、大店立地法のもとでは、それらの仕組みを改め「生活環境の保持」への配慮を求めるだけにしています。しかし、大型店が出店する場合、届け出を受けた都道府県ないし政令指定都市は、生活環境への影響などを審査し、地域の住民や経済団体の意見を踏まえて大型店側に対策を求め、生活環境対策が不十分な場合改善を求める「勧告」を行うことができます。

(2) 新宿区特定業務施設の新設等に伴う周辺環境の保全に関する条例

大店立地法の施行に伴い、平成 12 年 11 月、区においても新宿区特定業務施設の新設等に伴う周辺環境の保全に関する条例が施行されました。この条例に基づき、※1 大規模特定業務施設及び※2 深夜営業特定業務施設の設置が周辺の生活環境に影響を与えないよう、対象施設に対し、設置の際の届出や近隣への説明など、周知・

指導を進めています。

※1 大規模特定業務施設

業務面積合計が 1,000 m²を超える飲食店、興行場、レンタルビデオ店その他これに類するもの、カラオケ店、パチンコ店及びゲームセンターの用途に供する施設

※2 深夜営業特定業務施設

業務面積合計が 300 m²を超え 1,000 m²以下の飲食店、興行場、レンタルビデオ店その他これに類するもの、カラオケ店、ゲームセンターの用途に供する施設及び物品販売業(物品加工修理業を含む)を営む店舗であって、午後 11 時から午前 6 時までの間に営業を営むもの

◆環境に配慮した住宅・施設の普及促進

省エネルギー対策などの住宅性能について情報を取得しやすくするため、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度に関する情報をホームページに掲載し、その普及促進を図っています。

また、住宅を長期にわたり使用することにより、解体等に伴う廃棄物の排出を抑制するとともに、環境への負荷を低減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図るために制定された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく長期優良住宅の普及を促進するため、認定基準及び関連情報等をホームページに掲載するとともに、認定基準に適合した住宅について認定を行っています。

また、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土・地域づくりを推進するため制定された「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定に基づき、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制する建築計画の認定基準及び関連情報等をホームページに掲載するとともに、認定基準に適合した建築物について認定を行っています。

さらに、一定規模のマンションについて、「東京都マンション環境性能表示制度」の普及促進を図っていくことで、環境に配慮した良質なマンションストックの形成をめざしています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

ごみゼロデーの参加者数は、平成 26 年度（第 15 回）は 5,670 人と、平成 25 年度より 945 人参加者は増加しました。新宿年末クリーン大作戦も、過去最高の参加者となる 2,353 名の参加者があり、秋のごみゼロ運動等を含め全体で 451 団体、8,735 名の方々の参加をいただき、区民の皆さまの関心が高くなっている状況です。第二次環境基本計画での数値目標 11,000 人は達成できませんでしたが、今後も目標達成に向けてごみゼロデーの周知等、まち美化の輪を広げる活動を継続していきます。

ごみゼロデーを含めた地元商店会の美化・清掃活動により、来街者の「ポイ捨てについての意識」も着実に向上してきています。こうした清掃活動が、区域全体に浸透している状況からみて、区民との協働の取り組みは進んできたと言えます。

路上喫煙については、駅前や主要道路で減少傾向にある一方で、裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。また、路上喫煙禁止が周知されることに伴い、受動喫煙に対する意識が高くなり、より高度な対策が求められているほか、喫煙所の利用者も増加しており、喫煙所周辺の喫煙マナーの向上や喫煙所の改善が求められています。今後は、こうした路上喫煙の実態に沿った啓発活動や効果的効率的なパトロール等を行っていくほか、東京オリンピック・パラリンピックを控え、都市計画等に合わせた喫煙所改修や恒常的な運営方法といった新たな喫煙所のあり方についても検討する必要があります。

自転車等駐輪場は、区内鉄道駅 31 駅に対して、28 駅で整備済みです。未整備駅には、早期の自転車等駐輪場の設置が必要です。

放置自転車等をなくしていくためには、撤去活動と整理指導員による「声かけ」活動をさらに強化するとともに、地域社会全体の問題として区民と協働して啓発活動を展開していく必要があります。

路上不法占用物件等について、平成 25 年度は監察活動 1,609 回、啓発活動 4 回行いました。違反看板の是正指導については、地域や路線ごとの対策が重要であり、地域住民、地元商店会との協働で実施していく必要があります。現在、所轄警察署、所轄消防署、東京都第三建設事務所、地域住民の方々等との連携を図った効果的な活動で、路線的、地域的な改善効果がさらに拡がりつつあります。

また、平成 17 年度から環境美化協力員（看板指導）のボランティアによる看板是正活動が西新宿地区外 8 地区で開始されるなど、各地域において、地域の実情を踏まえた取り組みが行われています。この様な是正活動を通して商店街の美化・清掃活動も活発化しており、繁華街全域においても改善傾向にあります。

道づくりに関する目標は、平成 26 年度までに都市計画道路（環状第 6 号線）の整備を促進することです。引き続き高規格の歩道整備を事業者に求めています。

個別施策 3「景観に配慮したまちづくりの推進」には、特に数値目標を設けてはいませんが、地域の景観特性に基づく区分地区「粋なまち神楽坂築」の拡充（平成 24 年 1 月決定）などの新宿区景観まちづくり計画一部改定や、景観重要樹木の追加指定（平成 24 年 3 月決定）など、地域特性に応じたきめ細やかな景観まちづくりを推進しており、引き続きこれらの取り組みを実施し

ていきます。また、屋外広告物の景観形成に取り組んでいきます。

平成 19 年度に、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間を計画期間とした「新宿区住宅マスタープラン」を策定し、基本目標の一つとしている「住生活の豊かさを実感できる住まいづくり・まちづくり」を達成するための施策として、「環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり」を掲げ、環境に配慮した住宅の普及促進などに取り組んでいくこととしています。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成 26 年度
○ごみゼロデー*、秋の地域ごみゼロ運動 *の年間参加者数（春・秋の合計）	11,000 人 （450 団体）	8,735 人 （451 団体）
○路上喫煙率（生活道路調査 30 カ所の 単純平均）	0.5%	0.74%
○まちの快適性の満足度（※アンケート）		推進

※まちの快適性の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「（設問）あなたの身近な環境について」のうち、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」についての満足度（「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた）の割合

基本目標 2「資源循環型の社会を構築します。」

個別目標 2-1 3Rの推進

従来から進められてきた3R活動をさらに充実させ、引き続き資源循環型社会の構築に向けた取り組みを着実に進めます。

個別施策①リデュース（ごみの発生抑制）の推進

個別施策②リユース（再使用）の推進

個別施策③リサイクル（再生利用）の推進

◆新宿区3R推進協議会

平成20年4月に、本区における3Rの推進に向けた連携の核とするため、区民団体、事業者、区が協働で「新宿区3R推進協議会」を設立しました。

平成26年度も引き続き、環境・清掃・消費等に係る区民9団体、区内小売店等事業者（デパート・スーパー・コンビニ・商店会）18団体（社）、学識経験者、区がメンバーとなり、主に容器包装類の削減に向けた具体策を検討・実施しました。

(1) 新宿エコ自慢ポイント

レジ袋（紙袋）等の辞退を促進するとともに、環境問題・ごみ問題全般についての意識の啓発と実践の定着を図るため、新宿区3R推進協議会の提唱により、平成20年7月から「新宿エコ自慢ポイント」を継続して実施しています。

「新宿エコ自慢ポイント」とは、レジ袋等を辞退したことが分かるレシートやスタンプカードを集めたり、節電したことが分かる

「電気使用量のお知らせ」をご提示いただくことで、新宿エコ自

慢ポイントにご登録いただくと、貯まったポイントで景品等に交換できるしくみのことです。区や環境団体が主催する環境イベントや講座に参加してもポイントが貯まります。

自分が貯めた新宿エコ自慢ポイント数はホームページで確認ができます。

【26年度実績】・登録者 210名(20年度～累計 1,920名)

・登録ポイント 72,685ポイント(20年度～累計 258,585ポイント)



新宿エコ自慢ポイント登録カード

(2) 3R推進キャンペーンイベントの開催

平成26年10月に新宿駅西口広場イベントコーナーにて、3R推進キャンペーンイベント『～新宿発「エコな暮らし」～3Rでスマートライフ』を開催しました。このイベントでは、区民、在勤、在学者や買い物



等に訪れた方々に対して、一人一人が環境への配慮を意識し実践していくことが、家庭や店舗のごみ減量に直接つながることから、環境配慮型商品（再生品・詰替用品・食品リサイクルの堆肥を利用した作物等）の推奨や、環境配慮に向けた事業者・区民団体の取り組み紹介、環境配慮型買物行動（マイバッグ・マイボトル使用、食品ロス削減）の奨励を、商品販売や体験コーナー、講座等により紹介しました。

(3) 新宿発「エコなくらし」3R協働宣言

平成21年10月に、新宿発「エコなくらし」3R協働宣言を実施しました。これは、3Rの積極的な推進で区内から排出されるごみの減量を図るとともに、区民、在勤、在学者や買い物等に訪れた方々に対して、新宿区が「エコなくらし」とともに創る街であることを広く発信し、持続可能な循環型社会の構築を目指すものです。



各事業者・区民団体が3R協働宣言に基づいて平成26年度に作成した「3R推進行動計画」に対する実績報告は、区のホームページでご覧いただけます。また、新たに平成27年度の取り組みを作成しました。



資源循環型社会形成にあたっては、まず第一にごみの発生そのものを抑制することが大事ですが、発生した不用品については修理やリサイクルショップなどを活用した再利用を行い、さらに処分する際も再資源化の可能なものは資源回収をして再生利用することで、限りある資源を有効に使うことが大切です。

◆リサイクル活動センターの取り組み

平成 5 年に高田馬場に開設した「新宿リサイクル活動センター」は、建替えのため平成 23 年から休止していましたが、平成 25 年 11 月に新たにオープンしました。平成 22 年 5 月に西早稲田に開設した「西早稲田リサイクル活動センター（愛称:戸塚エコ市場）」とあわせて、区民の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）意識の普及・啓発を推進するため、不用品再利用事業やリサイクル活動団体による講座・講習会など、住民参加型の活動の支援を行っています。

施設運営は指定管理者として「公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター」が運営し、事業の充実を図り、次代を担う子どもたち・家庭・地域に向けて世代やライフスタイルに応じた 3 R の情報発信と活動を提案する施設として、様々な事業に取り組んでいます。



新宿リサイクル活動センター

(1) 交流サロン及び情報コーナーの運営

ごみ減量や 3 R、清掃行政に関する情報の収集を行い、最新図書・資料・DVD の閲覧や貸出し、講座受講者の作品や再生品の実物・サンプル等の展示、交流サロンを活用した利用者相互の交流と活動の支援を行っています。また、家具や寝具、家電などの大型品や自転車などを「譲ってください」という人、「譲ります」という人の情報を掲示板で紹介しています。



交流サロン

(2) 資源回収ステーション

センター入口に資源回収ボックスを設置し、「資源回収ステーション」として来館者及び近隣住民の 3 R の実践を推奨しています。

回収品目は、びん・缶・ペットボトル・牛乳パック・アルミ付紙パック・白色トレイ・乾電池・インクカートリッジ・ペットボトルキャップの 9 品目です。

また、平成 25 年 4 月から、使用済小型電子機器等(小型家電)9 品目を回収しています。

行政回収には含まれないペットボトルキャップの回収



資源回収ステーション

実績は、平成 26 年度は 136,740 個を回収しました。ほかに廃食油の回収も行っています。平成 26 年度は 3440 を回収しました。施設見学や環境学習プログラムにおける学習ツールとして活用することで、子どもたちに対して家庭や学校でもできる 3 R 実践の機会を提供しています。

(3) もいちど倶楽部の運営（リサイクルショップ）

家庭で不用になった日用品を出品し、有効活用するリサイクルショップ「もいちど倶楽部」を運営しています。出品は事前に出品登録をする必要がありますが、購入はどなたでもできます。衣類・装飾品・生活用品など様々な物が販売されており好評を博しています。平成 26 年度の利用実績は登録者数 2,265 人、出品点数 50,506 点、販売点数 41,739 点でした。



もいちど倶楽部

(4) リユース家具の展示販売

リユース家具の展示販売を、西早稲田リサイクル活動センターで行っています。家庭で不用になったリユースできる家具を引き取り、修理等を行った後、展示・販売を行い、資源の有効活用を図っています。家具の一部のインターネット販売も行っています。新宿リサイクル活動センターでも一部展示をしています。平成 26 年度の実績は、修理販売点数 805 点（内インターネット販売 0 点）でした。



リユース家具の展示販売

(5) 講座・講習会事業

ごみ減量やリサイクル意識の啓発を図るために、着られなくなった服や余った布を活用して再利用するための講座・講習会を行っています。平成 26 年度は、地域においてリサイクル活動の実績を積んでいる区民主体の活動団体と協働して

実施する講座を 33 回開催し、受講者は 372 名でした。センターが直接企画・運営する講座・講習会は 14 回開催し、受講者は 113 名でした。



干支のぬいぐるみ

＜協働型講座＞

4/17	古布から鯉のぼり作り	9/17	厚地の古布からおしゃれバッグ作り
4/27	土のリサイクル～みどりのカーテン	9/26	廃食油から石けん作り
5/ 2	古布を使ってコースター作り	10/7	古布、ネクタイからロング丈リバーシブルベスト作り
5/17	家庭でできるお直しのポイント	10/17	古布、ネクタイからロング丈リバーシブルベスト作り②
5/27	裂き布で草履作り	11/15	講演会 洋服ポスト
6/17	古布からリバーシブル帽子作り	11/18	古布で干支のぬいぐるみ作り
6/19	おもちゃドクターをやってみませんか	11/27	ベランダでできる生ごみ
6/27	牛乳パックで小物作り	12/17	古布で肩布団作り
7/ 8	和服からエプロンドレス	12/24	古布で肩布団作り（補講）
7/17	環境リサイクル最新事情 大判スカーフからポンチョ作り	1/17	ウールの古着から鍋帽子作り 暮らしのひと工夫
7/19	リボンおもちゃを作ろう	1/23	「北越紀州製紙工場」見学 紙のリサイクル
7/27	大人も子どもも紙すき葉書作り＋打ち水	2/7	リサイクル講座 洋服のサイズ直しのポイント
8/ 1	廃食油を使ってキャンドル作り	2/17	余り布からフクロウのブローチ作り
8/ 2	親子でおもちゃを直してみませんか	2/22	傘の布を使ってエコバッグ作り
8/ 7	大人も子どもも紙すき葉書作り＋打ち水	2/27	残り毛糸でたわし作り 省エネから創エネ
8/23	ペパバック作り	3/7	古布からあずま袋作り
8/27	古布からぞうり作り	3/27	アクリル毛糸でたわし作り

＜直営型講座＞

4/ 5	自転車のメンテナンス	8/ 1	夏休み学習塾「廃食油を使ってキャンドル作り」
5/ 3	保冷剤を使ってコースター作り	8/23	マイメモ帳作り
5/ 4	マイメモ帳作り	9/28	家具長持ち講座（椅子の張り替え）
5/ 5	トレーを使ってスタンプ作り	12/23	まつぼっくりクリスマスツリー作り
5/ 6	ペットボトルを使ってけん玉作り	2/14	内藤とうがらしを使ってオブジェ作り
6/18	生ごみを減らす工夫	2/21	松葉と広告の紙でおひな様作り
7/31	サンバイザー・日よけ用手袋作り	2/7	木製家具、フローリング等の傷の修理

(6) 環境・リサイクルイベント事業

多くの区民が集まるイベントを通して、ごみ減量やリサイクルに関する普及・啓発を行っています。

平成 26 年 6 月には、西早稲田リサイクル活動センターで「西早稲田リサイクルまつり」を、リサイクル活動団体や地域の町会の方の協力のもとで開催しました。

平成 26 年 11 月に新宿リサイクル活動センターと複合施設である、高田馬場福祉作業所とあわせて、「アトムフェスタ」を開催しました。

平成 27 年 3 月には新宿リサイクル活動センターで子ども向けの 3 R 企画満載の「こどもまつり」を開催し、会場は多くの子どもたちや親子連れでにぎわいました。



西早稲田リサイクルまつり

(7) 環境学習・施設見学事業

センターが開発した環境学習や施設見学のプログラムを通じて、子どもたちや区民に対して環境・リサイクル意識の醸成と啓発を図っています。区内の小・中学生を主な対象としていますが、地方からの修学旅行の生徒や近隣の専門学校等の学生の見学希望も多く、受け入れています。

- ① 施設見学:センター内で行われている取り組みについて、見学による説明だけでなく、クイズやゲームを交えて子どもたちが主体的に学習できる手法を取っています。



学習教材：資源リサイクルゲーム

- ② 環境学習:センター内で行うプログラムと、出張して実施する「出前講座」があります。

主なプログラムは「作って遊ぼう工作教室 牛乳パックやペットボトルを使って、楽しくリサイクル工作」「紙をテーマに遊ぶ、作る、実験する！ いらなくなった紙のリサイクル」などです。また、ごみ問題や3Rについて楽しく学べる学習教材の貸出しを行っています。



出前講座 うちわ作り

- ③ 職場体験: もいちど倶楽部の受付事務や販売補助の業務等を通じ、リサイクル活動の重要性と仕事のやりがいを学びます。

◆3Rとは?◆

- ①Reduce (リデュース)・・・ごみの発生を減らす

- *袋や包装等は断る
- *マイバッグを持つ
- *壊れにくく長く使える製品を選ぶ

- ②Reuse (リユース)・・・繰り返し使う

- *何度も使える容器を選ぶ
- *できるだけ直して使う
- *リサイクルショップ等を活用する

- ③Recycle (リサイクル)・・・資源として再利用する

- *資源を分別する
- *リサイクル資源で作られた製品を選ぶ



◆ 地域での活動

区内には、町会・自治会・商店会などで構成する「四谷・牛込・新宿西」の 3 つの清掃協力会があります。各清掃協力会では、区民が自主的にごみの減量やリサイクルについて学ぶほか、地域住民への啓発を行うなど、地域密着型の普及・啓発活動を行っています。

＜イベントの開催＞

四谷清掃協力会は 10 月に四谷リサイクルフェアを開催し、ごみの分別についての啓発活動・不用品バザーによるリユースの促進等を行いました。

牛込清掃協力会は 10 月に榎町地域センターまつりの参加団体として、ごみの分別ゲーム・ごみ分別に関するパネル展示など、ごみの分別についての啓発活動を行いました。

新宿西清掃協力会は 10 月にごみ減量新宿フェアを開催し、ごみの分別ゲームによる啓発活動や不用品バザー等によるリユースの促進、新宿エコ自慢ポイントの周知等を行いました。

＜ごみ減量絵画展＞

毎年、区内の小・中学校の児童生徒を対象に絵画を募集し、次代を担う子どもたちがごみの減量・リサイクルの推進・ごみの出し方等、ごみ問題全般について考え、環境問題への関心を深める機会を提供しています。10 月に行われる「ごみ減量新宿フェア」において、優秀作品の表彰とすべての応募作品の展示をしました。

＜マイバッグキャンペーン・ごみ減量キャンペーン＞

各清掃協力会ともレジ袋の削減等のごみ減量を啓発するため、地域のスーパー店頭やイベント会場等でマイバッグ（ごみ減量）キャンペーンを実施しました。

＜地域リーダーの育成等＞

各清掃協力会とも清掃リサイクル関連施設の見学会を行うことにより、参加者が知識を深め、地域に戻って積極的に啓発活動を行っています。

◆ 資源回収の促進

平成 26 年 10 月から半年間、びん・缶・ペットボトル等の資源・ごみ集積所への回収場所変更について区内約 1/3 の地域でモデル事業を実施した結果、缶の回収量は前年同期間比約 25%増加したのに対し、金属・陶器・ガラスごみの収集量は約 24%減少しました。なお、平成 26 年度の資源化率は、前年に比べ 0.2 ポイント増加し、21.6%となりました。

平成 27 年度からは古紙・容器包装プラスチック・びん・缶・ペットボトル・スプレー缶・カセットボンベ・乾電池の資源を区内約 20,300 箇所の資源・ごみ集積所で回収して

います。また、使用済小型電子機器等を区内 7 箇所の清掃関連施設で回収しています。

◆自主的なリサイクル活動の促進

区民の自主的な資源回収活動である「集団回収」への参加を勧めるため、マンションを直接訪問し、回収への参加を呼びかけています。

集団回収とは、区民の方々が 10 世帯以上集まり、回収品目・回収場所・回収日時を決め、回収業者に引き渡すリサイクル活動です。登録団体に対し、年 2 回、回収量に応じた報奨金を支給し、年 1 回軍手・ほうきなどの支援物資や台車（希望団体）を支給します。

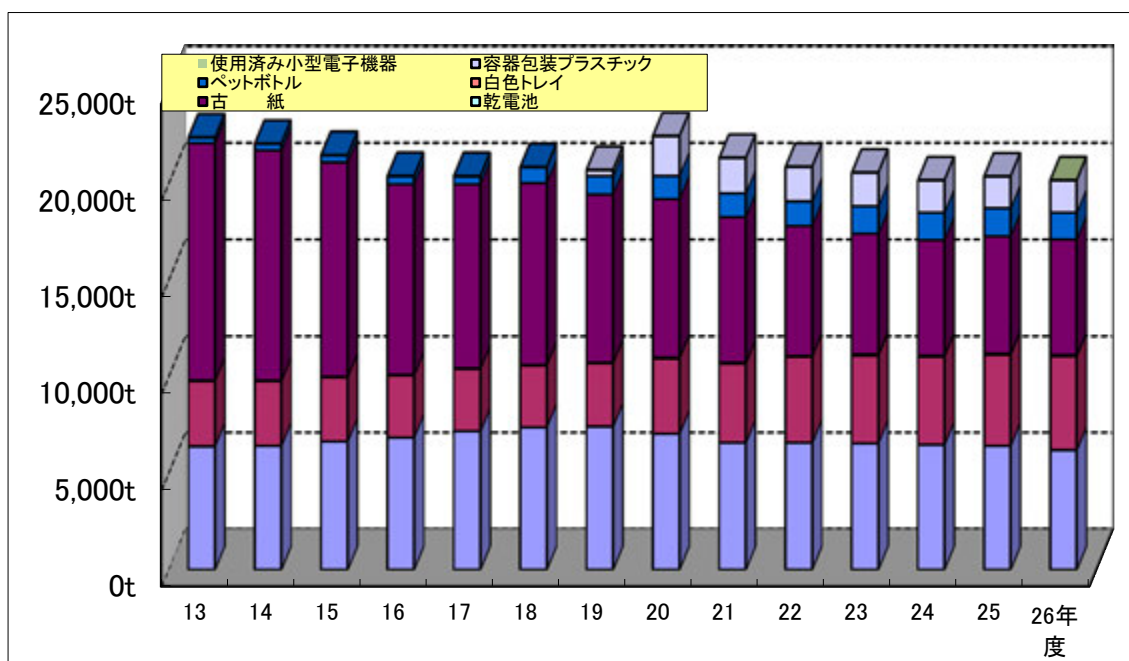


また、各団体の回収場所に資源として出された古紙を団体指定の回収業者以外の第三者が持ち去ることを防ぐため、希望する方に「古紙持ち去り防止シート」を配布しています。

集団回収には、「資源が大量に効率よく集まる」「リサイクルの意識が高まる」「省資源・環境美化につながる」などのメリットがありますが、それだけでなく、「地域のコミュニケーションが深まる」「経費の削減が図られる」というメリットもあげられます。

平成 26 年度末現在の集団回収登録団体数は、主にマンションの管理組合の登録があったため 501 団体（90,993 世帯）となり、前年度末に比べ 35 団体（1,503 世帯）増加しました。

◇ リサイクル量の推移



◆再生品利用の促進

ごみの発生を抑制し、資源の再利用を進めるリサイクルの仕組みを整備するとともに、資源循環の輪をつくるためには、再生された資源を使った製品の利用促進を図ることも重要です。そこで、再生品の率先使用に努め、再生資源・再生品活用のための情報を収集し、区民や事業者を提供しています。

＜リサイクル活動センターの取り組み＞

再生品の実物・サンプル等の展示や、交流サロンを活用した利用者相互の交流を図っています。

＜区立図書館の取り組み＞

区立図書館 10 館では、不用となった本の有効活用を図るため、リサイクルコーナーで区民や利用者等は無償で提供する「図書のリサイクル」を実施しています。

また、所蔵する図書資料の中から、一定の基準に基づいて随時除籍を行い、汚れや破損の著しいものを除いて、大半を「図書のリサイクル」の対象としています。ただし、古書店に売却するなどの営利目的に使用することは禁止しています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

平成 26 年度の資源化率は 21.6%と、前年度に比較し 0.2%増加しました。

第二次環境基本計画では、平成 29 年度までに資源化率を 35%にするという目標を定めていることから、平成 27 年 4 月よりびん・缶・ペットボトル・スプレー缶・カセットボンベ・乾電池の拠点回収（約 3,600 箇所）を、古紙・容器包装プラスチック等の回収をしている資源・ごみ集積所（約 20,300 箇所）回収に変更しました。また、使用済小型電子機器の回収場所の拡充や蛍光灯等水銀を含む廃棄物の適正処理についても、実施に向け検討しています。今後も資源回収方法変更の周知など普及啓発を行い、資源化率の目標達成に向け努力していきます。

集団回収について見てみると、登録団体数も着実に増えており、省資源やリサイクルに対する意識の向上が見られます。今後も引き続き町会や新規マンション等への周知を進めていくことが必要です。平成 26 年度は、管理人や管理会社を通しての勧誘を中心に取り組んだ結果、登録団体数 35 団体の増加となりました。廃止団体を少なくし、行政回収へ逆行しないよう、今後も集団回収事業を実施していく必要があります。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 26 年度
○区民一人 1 日当たりの区収集ごみ量※	433g (H29)	610g
○資源化率	35% (H29)	21.6%
○買い物の際、レジ袋を断る方が多いまたは、ほとんど受け取らない人の割合（区政モニターアンケート）	50% (H29)	28.5%

※H29 は新宿区総合計画の成果指標、または第二次実行計画の目標

※区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量=年間区収集ごみ量/人口（1 月 1 日現在）/365 日

※資源化率=資源回収量/（区が収集するごみ量+資源回収量）

基本目標 2「資源循環型の社会を構築します。」

個別目標 2-2 ごみの適正処理

日常生活におけるごみの出し方を徹底するとともに、産業廃棄物や不法投棄されたごみに対して、クリーンで安全な環境を守るために適正処理を図ります。

個別施策①ごみの適正な出し方の徹底

個別施策②産業廃棄物・建設副産物の適正処理

個別施策③不法投棄対策

◆資源循環型社会に向けた普及啓発・ごみ発生抑制の推進

新宿清掃事務所による環境学習

希望する学校や町会、地域の団体等を対象に、リサイクルの必要性やごみの分別体験などの「出前講座」を行っています。平成 26 年度は、小学校 13 校、保育園 20 園、幼稚園 4 園、職場体験としては中学校 4 校が参加しました。

(1) ごみのゆくえ

生活に身近なごみを通して環境について勉強します。現在、家庭から出るごみがどのように処理されているのか、最終埋立処分場やごみを取り巻く環境問題などを職員がわかり易く説明します。ごみの減量化や資源化の必要性・重要性を学ぶことで、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（資源循環型社会）をつくろうとする環境意識を高めます。

(2) 3 R

ごみを減らすための環境行動を表すキーワード 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）について勉強します。学校や普段の生活を通じて簡単に取り組めるごみ減量の実践例を学び、自主的な環境行動への参加を促します。



広報用に作られた清掃車

(3) 資源・ごみの収集

資源・ごみを出すときに注意することやごみ収集車（カッティングカーを使用）のしくみ、普段どのように収集作業をしているかなどを職員が説明します。

(4) 職場体験

実際に収集作業を体験します。



(5) 普及啓発

「資源・ごみの正しい分け方・出し方」パンフレット（日本語版・外国語版）はイラスト入りで、分別の方法やごみの減量、リサイクルの実践方法などをわかりやすく説明しています。また、室内に掲示することで、資源・ごみの分別方法を確認しやすくするよう、A3 判のチラシ（日本語版・外国語版）も作成し、配布しました。これに加えて、「粗大ごみの事前申込み方法」や「使用済小型電子機器等窓口回収」のお知らせチラシを清掃事務所やリサイクルセンター、各特別出張所で配布しています。

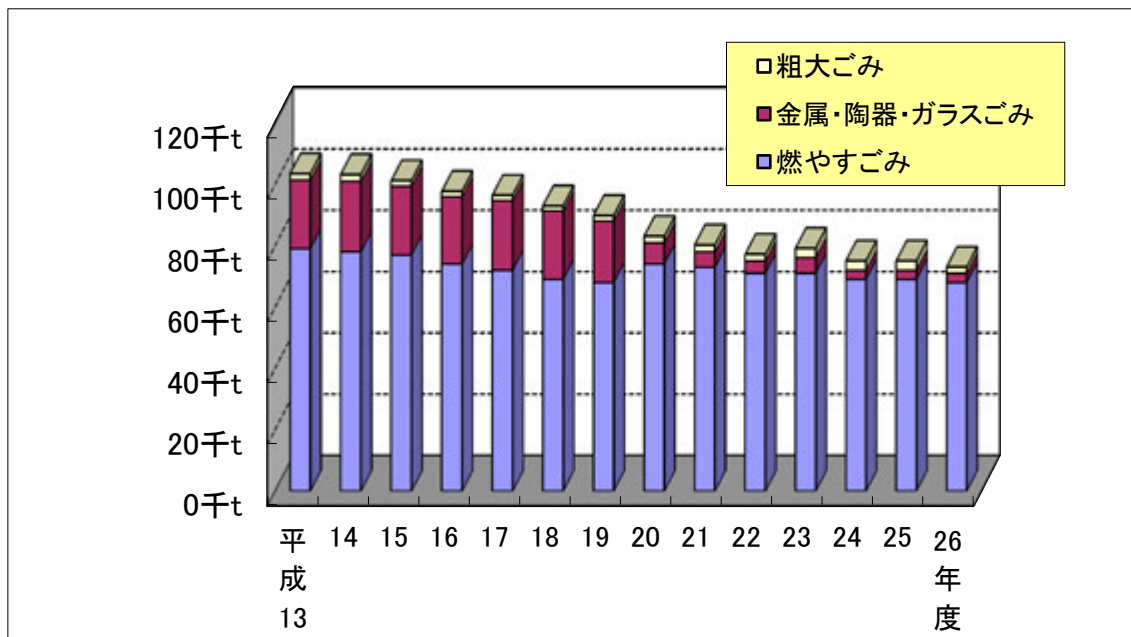
また、区の広報紙に年 3 回「すてないで」と題し、資源・ごみの分別の推進や資源の集団回収に関する記事などを掲載しています。

平成 26 年度は、平成 27 年 4 月（一部地域は平成 26 年 10 月）からの資源回収の変更について「すてないで」にお知らせの記事を掲載し、変更周知のためのチラシを全戸に配布しました。

新宿清掃事務所では毎年清掃関連施設の見学会を実施しています。平成 26 年度はガスの科学館、中央清掃工場を見学しました。



◇ ごみ収集量の推移



◆産業廃棄物・建設副産物処理の適正処理

(1) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理委託に際して、法律に基づき産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用して産業廃棄物の運搬・処分の流れを確認し、不法投棄による環境汚染の防止に努めています。

マニフェストとは、産業廃棄物の処理を委託するときに、産業廃棄物の種類・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載した書類のことです。排出業者から運搬・処理業者へと、産業廃棄物と共にマニフェストを渡しながらか、処理の流れを確認するとともに、それぞれの処理後に処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに適正に処理されているか確認することができます。

区が発注した工事では、コンクリートやアスファルト廃材などの建設廃棄物が適正に処理されているか確認をするため、工事中にも受注業者へマニフェストの提示を随時求めるとともに、工事完了の際にはマニフェストの写しの提出を義務付けています。

(2) 建設廃棄物の適正処理

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、「特定建設資材」を用いた一定規模以上の建築物等の解体、新築、増築工事等（対象建設工事）の発注者には事前の「届出」が、受注者には「分別解体」及び「再資源化」の実施が義務付けられています。区は対象建設工事の届出を受け、「特定建設資材」の適正処理について指導・啓発を行っています。

◆建設事業における再生材利用の促進

(1) 産業廃棄物のリサイクル

マニフェストを交付する必要のない品目についてもリサイクル伝票を提出させ、セメント等の建設材料の原料として再生利用する場合にはリサイクル証明を提出させるなど、再資源化の促進を図っています。なお、建設グリーン調達制度を平成 18 年度から発足させ、使用すべきリサイクル材料等を仕様書に明示しています。

(2) 建設廃棄物・建設発生土等のリサイクル

区が発注する一定規模以上の工事で発生した「建設副産物」のうち、「特定建設資材廃棄物」の再資源化率の目標値を第二次環境基本計画では 100%（アスファルト・コンクリート塊）としており、平成 26 年度も達成することができました。

◆不法投棄対策

不法投棄は犯罪行為であり、住環境の悪化の一因にもなっています。ごみ等の廃棄物の不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科することになっていますが、日常的に区内の資源・ごみ集積所や街角で不法投棄が発生しているのが現状です。

ごみの正しい出し方・分け方等の周知により不法投棄の防止を図り、資源・ごみ集積所等で不法投棄がなされた場合は、不適正排出物に対して警告シールの貼付や警告看板の掲示、集積所周辺へのチラシ配布等を行うなどの再発防止策を実施しています。

また、不法投棄が頻発する資源・ごみ集積所については、早朝・夜間の巡回パトロールにより状況に応じて直接指導するとともに、悪質なケースについては、警察に通報するなど、厳しい対応を行っています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

第二次環境基本計画では、新宿区総合計画の成果指標に基づき、平成 17 年度を基準にして区民一人 1 日当たりのごみ排出量を、平成 29 年度までに 50%減らし、「433g」とするという目標を定めました。平成 26 年度の実績では、平成 17 年度に対して 29.5%減と着実に減少しています。ごみと資源回収分を合わせた総排出量についても、17 年度に対して 20.2%減少しており、ごみの発生抑制の意識が浸透してきたと考えられます。

平成 26 年 10 月から区内 1/3 の地域で、びん・缶・ペットボトル等の資源・ごみ集積所への排出場所の変更をモデル（先行）実施しました。区内全域の平成 26 年度の金属・陶器・ガラスごみの収集実績は前年より 8.8%減少しました。排出場所の増加に伴い、資源が正しく分別されるようになったと考えられます。

今後も、一般廃棄物処理基本計画に掲げられた“みんなで取り組むチャレンジ目標「ごみ半減、リサイクル倍増」”平成 29 年度までに区収集ごみ量の対 17 年度 50%減、資源化率 35%へ向けて更なる取り組みを進めていきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成 26 年度
○区発注工事における特定建設資材廃棄物の再資源化率※一定規模以上の工事に限る	100%	100%

「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 19 年 4 月）では、平成 27 年度末までに建築副産物の再資源化率を 99%以上にするとしており、区においてもこの目標を踏襲します。

再資源化率とは、工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの百分率をいいます。

基本目標 3「身近な環境の安全安心を守ります。」

個別目標 3-1 公害対策等

大気汚染や水質汚濁など広域的な公害の改善を図るとともに、近年増加している騒音や臭気問題などの近隣公害や空き家問題（防犯、倒壊の不安等）に対して適切な対策を講じます。

個別施策①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実

個別施策②近隣公害等の対策促進

◆環境監視の的確な実施

(1) 大気汚染状況の測定調査

環境基準の設定された大気汚染物質を中心に大気中濃度を測定しています。

常時監視は一般環境測定局 1 箇所、自動車排出ガス測定局 2 箇所で行っています。

このほか、主要交差点における大気質測定調査を実施しており、平成 21 年 9 月に新たに環境基準が設けられた PM2.5 の主要成分である硝酸塩及び炭素（EC-OC）の測定も実施しています。

また、新宿区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例の規定に基づき、区内 4 地点（平成 20 年 3 月まで 3 地点）で大気中のダイオキシン濃度を測定しています。



四谷自動車排出ガス測定

環境基準の達成状況

環境基本法により、5 種類の大気汚染物質及びダイオキシン類に環境基準が定めています。

区内における環境基準達成状況は以下の表の通りです。

大気汚染物質	一般環境測定局		自動車排出ガス測定局	
	本 庁		四 谷・戸 山	
二酸化窒素	○		○	
浮遊粒子状物質	○		○	
二酸化硫黄	○		—	
一酸化炭素	○		○	
オキシダント	× ※(24 日)		—	
ダイオキシン類 (大気中)	四谷第六小学校	西早稲田中学校	筆筈町特別出張所	落合第一特別出張所
	○	○	○	○

※表中に記載している日数は、平成 26 年度中に環境基準を超えた日数です。調査結果の詳細、用語については、巻末の「資料編」を参照してください。

(2) 酸性雨調査

平成 3 年度から区内の降雨の pH について調査しています。平成 20 年度からは pH 以外の項目も分析しています。詳しい調査結果は、巻末の「資料編」をご覧ください。

(3) 神田川・妙正寺川の水質調査

神田川流域に位置する他区と共に、神田川水系水質監視連絡協議会をつくり、年 4 回の合同水質調査を行っています。

環境基準の達成状況

環境基本法により、4 項目の水質に係る生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

河 川 名	妙正寺川	神 田 川	
測 定 地 点	四村橋	久保前橋	高戸橋
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○
浮遊物質 (SS)	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○

調査結果の詳細、用語については、巻末の「資料編」を参照してください。

(4) 自動車騒音・道路交通振動測定調査

自動車騒音の環境基準の達成状況は、沿道の騒音を測定して得られた結果を基に、面的評価によって行います。区内の幹線道路の沿道における環境基準の達成状況を調査するため、平成 24 年度から 28 年度の間、27 の評価対象区間について順次面的評価による環境基準の達成状況調査を行っています。平成 26 年度は、6 区間について調査を実施しました。



自動車騒音・道路交通振動測定調査

また、自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため、環境省令で定める限度（要請限度）の超過状況を、区内 21 地点で行いました。

詳しい調査結果は、巻末の「資料編」を参照してください。

◆公害の監視・規制指導の充実

(1) 事業者への規制・指導

公害の発生を未然に防ぐため、種々の届出や規制に関する基準が設定されています。事業者は、下記①～⑥の場合などには、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という)や騒音規制法、振動規制法など、公害関係の法令に基づいて区に届出や報告をするとともに、環境負荷を低減するよう努めなければなりません。

- ① 工場・指定作業場の設置や廃止
- ② 特定施設(法で定められている騒音・振動を発生する施設)の設置や廃止
- ③ 化学物質等(法や環境確保条例で定められている有害化学物質等)の取扱い
- ④ 井戸の設置
- ⑤ 特定建設作業(法で定められている騒音・振動を発生する工事)の実施
- ⑥ 石綿(アスベスト)除去等作業の実施

区は、事業場等から発生する騒音・振動または悪臭等が規制基準を超え、かつ周辺の生活環境に支障を及ぼしていると認めるときは、事業者に対し期限を定めて、支障の解消に必要な限度において騒音・振動及び悪臭等の防止方法を改善し、または施設の使用法もしくは配置を変更することを「勧告」することができます。また、勧告に従わない場合は「改善命令」をすることができます。

また、法令に基づいた認可届出事務に加え、必要な事業場には測定調査を実施し状況を監視するなど、区内の工場・事業所等の実態を把握し、的確な規制・指導を行っていきます。

近年、環境マネジメントシステムを導入して、測定調査等や法令の基準を遵守し、必要な届出・報告等を行うなど環境に配慮する事業者が増えているため、工場・事業所等に対する苦情は減少傾向にあります。

(2) 悪臭防止に向けた規制・指導

一般的に悪臭には、下水臭、動物のし尿臭、食物や動植物の腐敗臭、燃焼に伴う臭い等がありますが、多くの人から好まれる匂いでも、ある濃度を超えたり長時間続いたりすると人に不快感を与え悪臭となることがあります。

悪臭は多くの物質が少量ずつ混じり合った気体で、防止することが難しいものです。また、発生源も工場、事業場、飲食店や一般家庭、工事現場など様々です。最近は焼肉店やラーメン屋等の飲食店からの臭いに対する苦情が増加の傾向にあります。

区では、工場・指定作業場だけでなく、飲食店などの事業所に対しても、悪臭防止法に基づき、臭気指数による規制・指導をしています。

(3) 商店街等の騒音対策

主に大久保地域、歌舞伎町、新宿三丁目等を中心に、昼間及び夜間に区の職員が拡声機等による商業宣伝放送の音量を測定し、測定結果に基づきその店舗等に対し周辺に配慮した使用をするよう注意を促しています。また、毎年末に新宿駅周辺環境対策の一環として、区と地域の商店会・町会等が合同で騒音パトロールを行っています。



職員による騒音パトロール

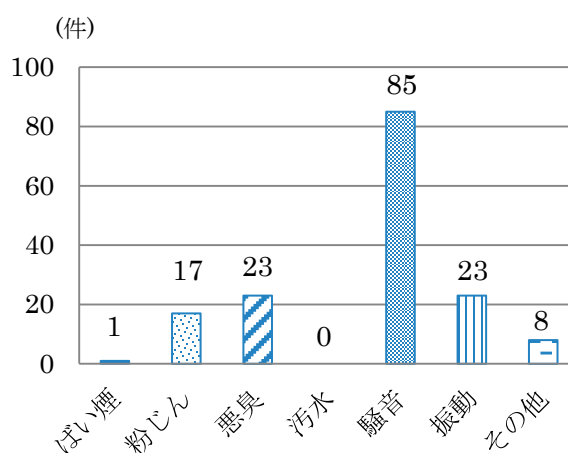
さらに、平成 22 年度から開始した、大久保地域のパトロールでは、各店舗への拡声機等による商業宣伝放送等の騒音防止対策の他、深夜営業による飲酒客等の歓声などの騒音について、防音対策を啓発・指導しています。

・環境公害の苦情件数

平成 26 年度の環境公害に関する苦情は、157 件（原因別合計）で、平成 25 年度に比べると、減少傾向にあります。最も多い原因としては騒音で、5 割を占めています。次いで、振動、粉じん、悪臭となっています。

過去 5 年間の苦情受付件数の傾向をみると、毎年 200 件（原因別合計）以上の苦情が発生しており、その半数以上の原因が騒音となっています。

平成 26 年度苦情受付件数内訳

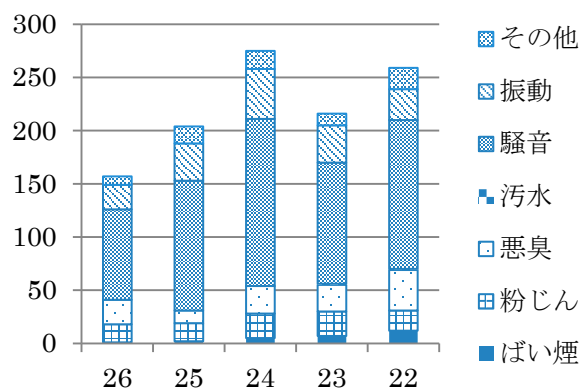


・発生源別苦情の特徴と対応

発生源は建設現場が多く、特に解体工事に伴う騒音・振動に関する苦情が多発しています。

そのため、新宿区では建築物の解体工事で解体建築物の床面積の合計が 80 m² 以上のもの及び特定建設作業の届出が必要な解体・新築等工事については、発注者等が事前に標識を設置し近隣住民に周知することを定めた「新宿区における建

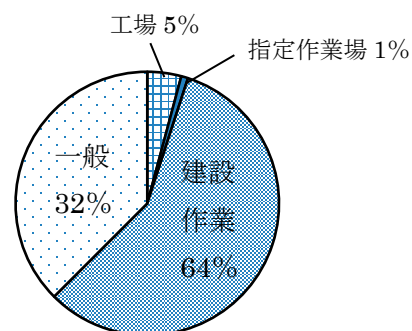
過去 5 年間の苦情受付件数



建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱」を制定しています。

なお、区では、苦情が発生すると、現場にて必要な測定を行い、騒音規制法や環境確保条例などの法令に基づき、現場監視及び事業者へ指導を行っています。

平成 26 年度発生源別苦情内訳



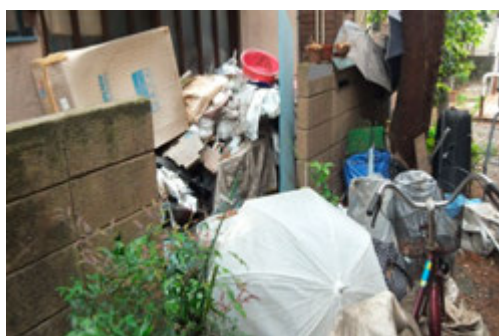
◆空き家対策

本来、建物等は所有者、管理者等が適切に管理すべきものです。しかしながら、所有者、管理者等が適切な管理を怠っている場合、防火・防犯上問題がある空き家や、いわゆるごみ屋敷となってしまう例があります。

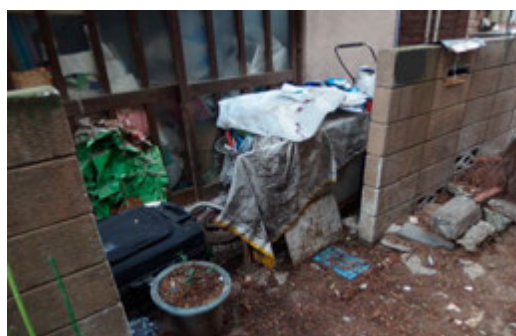
このような場合、周辺環境への悪影響を及ぼすことや近隣住民が対応に苦慮することもあり、また、老朽化の進んだ空き家については、防災上の危険性も指摘されています。

区は、こうした問題を解決するため、平成 25 年 10 月に「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、管理不全な空き家等の対応策を明らかにしました。

更に、平成 27 年 5 月から「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、対応策の拡充に向けて検討を行っており、管理不全な土地・建物等への更なる適切な対応を実践していきます。



撤去前



撤去後

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

区内の大気汚染状況については、環境基準が定められている 6 種類の大気汚染物質及びダイオキシン類のうち、光化学スモッグの原因となるオキシダントと、PM2.5 については、環境基準を達成できていません。今後も継続して監視測定を続けます。

また、新たな環境問題についても監視や情報収集を進めていきます。

公害苦情に対する要望については、区民の生活様式の多様化に伴い、複雑化・高度化しています。ここ数年の対応満足度は 60%程度でしたが、本年度は 86%と増加しています。区民からの要望に対し今後も迅速かつ的確な対応に努めていきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 26 年度
○環境基準 100%達成 (各年度調査)	100%達成	推進 ※
○苦情処理の対応満足度 (各年度集計)		86%

※大気中のオキシダント濃度・PM2.5 濃度及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成。

基本目標3「身近な環境の安全安心を守ります。」

個別目標 3-2 有害汚染物質の適正管理

有害汚染物質（VOC やアスベスト、広くは放射能も含む）に関して、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行うとともに、災害時等に発生が予測されるリスク（アスベストや有害物質の飛散）の軽減対策を推進します。

個別施策①有害化学物質対策の実施

個別施策②災害によるリスクの軽減

◆有害化学物質の対策

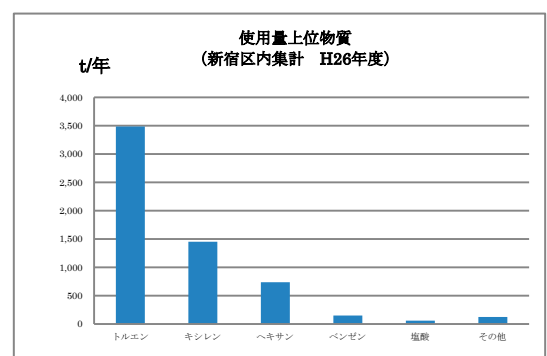
化学物質に対しては、PRTR（Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度）により、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか、というデータを国が把握し、集計及び公表する仕組みがあります。

PRTR によって、毎年どのような化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになっています。

この PRTR の考え方にに基づき、環境確保条例では工場及び指定作業場のうち、人の健康に障害を及ぼす恐れのある化学物質として定められている 59 物質（以下「適正管理化学物質」という）のいずれかを年間 100kg 以上取り扱う事業所に、使用量などの報告を義務づけています、そのうち従業員が 21 人以上の事業場は、化学物質の管理方法書の届出が義務づけられています。

(1) 使用量

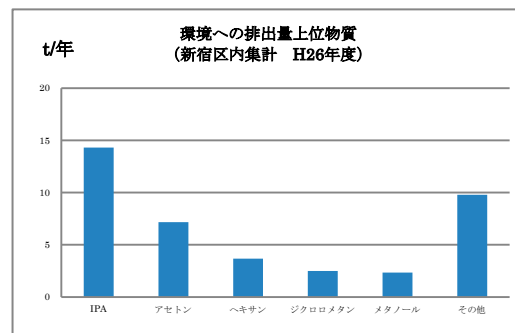
上位 4 物質であるトルエン、キシレン、ヘキサシ、ベンゼンはガソリン中などに含まれている揮発性有機化合物です。この 4 物質は全使用量の 95% 以上を占めています。主な使用施設は燃料小売施設（ガソリンスタンド）で、増減はガソリン等の販売量に依るところが大きいです。



(2) 排出量

IPA(イソプロピルアルコール)は消毒や洗浄、印刷等の溶剤に使用されています。排出量は全排出量の3割以上を占めていますが、長期的に減少傾向にあり、5年前に比べ約1/3になっています。

物質によって使用量に対する排出量の割合が異なるため、使用量と排出量の上位物質には大きな違いが見られます。



区では、化学物質の使用量の報告やその結果をホームページに掲載することなどにより事業者等の意識啓発を図っています。

◆ビル地下排水槽の臭気対策

新宿駅周辺では、飲食店や地下店舗のあるビルが多く、道路上で卵の腐ったような臭いがすることがあります。ビルピット（ビル内で発生した污水、雑排水を一時的に貯留する地下排水槽）の構造や維持管理が適切でないと、貯留された排水が腐敗して硫化水素が生成し、公共下水道に排出されるときにマンホール等の隙間から悪臭を放出してしまいます。

区では、都の下水道局と連携し、悪臭の原因と思われるビル所有者等に対して、ビルピットの清掃回数を増やすことや曝気装置の設置等、硫化水素を発生しにくくするための適切な施設の維持管理、改善指導を行っています。

歌舞伎町地区、新宿三丁目地区及び西新宿地区においては、今後も悪臭防止に向けた指導を進めていくとともに、地域全体で臭気対策の意識を醸成し、より効果的な普及啓発を図っていきます。

◆災害によるリスクの軽減

東日本大震災以降、環境面においても災害時のリスクを想定し、備えることが必要となっています。有害汚染物質飛散防止に向けた適切な対応を予め、新宿区地域防災計画等で定めています。また、放射能対策として区では、定期的に放射線量の測定を実施するとともに、区民への放射線量測定機の貸出し等を実施しています。

さらに、環境確保条例により、適正管理化学物質取扱事業者に対し、地震発生時の化学物質の漏えい対策など震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書を作成することが定められ、対象事業者への情報提供と意識啓発を図っています。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

昭和 40～50 年代の建物が建替え時期を迎える中、建築物の解体工事等によるアスベスト飛散リスクの軽減を図るため大気汚染防止法などが改正されました。これにより、発注者・施工者の責任が明確にされると共に、行政担当者の立ち入り権限が広がるなど、除去等工事時における飛散事故の防止の強化を図っています。さらに区では、要綱等により建築物の解体等の工事の際には、アスベストの有無や調査方法などを近隣に対し周知するよう発注者等に指導しています。

また、環境確保条例により、適正管理化学物質について、事業者の自主管理による管理の適正化、環境への排出の抑制、事故の防止等の確保を図っていますが、東日本大震災を受けて、震災等の災害に備えた対策を盛り込んだ化学物質管理方法書の作成を求め、緊急時の対応方法を改めて確認するよう指示しています。

区では、今後も行政担当者の経験や知識など高めることで、事業者への情報提供及び指導を続け、良好な環境の維持に取り組んでいきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標（H34）	平成 26 年度
○有害汚染物質対策の満足度（アンケート）※		推進
○吹付けアスベスト除去等工事の補助金助成件数（年間）	15 件 (H29)	2 件

※有害汚染物質対策の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「（設問）あなたの身近な環境について」のうち、「有害汚染物質（有害化学物質、放射能等）対策」についての満足度（「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた）の割合

基本目標4「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します。」

個別目標 4-1 創エネの推進

新宿区の特長である人やモノの集積を活かし、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用などにより、大きな取り組み効果が期待される「創エネ」を着実に推進します。

個別施策①省エネルギーの推進

個別施策②再生可能エネルギーの活用

個別施策③未利用エネルギーの活用検討

◆省エネルギーの推進

地球温暖化防止のために省エネルギーの推進は重要です。省エネルギーの効果を上げていくためには、エネルギー消費のあらゆる分野において、実践的かつ広範囲に活動が行なわれることが必要です。

(1) エコ・チェックダイアリーの配布

地球温暖化防止に向けて、一人ひとりがCO₂削減の取り組みを実践できるよう、毎年エコ・チェックダイアリーを作成しています。これは、カレンダーに環境家計簿の機能をつけたもので、毎月の電気、ガス、水道の使用量を把握することができます。平成26年度は5,000部を作成し、特別出張所や図書館で配布するほかイベントで配布しました。



(2) 省エネナビ・ワットモニターの貸出し

省エネナビとは、家庭でどれくらい電気が使われているかを計測し、電気使用量(kWh)や電気代等を表示する機器です。電気の使われ方を見えるようにすることで、家庭の電気使用の実態を把握しやすくなり、様々な省エネ行動の効果を数値で確認することができます。また、家庭で設定した省エネ目標値や電力(kW)・電気使用量(kWh)の変化、CO₂排出量なども表示することができます。

ワットモニターは個別の電気製品とコンセントの間に接続し、電気使用量や設定に応じてCO₂排出量や電気料金を計測することができます。手軽に設置ができます。

環境対策課窓口で無償貸出ししています。



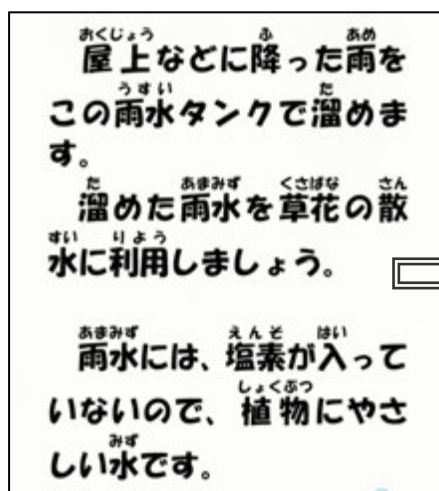
(3) 区有施設への雨水タンクの設置

雨水タンクとは、建物の雨どいにつないで屋根などに降った雨水を貯められるようにするタンクのことです。雨水は、庭の植木植物の水撒きなどに最適で、水道水の節水（節約）にもなり、省エネにつながります。また、雨水の流出抑制にも役立ちます。

平成 20 年度から区の計画事業の一環として、雨水タンクの区有施設への設置を開始しました。（平成 26 年度末で 45 か所に設置。）

雨水タンクには下記の表示をし、雨水利用をしていることについて、児童・生徒や施設利用者にわかりやすく、関心を持ってもらえるように工夫しています。

また、「見える化」看板（117 ページ参照）を設置し、地域のみなさんにも啓発を図っています。



(4) 省エネルギー措置の届出

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、一定規模以上の建築物等の新築、増築、改築等の建築主は、省エネ措置の届出が義務付けられています。区は、対象建築物等の届出を受理し、エネルギーの効率的利用のための措置等に対する指導を行っています。併せて、3 年毎に省エネ措置の定期報告書を建築主に提出していただき、建築物の維持保全の状況等について指導を行っています。

◆企業や商店街の環境保全に関する取り組みへの支援

(1) 中小企業向け制度融資

新宿区中小企業向け制度融資に、「環境保全資金」があります。これは、区内に

本店（営業の本拠）があること、かつ区内に環境の保全・改善の対象となる施設・設備を有すること等の一定の条件を満たす事業者に対し、環境の保全・改善に必要な運転及び設備資金の融資を金融機関に紹介するものです。貸付額は500万円以下、貸付期間は5年以内です。

平成26年度は、4件に対し、利子を68,612円補給しました。健康被害が問題になっているアスベスト（石綿）の撤去工事等にも活用することができるため、引き続きPRに努めていきます。

(2) 商店街の自主的なイベント事業に対する支援

商店街振興施策として、商店街が実施する集客力を高めるイベント事業に、平成26年度は補助金を83,663,000円交付しています。ごみゼロ運動、アルミ缶・ペットボトル等の回収、フリーマーケット、エコマネーの導入など、環境に関する内容のイベントも補助の対象となっています。

平成26年度の商店街のイベントの中には、環境をテーマにした地域交流、まちの美化に向けた取り組み（店先に花を置く）など、環境に配慮した取り組みがありました。

平成26年度に商店街が行った環境に関するイベント参加者数は約47,700人でした。一例として、

・早稲田大学周辺7商店会「早稲田地球感謝祭」

早稲田大学の周りにある「早稲田大学周辺7商店会」では、環境や防災をテーマにしたエコイベント「早稲田地球感謝祭」を開催しました。会場となった早稲田大学では、子どもたちがごみの減量やリサイクルを楽しく体験できる様々な企画を実施しました。また、自転車で風力発電や太陽光発電をおこすイベントなどを行い、会場はたくさんの参加者で賑わいました。イベントの実施は、早稲田大学の学生や地域の住民に、環境問題や地域のまちづくりについて深く考えてもらう良い機会になりました。



学生や地域の住民で賑わう早稲田大学

(3) 環境に配慮した商店街づくりに対する支援

平成24年度から、新宿区では『環境に配慮した商店街づくりの推進事業』を開始しました。当該事業は大きく二つに分類されます。

まず一つ目は、東京都の事業である「東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金」のうち「活性化事業」の補助金交付決定を受けた事業に対し、東京都と区があわせて補助金を交付しています。商店街路灯をLED街路灯へ切替えるなど、環境に対する商

店街活性化事業が対象となっています。平成 26 年度は 3 商店会等が申請し、補助金を 29,594,000 円交付しました。

二つ目が、「東京都特定施策推進型商店街事業」のうち「地球温暖化対策事業」の補助金交付決定を受けた事業に対し、東京都とは別に区が補助金を上乘せして交付しているものです。商店街路灯のランプを LED 化するなどの取り組みを、補助の対象としています。平成 26 年度は 3 商店会等が申請し、補助金を 744,000 円交付しました。

今後とも、新宿区では街路灯の LED 化で省エネにできるだけでなく、消費電力を抑え自然環境にもやさしい商店街づくりなど、環境に配慮した商店街づくりを推進していきます。



西武新宿北口商和会の LED 街路灯

◆再生可能エネルギーの活用

区では地球温暖化防止のために、区民や事業者に太陽光発電等の新エネルギーに関する導入支援を行い、普及促進を図っています。平成 21 年度から家庭への支援として新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金制度を、平成 22 年度から事業者用太陽光発電システム補助金制度を開始しました。

また、区も率先して区有施設への太陽光発電システム(10kW 相当)の設置に取り組んでいます。

平成 21 年度に牛込第三中学校、平成 22 年度に西新宿子ども園、新宿西戸山中学校、東戸山小学校、子ども総合センター(20kW)、平成 24 年度に榎町地域センター、平成 25 年度に新宿リサイクル活動センター、四谷保健福祉施設・清掃センター、柏木小学校、新宿中学校、平成 26 年度に落合第二中学校に太陽光発電システムの設置を行いました。(26 年度末累計 11 施設)

・新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度

区では、平成 21 年度から太陽光発電システムや高効率給湯器等について導入補助を行っており、平成 22 年度からは住宅用雨水利用設備(雨水タンク)や事業者用太陽光発電システム、家庭用燃料電池を補助対象機器に追加しています。

地球温暖化問題に対する区民への意識啓発と併せて、実質的な区内の CO₂ 削減につなげていくために、新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金制度を促進していきます。



平成 26 年度新エネルギー機器等導入補助金制度実績

対 象 機 器 の 種 類	件数	補助金額 単位千円
太陽光発電システム	66	18,829
太陽熱給湯システム	0	0
太陽熱温水器	0	0
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	20	2,000
家庭用燃料電池（エネファーム）	62	6,200
高反射率塗装	24	2,731
雨水利用設備	5	92
事業者用太陽光発電システム	1	585
合 計	177	30,437

また、平成 19 年度からは、区内の事業所を対象に ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステム認証取得費の一部助成や省エネルギー診断事業を開始しました。平成 26 年度の実績は、認証取得費の一部助成が 2 件、省エネルギー診断が 3 件です。

◆未利用エネルギーの活用検討

清掃工場の排熱により発電した電力などの新電力（特定規模電気事業者）からの電力購入を進めています。平成 26 年度は区立小・中学校・特別支援学校等 41 施設で新電力からの電力を導入しました。区では電気の供給を受ける契約を結ぶ場合、価格に加えて環境性能への評価を選定基準とし、電気事業者の二酸化炭素排出係数や、再生可能エネルギーの導入状況等の実績を点数制で評価しています。一定の得点以上の電気事業者に入札参加資格を付与する環境配慮契約を推進しています。

また、平成 25 年度に開設した新宿リサイクル活動センターには地中熱を利用したヒートポンプを設置しました。

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

区有施設への新エネルギー（太陽光・風力発電等）の導入は進んでおり、太陽光発電システム（10kW 以上）については平成 26 年度に 1 基新設（累計 11 基）し、平成 34 年度の目標達成に向けて前進しています。事業者向け省エネ診断については、昨年度に比較して件数を増やすことができましたが、より利用しやすくなるように周知方法や申請方法を検討していきます。

また、一般住宅への太陽光発電設備や太陽熱利用給湯設備、高効率給湯器の設置、雨水利用設備、屋根・屋上面への高反射率塗装に対する費用助成を引き続き行い、新エネルギー等の普及を促進していきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 26 年度
○省エネナビ等貸出し件数（年間）	500 件 (H25～29 累計)	40 件
○省エネルギー診断実施事業者数	30 件 (H25～27 累計)	3 件
○街路灯の LED 化基数	3,200 基 (H25～34 累計)	1,145 基 (H23～H26 累計)
○区有施設への太陽光発電設備機器 （10kW 程度以上）の設置数（累計）	15 施設	11 施設

基本目標 4「地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します。」

個別目標 4-2 地域エネルギーマネジメント構築の促進

全国的にスマートコミュニティの形成に向けた動きが活発化していることを踏まえ、関連機器や設備の導入などにより新宿区における地域エネルギーマネジメント構築を促進します。

個別施策①関連機器・設備の導入・開発促進

個別施策②地域エネルギーマネジメント構築の促進

個別施策③蓄電などによるリスク管理

◆スマートコミュニティの検討

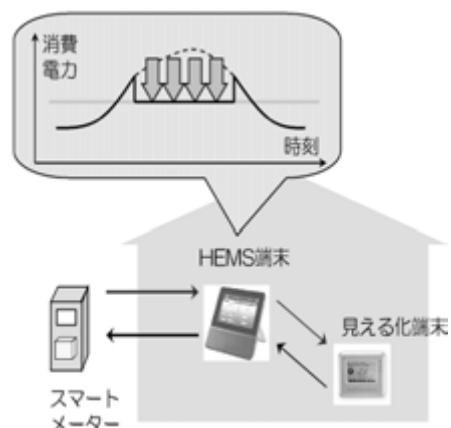
電力会社による各家庭へのスマートメーターの導入が進んでいます。スマートメーターの設置により、エネルギー消費を管理できる HEMS(ホームエネルギー管理システム)の導入が容易になり、各家庭での電気使用量の「見える化」ができるようになります。家庭で電力使用量を正確に把握することは効果的な省エネ対策です。

事業者については BEMS(建物ビルや工場等へのエネルギー管理)等の導入によりエネルギー使用量の削減に取り組むことが期待されています。

区では、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が実施する「再生可能エネルギーとスマートコミュニティ研究会」に平成 24 年度から参加しています。研究会では、スマートコミュニティの先進自治体である北九州市や横浜市の視察や他区と連携したグループ研究を行い、新宿区におけるスマートコミュニティの検討に取り組んでいます。また、「物流システムの効率化」について東京都トラック協会新宿支部と協働して検討を行なっています。

スマートメーターの導入に向けては、国立研究開発法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター(LCS)が実施する「家庭の電力使用量見える化実験」に参加し、実証実験に取り組んでいます。

一般家庭のスマートメーター
全戸設置、見える化



省エネ診断による
エネルギー対策の促進



第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

スマートコミュニティは第二次環境基本計画から取り入れた新しい考え方です。新エネルギーの活用と省エネルギーを推進するため、スマートコミュニティのあり方を検討していきます。電力デマンド監視システムはスマートコミュニティを形成する一つであり、今後、区の地域特性にあった導入方法について先進自治体の事例に学びながら検討を進めていきます。

また、電力会社によるスマートメーターの設置については、東京電力が平成 26 年度から都内での設置を進めています。区民への情報提供等も含めて東京電力と連携し、設置を促進していきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 26 年度
○スマートメーターの設置(家庭用)	100%	推進
○電力デマンド監視システムの設置	100 件	推進

※電力デマンド監視システム

大容量の電力を消費する工場などに導入されるもので、電気の使用状況や実態を把握・分析し、その結果をもとに「デマンド（需要）管理」を行うことでピーク電力の抑制などを行うシステムです。

基本目標5「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます。」

個別目標 5-1 地球温暖化対策の推進

これまで「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき進めてきた対策を踏まえ、温室効果ガス削減や低炭素な暮らしに向けた取り組みにより、地球温暖化対策を推進します。

個別施策①温室効果ガス削減のための取り組み

個別施策②低炭素な暮らしに向けた取り組み

◆温室効果ガス削減のための取り組み

区では、平成23年3月に「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、地球温暖化対策を推進しています。

区のCO₂排出量全体としては、平成22年度までは減少傾向でしたが、平成23年度以降は上昇しており、平成2(1990)年度と比較すると平成24(2012)年度のCO₂排出量は31.2%増えています。省エネ意識が定着し、エネルギー消費自体は減少傾向にあるものの、オフィスの床面積が増えていることや、家庭部門の世帯数の増、電力を発電する際のCO₂排出係数が増加していることが原因と考えられます。

各家庭でできる地球温暖化対策として、省エネ行動に継続して組んでいただくことが大切です。区では、日ごろの行動をチェックし、一層CO₂削減に取り組んでもらうために「新宿エコ隊」を組織し、区民や事業者と一体となって削減に取り組んでいます。

「新宿エコ隊」は年間を通じて募集しており、区で配布している「CO₂削減チェック表」に記入し応募していただくと、隊員証のほかエコに関する最新情報をお送りしています。

隊員になった方には、定期的に「CO₂削減チェック表」（家庭版・事業所版）をお送りし、省エネについて取り組んだ結果を区へ報告していただきます。これによりエコ隊活動による削減量を簡易算定しています。



“新宿エコ隊”の隊員証

平成27年3月末には、新宿エコ隊員数は3,824人となりました。

平成27年度末のエコ隊員数の目標を4,000人とし、ストップ温暖化の取り組みを今後とも推進していきます。

◆「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業

区では、家庭や事業所から排出される CO₂ の排出量削減の取り組みに加え、区外の森林を保全して、CO₂ の吸収を促進し、区内の CO₂ 排出量の一部と相殺する自治体連携によるカーボン・オフセットの取り組みを推進しています。

平成 20 年 2 月に、友好提携を結んでいる長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を新たに締結し、平成 21 年度からは新宿区が伊那市の市有林において年間 20ha 程度、間伐等の整備を行っています。平成 26 年度は、約 25ha の森林整備を実施し、25 年度までに森林整備を実施したものを含めて 447.2t-CO₂ のカーボン・オフセットに取り組みました。（長野県認証）。

森林整備により発生する間伐材は、伊那市周辺で建材や製紙用のパルプ等に活用し、木材の有効利用に努めています。さらに、伊那市街に近い平地にある市有林の一部（約 0.4ha）の「新宿の森・伊那」では、区内の小学生や区民の方々が間伐作業等を体験し森林保全の意義を学べる環境学習に活用しています。

また、平成 22 年 3 月には、区の水源地である利根川の水源地の群馬県沼田市、奥多摩の水源地の東京都あきる野市とも、「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結しました。

平成 26 年度は、「新宿の森・沼田」で約 12.03 ha の森林整備を実施し、36.3t-CO₂ のカーボン・オフセットを行いました（群馬県認証）。

さらに、「新宿の森・あきる野」では 2.79ha の森林整備を実施し、20.05t-CO₂ のカーボン・オフセットを行いました（東京都認証）。

それぞれの「新宿の森」は、区内の小学生や区民、事業者の方々が間伐、植林、下草刈り体験等を通じた環境学習の場や地元住民との交流の場として活用しています。

◆庁内地球温暖化対策実行計画

新宿区は 2000(平成 12)年度から庁内の温暖化対策実行計画(第 1 次:平成 12~14 年度、第 2 次:平成 15~17 年度、第 3 次:平成 19~22 年度、第 4 次:平成 23~27 年度)を策定し、区の事務、事業に係る温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策により積極的に取り組むために、「新宿区地球温暖化対策指針(以下「指針という」)」を 2011(平成 23)年 3 月に策定し、区の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出削減の取り組みをその一部として位置づけました。

平成 26 年度も、各施設において機器の更新や施設の改修等による CO₂ 削減を進めたほか、間引き可能な照明器具の取り外しや昼休みや時間外の不要な照明の消灯の徹底、区有施設への太陽光発電設備の導入などを継続して実施し、温暖化対策に取り組みました。

このほか、区では、平成 26 年度も 100 万 kWh 分の※グリーン電力を購入しました。こ

れは、区役所本庁舎で1年間使用のおよそ40%の電力量です。

※グリーン電力:太陽光や風力・バイオマス等の再生可能エネルギーから得られる電力

(1) 「新宿区 IS014001」に基づくエネルギー使用量の削減の取り組み結果(学校を含む)

平成26年度における、IS014001に基づくエネルギー使用量の削減目標は、平成21年度比4.0%削減を目標値としました。ただし、電気使用量の目標値については23年度に震災の影響により各施設で節電対策を実施し、大きく目標を達成したことから、24年度比2.0%削減を目標値に設定しました。その取り組み結果は、下記の表のとおりです。

電気・ガス使用量については、酷暑による空調利用の増加などにより目標が達成できませんでした。また、軽油使用量についても目標を達成できませんでした。これは22年度からディーゼルハイブリット型清掃車両が、LPガス車に代わり導入されたことによるものです。その他の目標については達成することができました。今後も引き続き削減を目指し、省エネに取り組んでいきます。

「新宿区 IS014001」の取り組み結果(学校を含む)

項 目	目標値	26年度使用量 (目標達成度)	目標達成
電気使用量	30,797,155 kWh	31,652,154kWh (97.3%)	未達成
ガス使用量	2,904,522 m ³	3,032,264 m ³ (95.8%)	未達成
水使用量	739,477 m ³	705,222 m ³ (104.9%)	達 成
ガソリン使用量	47,928 ℓ	46,374 ℓ (103.4%)	達 成
軽油使用量	28,829.7 ℓ	82,486.3 ℓ (35.0%)	未達成
LPガス使用量	182,979.8 ℓ	36,760.0 ℓ (497.8%)	達 成
用紙類使用量	90,661,725 枚	84,484,009 枚 (107.3%)	達 成
ごみ排出量	1,003,671 kg	982,104 kg (102.2%)	達 成

(2) 第4次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画でのその他の主な取り組み

①区有施設への太陽光発電システム（11 件）

削減量 62.52t-CO₂

②伊那市との連携によるカーボン・オフセット（間伐面積約 150ha）の取り組み

削減量 447.2t-CO₂（長野県認証）

③沼田市との連携によるカーボン・オフセット（整備面積 12.03ha）の取り組み

削減量 36.3t-CO₂

④あきる野市との連携によるカーボン・オフセット（整備面積 2.79ha）の取り組み

削減量 20.05t-CO₂

⑤グリーン電力（100 万 kWh）の購入

削減量 521t-CO₂

〔第4次新宿区庁内地球温暖化対策実行計画での削減目標〕

項 目	排出量基準値 (21 年度排出量実績)	26 年度排出量目標 (基準値との比較)	26 年度排出量実績 (目標値との比較)
CO ₂ 排出量	26,268t	23,148t 3120t 減	26,502t 3354t 増

◆環境マネジメントシステムの普及

企業や自治体などの団体が、環境に配慮した活動を効果的に行うためには、「環境マネジメントシステム」を構築し運用することが有効です。区では平成 12 年 12 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得、3 年ごとに認証を更新し、システムの継続的改善を図っています。

平成 17 年度には、国際規格の改訂に伴う新宿区環境マネジメントシステムの改定を行いました。国際規格の主な改訂は、適用範囲の拡大、法的要求事項の明確化・順守の強化であると言えます。区のシステムもこれを受けて適用範囲を拡大し、区の活動が及ぼす環境への影響について、特に間接的な影響に、より一層配慮するようになりました。

環境マネジメントシステムを構築した当初は、主に環境負荷の低減に力を入れていましたが、システム改定を機に電気やガス等のエネルギー使用量の削減だけではなく、環境に与える有益な影響にも注目しています。地方自治体だからこそできる環境施策には、まさに環境に有益な影響を与えるものがたくさんあります。平成 24 年 12 月には、4 回目の認証更新を終えました。

今後も一事業者として環境マネジメントシステムのより一層の改善を図るとともに、ISO14001 等の認証を取得しようとする事業者の支援など、環境マネジメントシステムの普及を図っていきます。

◆グリーン購入・グリーン調達等の促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、できるだけ環境負荷が少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性も持っています。

平成 13 年 4 月から国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律が施行され、国等の機関にはグリーン購入が義務付けられるとともに、地方公共団体や事業者、一般市民にもグリーン購入に努めることが求められています。

グリーン購入対象品は、各種マークによる表示のほか、マーク表示が無いものについては、GPN データベースやエコリーフ環境ラベル、省エネ性能カタログ、低公害車ガイドブックなどの各種データベースを参考にして購入することができます。

区では、ISO14001 の環境保全項目に「グリーン購入の推進」を明記し、環境配慮品目導入率を 85%にすると定めています。平成 26 年度のグリーン購入率は 87.6%でした。

このように一事業者としてグリーン購入に取り組んでいることで、グリーン購入の普及啓発を行っています。

◆低炭素な暮らしに向けた取り組み

(1) 庁有車等へのエコカーの導入

区では、庁有車を新規導入又は代替導入する場合、東京都知事が定める、特定低公害・低燃費車等のエコカーを導入しています。また、雇い上げ車の契約においても、エコカーであることを条件としています。

(2) アイドリングストップ装置の装着

信号待ちや駐停車時にアイドリングストップ（エンジンの停止）を行うことは、エネルギー消費量の削減だけでなく、大気汚染や地球温暖化などの環境への影響物質の排出抑制につながります。

区では、これまでも ISO による日常の取組みの中でアイドリングストップを始めとするエコドライブの実践に努めてきましたが、これをより徹底するため、平成 19 年度から装着可能な全庁有車（ハイブリッド車と塵芥車を除く）にアイドリングストップ装置を装着しています。



(3) 「見える化」看板の設置

区有施設での地球温暖化対策の取り組みをアピールするため、太陽光発電や雨水利用、みどりのカーテンを設置している施設に間伐材を利用して製作した「見える化」看板を取り付け、普及啓発に努めています。平成 26 年度末までに 117 施設 181 枚を取り付けました。



◆公共交通機関の充実

新宿駅周辺の回遊性を高め、魅力あるまちづくりを進めるため、観光スポット・商業施設・駐車場・駅等を結ぶ新宿 WE バス(新宿駅周辺循環型バス)が平成 21 年 9 月から運行を始めており、環境にやさしい施策として、都庁第一本庁舎の駐車場を利用して、新宿 WE バスで新宿を回遊するパーク＆バスライドシステムを導入しています。



都庁付近を走る新宿 WE バス

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

温室効果ガスの排出削減のためには、区が率先して削減に努め、事業者及び区民と連携して対策を進めていくことが重要です。区民や事業者が継続して省エネに努め、温暖化対策に取り組んで行けるように、効果的な支援を行い温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

また、全公用車に対するエコカーの導入割合については、庁有車の更新時や新規購入の際には、エコカーの導入を徹底し、目標の達成を図っていきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成 26 年度
○温室効果ガス排出量 (H2 年比)	-25.0% (H32)	+31.2% (H24)
○全公用車に対するエコカーの導入割合	100%	90.5%

・温室効果ガス排出量は地球温暖化防止特別区共同事業の中で、温室効果ガス排出量算定手法の標準化を特別区協議会が実施し、各区排出量を算出しているが、算出に時間を要するため平成 26 年 5 月現在の最新値である平成 24 年度の数値で比較する。

基本目標5「地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます。」

個別目標 5-2 ヒートアイランド対策の推進

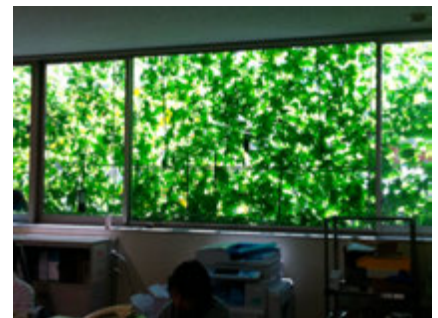
国で示された「緩和策（都市構造の改善）」と「適応策」を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ハード、ソフトの両面からヒートアイランド対策を推進します。

個別施策①都市構造の改善

個別施策②適応策の普及促進

◆新宿「みどりのカーテン」プロジェクト

地球温暖化対策の一環として、平成20年度から「新宿みどりのカーテンプロジェクト」が始まりました。みどりのカーテンとは、ゴーヤーや朝顔などのつる性植物を窓の外側にはわせて、室内に差し込む日差しを和らげる自然のカーテンです。また、葉から水分を蒸発させることで気温の上昇を抑えます。そのような中で、エアコンの使用抑制により、節電効果やCO₂を削減する効果が期待できます。



室内からの様子

説明会では、ビギナー講座とリピーター講座を実施しました。また、関連講座としてゴーヤーサロン（意見交換会）、土のリサイクル講座など一年間を通して実施し、翌年につなげていく取り組みを行っています。この事業は、環境学習情報センターと区民や事業者等からなるプロジェクトチームにより企画・運営されています。

(1) みどりのカーテン説明会



1人につき苗2株を配布していることから、2株でみどりのカーテン1枚と数えています。

平成26年度は2,072枚設置ができました。また、苗のほかに種の配布も行いました。

【平成26年度】

実施日・会場 全17回	4月29日	環境学習情報センター
	5月1日	榎町地域センター
	5月2日	牛込簞笥地域センター
	5月3日	大久保地域センター 百人町三丁目町会
	5月4日	柏木地域センター

	5月8日 若松地域センター 5月9日 落合第二地域センター 5月10日 戸塚地域センター（各、午前：リピーター、午後：ビギナー） 講師：新宿区エコライフ推進員他
参加者・団体数	737件（ビギナー301、リピーター325、区施設等111）
カーテン数/苗配布数	2,072枚/（苗：2,954株、ほか種）

(2) 関連講座等

【平成26年度】

ゴーヤーサロン	6月7日 環境学習情報センター（環境月間イベント） 7月11日 環境学習情報センター 8月8日 環境学習情報センター 9月26日 環境学習情報センター	
みどりのカーテン探検	8月14日 榎町地域センター、榎町界限	
ゴーヤー料理教室&サロン	8月21日 柏木地域センター 23日 角筈地域センター 講師：赤荻やよい氏 （新宿区エコライフ推進員）	
土のリサイクル講座 生ゴミからたい肥作り （講座・サロン）	<土のリサイクル講座> 10月1日 百人町三丁目町会 10月5日 環境学習情報センター <生ゴミからたい肥作り講座> 12月14日 環境学習情報センター <生ゴミからたい肥作りサロン> 2月15日 環境学習情報センター 講師：土橋由枝氏 （新宿区エコライフ推進員）	
みどりのカーテン展 （生育記録シート展示）	12月16日～1月15日 環境学習情報センター 1月31日 牛込仲之小学校（まちの先生見本市） 3月15日 戸塚地域センター（地区協フェスタ）	

◆エコスクールの整備推進

区有施設のうちに大きな敷地と建物面積を占める学校を、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設へと整備することは、地球規模の環境問題に対応するために大変有効です。また、学校は次世代を担う子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場であることから、環境問題を身近に感じられる工夫を行っていくことにより、環境学習の場として活用していきます。

(1) 小学校校庭の天然芝生化

天然芝生の校庭は、都市の緑化やヒートアイランド対策、また環境教育の効果が期待できます。東京都は「2020年の東京」プロジェクトの1つとして、公立学校の校庭芝生化を進めています。そこで新宿区としても、小学校の校庭を現在のゴムチップ舗装から、可能な限り天然芝生化していく予定です。

現在、校庭が天然芝生になっているのは、落合第一小学校 312 m²・大久保小 268 m²・四谷第六小学校 1,239 m²・戸塚第二小学校 108 m²・西新宿小学校の第二校庭 1,770 m²・天神小学校の 2,031 m²です。

天然芝生の校庭では、寝転がったり裸足で駆けまわったりして、けがを恐れず遊ぶことができ、多くの子どもが遊べます。また、芝生の維持管理を通して、学校や子どもと地域との絆を深めることができます。

平成 27 年度は東戸山小学校の校庭の一部芝生化に係る設計と工事を行う予定です。今後、校庭改修の時期にあわせて、学校ごとに天然芝生の実現可能性について検討していきます。

(2) 天然芝生による屋上緑化

校庭を天然芝生化することがむずかしい学校では、校舎の屋上を天然芝生で緑化しています。屋上緑化は、建物の温度を抑制する効果があり、エアコンの使用を少なくすることが期待できます。

現在、屋上が天然芝生になっているのは、戸塚第二小学校 317 m²・淀橋第四小学校 302 m²・戸塚第一小学校 191 m²・落合第三小学校 298 m²・富久小学校 300 m²です。平成 26 年度は、鶴巻小学校にバタフライガーデン等を設置しました。



天神小学校の校庭芝生化

(3) 太陽光発電設備の設置

新宿区環境基本計画推進本部の決定に基づき、学校施設においては、設備の設置条件が合う学校で 10kw の太陽光発電設備を平成 21 年度より 5 ヶ年計画で順次設置してい

ます。平成 21 年度には牛込第三中学校、平成 22 年度には東戸山小学校・新宿西戸山中学校、平成 25 年度には新宿中学校及び柏木小学校、平成 26 年度には落合第二中学校に太陽光発電設備設置工事を行いました。さらに、平成 27 年度に落合第五小学校および四谷中学校で設置工事を行う予定です。

太陽光発電の電力は施設の電気の消費の一部に使われています。また、CO₂を排出しない環境にやさしいエネルギーとして、電力の発生から利用までの仕組みやその瞬間に生み出されている電力を実感することにより、環境学習として活用します。

(4) みどりのカーテンの充実

「みどりのカーテン」プロジェクトを補完する形で、このプロジェクトに参加している学校に対して、校舎にネットを固定するアンカー設置工事や花壇の整備工事を行い、りっぱなカーテンづくりを目指しています。

みどりのカーテンは、土づくりからゴーヤの育成・観察および省エネ効果の研究まで幅広く取り組んでいます。また、カーテンの内側は約 3～6℃気温が低く、涼しく感じられます。

平成 26 年度は、余丁町小学校・花園小学校・四谷中学校・落合中学校を整備しました。



余丁町小学校のみどりのカーテン



花園小学校のみどりのカーテン

◆環境配慮型舗装の実施

アスファルト舗装は、道路の舗装に広く使われていますが、色が黒く太陽熱を吸収するため路面の温度がかなり高くなります。また、冷めるまでに時間を要することから、深夜でも気温が高い状態になる「ヒートアイランド現象」の一因となっています。このようなことから、道路整備の際に環境配慮型の舗装材料の技術導入が進んでおり、様々な取り組みを行っています。

(1) 保水性舗装

保水性舗装は、降雨等路面の水を保水性舗装材に吸収させ、晴れた日には蒸散させることにより、路面の温度上昇を抑えヒートアイランド現象を抑制する舗装です。アス

ファルト舗装に保水機能を持たせたものや、ブロック舗装の材料に保水材を使ったものなどがあります。

平成 17 年度から 3 か年で、新宿一・二丁目地区において、通過交通の抑制と速度低減を目的とした「人とくらしの道づくり事業」の中で、環境配慮型舗装として保水性舗装を 2,700 m²施工しました。施工後の調査では、通常のアスファルト舗装に比べて約 5～6℃の路面温度の低減効果が確認できました。



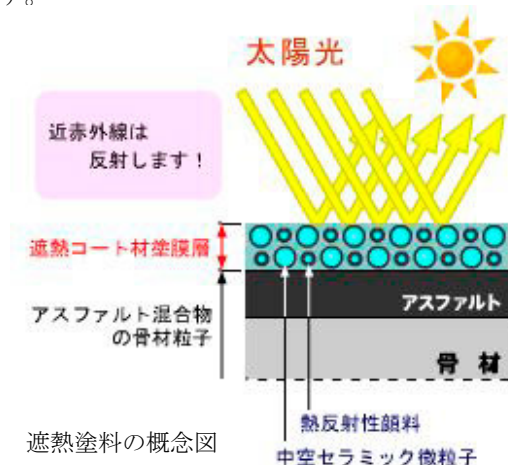
保水性舗装の施工状況(西新宿一丁目地区)

また、22 年度から西新宿一丁目地区で進めている「人とくらしの道づくり事業」でも、保水性舗装を整備しています。この舗装は、保水性舗装の機能を保ちながら、デザインカッターにより石張り舗装のように仕上げ、景観にも配慮したものとなっています。

(平成 22 年度から 26 年度まで 6245.0 m²)。

(2) 遮熱透水性舗装・遮熱排水性舗装

遮熱透水性舗装は、降雨の際に地下に浸透させる効果のある透水性舗装に、太陽の近赤外線を反射させ路面温度を低減することができる遮熱塗料を塗布した舗装です。遮熱排水性舗装は、舗装内部の空隙に雨水を流し、路面の滞水を防ぐとともに、車両の走行騒音の低減効果もある排水性舗装に遮熱塗料を塗布したものです。これらの舗装を平成 17 年度から計画的に実施しています。平成 26 年度は、遮熱排水性舗装を、西落合三丁目地区などで 1,103.0 m²施工しました。施工後、性能確認のため直径 10 cm の供試体を抜き取り、その供試体を従来の舗装と比較する室内試験を行ったところ、10℃以上路面温度の低減効果が確認できました。夏の舗装は、手では触れないほど太陽に熱せられ高温になりますが、遮熱性舗装はその抑制効果が期待できるものとなっています。また、平成 22 年度以降は従来の白に近い色から、よりアスファルト舗装に近い色の遮熱塗料を使用し、これまでと変わらない路面温度の低減効果を保っています。



遮熱塗料の概念図



遮熱排水性舗装の施工状況(西落合三丁目地区)

◆「新宿を冷やそう！新宿打ち水大作戦」の実施

打ち水とはアスファルト舗装に水を撒き、蒸散作用によって周囲を冷やす昔からのエコな風習です。区ではヒートアイランド現象を緩和し、冷房の使用を抑制する為の風情ある取り組みとして、例年の夏季（7月1日～9月15日）に区内各地域の区施設・地域団体・事業者に打ち水の実施を呼びかける「新宿打ち水大作戦」を実施しています。年々参加者が増えており、26年度は15,197人が参加しています。



PR用のぼり

(1) 区施設の取り組み

区役所本庁舎においては、打ち水大作戦実施期間中の毎週水曜日に打ち水を実施し、毎回60人程度の職員、ボランティアが参加しました。



新宿区役所本庁舎

(2) 子ども達の取り組み

区内の幼稚園や小中学校、児童館等の施設でも打ち水が実施されました。プールの水や水遊びに使った水を再利用したり、雨水を使用したりとエコな方法で打ち水を実施している施設もありました。



牛込第一中学

(3) 地域の取り組み

特別出張所では雨水を利用した打ち水を地域住民と実施し、「自宅の風呂の残り湯を利用して実施しました」と話してくださる方もいらっしゃいました。



榎町特別出張所

早稲田大学早稲田キャンパス・西早稲田キャンパス・戸山キャンパスでは、アトム通貨実行委員会を中心に大学生と地域住民が一緒に打ち水を実施しました。打ち水開催前には早稲田大学の様々な団体のパフォーマンスが行われ、多くの学生さんに打ち水に参加していただきました。6月30日に早稲田キャンパス、7月2日西早稲田キャンパスで実施し、合計300名が参加しました。



アトム通貨実行委員会

(4) 商店街の取り組み

打ち水は商店街の恒例行事にもなっています。

新宿東口商店街振興組合では、8月7日に『打ち水行進』を行いました。浴衣姿で新宿駅東口周辺を練り歩きながら打ち水を実施し、ヒートアイランド対策をPRする光景は、見た目にも涼しい風情のあるイベントになりました。また、四谷三丁目商店街振興組合では8月の間PR用フラッグを通りに掲げ、商店街をあげての参加となりました。



新宿東口商店街振興組合

(5) 事業者の取り組み

参加企業の中には、落合水再生センターの再生水を利用して打ち水を実施した大日本土木株式会社や大和小田急建設株式会社、打ち水をする前に路上清掃も実施した明治安田生命保険相互会社(新宿お客さま相談センター) 他多数の事業所の参加がありました。



大日本土木株式会社



大和小田急建設株式会社



明治安田生命保険相互会社
新宿お客さま相談センター



株式会社八千代銀行



株式会社新宿高野

◆実績◆

	参加件数	参加人数
平成 24 年度	77 件	16,316 人
平成 25 年度	101 件	13,742 人
平成 26 年度	95 件	15,197 人

平成 26 年度新宿打ち水大作戦参加団体一覧（順不同）

◎事業者・団体参加者

新宿区町会連合会（202 町会）、新宿環境リサイクル活動の会、アトム通貨実行委員会、中落合一丁目みどり町会、下落合四丁目町会、三栄町町会、株式会社八千代銀行、株式会社新宿高野、大和小田急建設株式会社、ちえの小道、株式会社丸井、東京ガス都市開発株式会社、大日本土木株式会社、明治安田生命保険相互会社新宿お客さま相談センター、NTT 東日本株式会社東京支店

◎個人・家庭参加者

かいと

◎区有施設

笹笹町特別出張所、榎町特別出張所、若松町特別出張所、戸塚特別出張所、落合第二特別出張所、新宿コズミックスポーツセンター、新宿歴史博物館、中村彝アトリエ記念館、赤城生涯学習館、新宿文化センター、高田馬場創業支援センター、新宿消費生活センター分館、大久保ことぶき館、信濃町シニア活動館、下落合地域交流館、山吹町地域交流館、

新宿地域交流館、北新宿地域交流館、北山伏地域交流館、北新宿第二地域交流館、本塩町児童館、北山伏児童館、薬王寺児童館、早稲田南町児童館、上落合児童館、中井児童館、北新宿第一児童館、榎町子ども家庭支援センター、北新宿子ども家庭支援センター、弁天町保育園、大久保第二保育園、新宿第二保育園、高田馬場第二保育園、長延保育園、戸山第二保育園、中落合第二保育園、西早稲田保育園、柏木子ども園(乳児園舎)、柏木こども園(幼児園舎)、おちごなかい子ども園(乳児園舎)、おちごなかい子ども園(幼児園舎)、四谷子ども園、あいじつ子ども園、大木戸子ども園、しなのまち子ども園、戸山第一子ども園、西落合子ども園、北新宿子ども園、東部公園管理事務所、西部公園管理事務所、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター、鶴巻図書館、西落合図書館、鶴巻幼稚園、牛込仲之幼稚園、余丁町幼稚園、花園幼稚園、戸塚第二幼稚園、西戸山幼稚園、津久戸小学校、江戸川小学校、鶴巻小学校、牛込仲之小学校、花園小学校、大久保小学校、戸塚第二小学校、戸塚第三小学校、落合第一小学校、落合第二小学校、落合第三小学校、落合第六小学校、淀橋第四小学校、牛込第一中学校、牛込第二中学校、四谷中学校、西新宿中学校、新宿西戸山中学校、新宿区役所本庁舎

第二次環境基本計画の目標達成状況と今後の課題

ヒートアイランド現象の緩和に向けた対策としては、遮熱性舗装の導入や、放射量を減らし日陰をつくるみどりの確保、建築物の密集の改善など、複合的な対策をとることが必要です。

また、区民自ら熱の発生を抑えるため、空調の設定温度を適切に保つなど、省エネルギーへの取り組みも欠かせません。

みどりのカーテンについては平成26年度は2072枚のカーテンを設置し目標を達成しました。更に、地域間での交流が深まり「ウリトモ(瓜によって繋がった友達)」ができたという報告がありました。そして、家庭でできる土のリサイクル講座や生ごみからたい肥づくり講座・雨水利用促進と、資源循環型の取り組みを同時に行いました。打ち水大作戦では、平成26年度は15,197人が参加し打ち水実施後、路面温度が5～10度程度下がり、効果が確認できました。打ち水の中には、井戸水や再生水、排水を活用して行うものもありました。環境配慮型舗装については、目標の達成に向けて今後も着実に推進していきます。

第二次環境基本計画の環境指標

環境指標	目標 (H34)	平成26年度
○緑被率(各年時点での調査)	18.47% (H29)	17.87% (H22)
○環境配慮型舗装の整備面積(年間)	50,305m ²	1,103 m ² 累計:43,286 m ²
○みどりのカーテン数(年間)	2,000 枚 (H27)	2,072 枚

※緑被率調査は5年毎に実施。

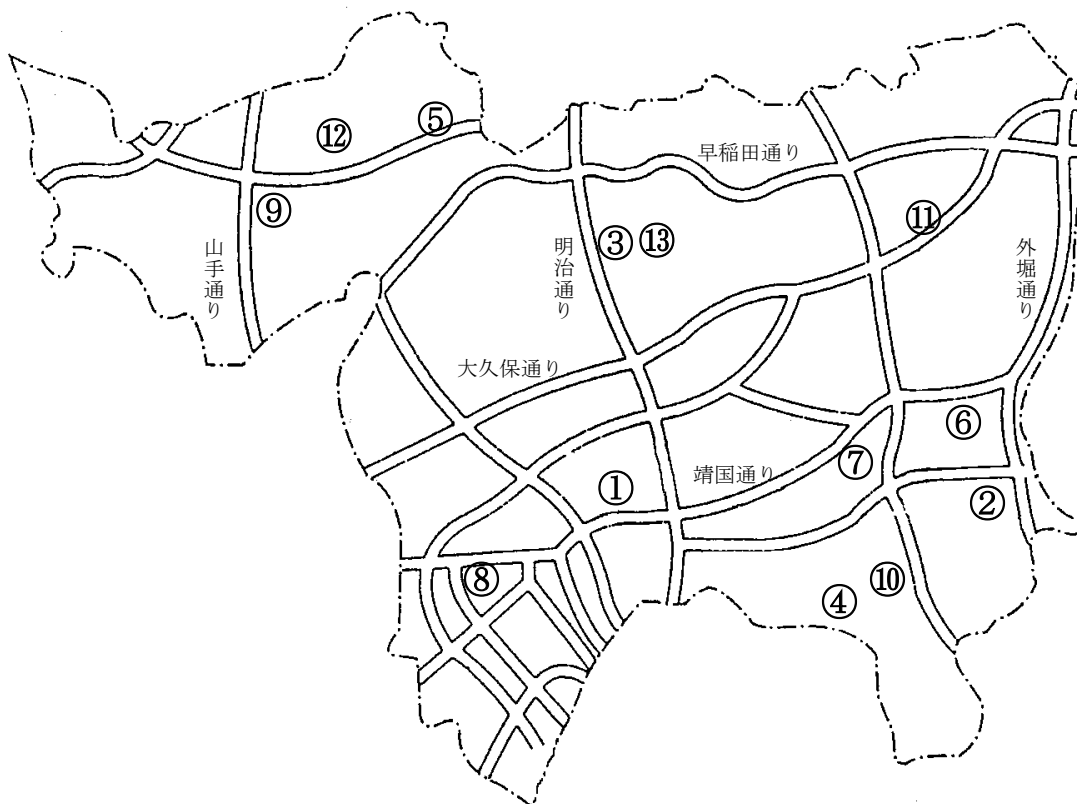
環境白書・資料編

1	環境測定結果	1 2 8
2	環境基準と測定関係用語集	1 3 6
3	公害の監視と苦情件数	1 4 1
4	ごみ・リサイクル	1 4 4
5	まち美化.....	1 4 5
6	路上喫煙率調査	1 4 7
7	新宿区の温室効果ガス排出量	1 4 9
8	環境行政のあゆみ	1 5 0

1 環境測定結果

(1) 大気汚染

①測定地点



測定地点	測定項目	測定期間
①本庁一般環境測定局 (区役所本庁舎 2 階)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄・一酸化炭素・光化学オキシダント・炭化水素・気象	常時監視
②四谷自動車排出ガス測定局 (四谷中学校内)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・気象	
③戸山自動車排出ガス測定局 (西早稲田中学校内)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・気象	
④国設東京新宿一般環境測定局 (内藤町 11 東京都所管)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄・一酸化炭素・光化学オキシダント・炭化水素・気象	常時監視
⑤下落合自動車排出ガス測定局 (下落合 2-2 地先 東京都所管)	窒素酸化物・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・微小粒子状物質(PM2.5)	
⑥市谷本村町交差点	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	(平成 26 年度) 1/28～2/19
⑦住吉町交差点		
⑧成子坂下交差点		
⑨中落合二丁目交差点		
⑩四谷第六小学校	ダイオキシン類(PCDD・PCDF・コプラナーPCB)	年 4 回 各回 7 日間
⑪筆筈町特別出張所		
⑫落合第一特別出張所		
⑬西早稲田中学校		

②環境測定局

[平成 26 年度]

項目／ 測定局	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			二酸化硫黄 (SO ₂)			一酸化炭素 (CO)		
	達成 状況	98%値 ppm	年平均値 ppm	達成 状況	2%除外値 mg/m ³	年平均値 mg/m ³	達成 状況	2%除外値 ppm	年平均値 ppm	達成 状況	2%除外値 ppm	年平均値 ppm
①本庁	○	0.047	0.027	○	0.054	0.027	○	0.003	0.001	○	0.8	0.5
②四谷	○	0.044	0.023	○	0.05	0.017	－	－	－	○	0.7	0.5
③戸山	○	0.043	0.024	○	0.049	0.019	－	－	－	○	0.7	0.4
④国設東京	○	0.04	0.019	○	0.05	0.017	○	0.055	0.019		0.6	0.4
⑤下落合	○	0.043	0.024	○	0.049	0.019	－	－	－	－	－	－

項目／ 測定局	オキシダント (Ox)			非メタン炭化水素 (NMHC)			微小粒子状物質 (PM2.5)		
	達成 状況	1時間値 の最高値 ppm	年平均値 ppm	達成 状況	年平均値 ppmC	3時間 平均値 (6～9 時) ppmC	達成 状況	98%値 μg/m ³	年平均値 μg/m ³
①本庁	×	0.14	0.021	－	0.29	0.23	－	－	－
②四谷	－	－	－	－	－	－	－	－	－
③戸山	－	－	－	－	－	－	－	－	－
④国設東京	×	0.144	0.028	○	0.16	0.16	－	－	－
⑤下落合	－	－	－	－	－	－	×	40.8	18.8

※各項目の環境基準については 134 ページ「環境基準と測定関係用語集」を参照

[平成 22～26 年度]

測定局	年度	一酸化炭素 (CO)		二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)	
		環境基準 達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準 達成状況	年平均値 (mg/m ³)
①本庁	22	○	0.5	○	0.029	○	0.027
	23	○	0.5	○	0.028	○	0.027
	24	○	0.5	○	0.027	○	0.025
	25	○	0.4	○	0.026	○	0.027
	26	○	0.5	○	0.027	○	0.027
	26	○	0.5	○	0.027	○	0.027
②四谷	22	○	0.6	○	0.027	○	0.020
	23	○	0.6	○	0.026	○	0.019
	24	○	0.5	○	0.025	○	0.018
	25	○	0.5	○	0.024	○	0.018
	26	○	0.5	○	0.023	○	0.017
	26	○	0.5	○	0.023	○	0.017
③戸山	22	○	0.6	○	0.027	○	0.023
	23	○	0.5	○	0.025	○	0.023
	24	○	0.5	○	0.024	○	0.020
	25	○	0.5	○	0.024	○	0.020
	26	○	0.5	○	0.024	○	0.020
	26	○	0.5	○	0.024	○	0.02

③交差点測定

[平成 26 年度]

測定地点	二酸化窒素(NO ₂)ppm			浮遊粒子状物質(SPM)mg/m ³			測定 年月日
	平均値	日平均 最大値	環境基準 適合率	平均値	日平均 最大値	環境基準 適合率	
⑥市谷本村町交差点	0.028	0.056	100%	0.015	0.044	100%	1 月 28 日 ～ 2 月 19 日
⑦住吉町交差点	0.025	0.052	100%	0.017	0.046	100%	
⑧成子坂下交差点	0.024	0.051	100%	0.014	0.039	100%	
⑨中落合 2 丁目交差点	0.03	0.056	100%	0.018	0.053	100%	

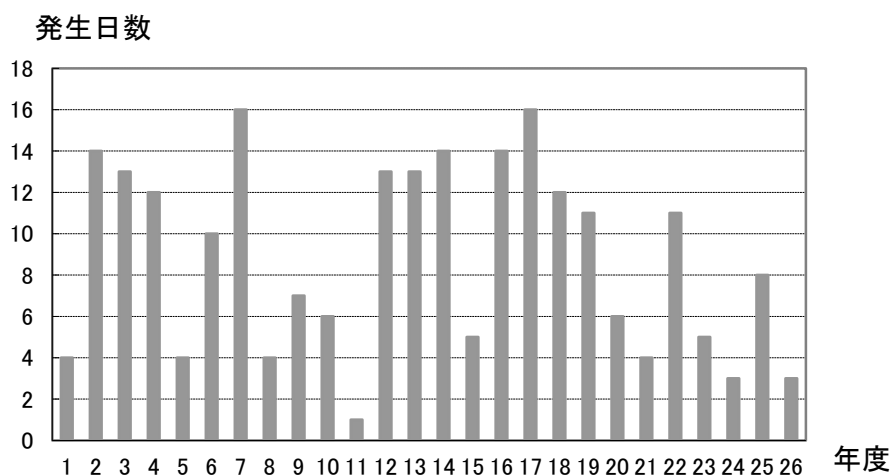
PM2.5 の成分の測定結果

測定地点	硝酸塩類 (PM2.5) µg/m ³			有機性炭素	元素状炭素
	日平均	時間最大値	時間最小値	期間平均	期間平均
① 本庁	2.5	9.8	0.3	3.6	0.9
⑨中落合 2 丁目	2.6	10.3	0.2	3.7	0.9

[平成 22～26 年度]

測定地点	二酸化窒素(NO ₂) ppm					浮遊粒子状物質(SPM)mg/m ³				
	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26
⑥市谷本村町	0.030	0.026	0.024	0.020	0.025	0.021	0.018	0.016	0.020	0.017
⑦住吉町	0.033	0.029	0.027	0.021	0.028	0.021	0.020	0.018	0.020	0.015
⑧成子坂下	0.027	0.025	0.024	0.017	0.024	0.019	0.019	0.021	0.018	0.014
⑨中落合 2 丁目	0.033	0.037	0.028	0.024	0.030	0.020	0.022	0.016	0.014	0.018

④(参考)光化学スモッグ注意報の発令回数



※ 光化学スモッグ注意報発令基準:オキシダント濃度が0.12ppm以上の状態が継続して発生することが予想されるとき

※ 平成 9 年度までは中部、平成 10 年度からは区西部の発令回数

⑤ダイオキシン類調査(大気中)

[平成 26 年度]

単位:pg-TEQ/m³

測定場所	第 1 回 5/15～22	第 2 回 8/20～27	第 3 回 11/12～19	第 4 回 2/6～13	平均値	環境 基準
⑩四谷第六小学校	0.018	0.02	0.035	0.037	0.028	0.6 以下
⑪箆笥町特別出張所	0.016	0.026	0.037	0.05	0.032	
⑫落合第一特別出張所	0.018	0.02	0.036	0.042	0.029	
⑬西早稲田中学校	0.021	0.021	0.034	0.046	0.031	
	4箇所平均値 0.030					

[平成 22～26 年度]

単位:pg-TEQ/m³

測定場所	22	23	24	25	26
⑩四谷第六小学校(22 年度から)	0.040	0.029	0.023	0.024	0.028
⑪箆笥町特別出張所	0.045	0.026	0.021	0.030	0.032
⑫落合第一特別出張所	0.052	0.024	0.025	0.021	0.029
⑬西早稲田中学校	0.046	0.036	0.023	0.024	0.031

⑥酸性雨

[平成 26 年度]

単位: pH

測定場所	第 1 回 6/30～7/22	第 2 回 7/22～8/18	第 3 回 8/19～9/16	第 4 回 9/17～10/20	※平均値
区役所本庁舎	5.1	5.6	5.0	5.8	5.4
四谷特別出張所	4.6	4.9	4.7	5.4	5.0
落合第一特別出張所	4.7	5.3	5.0	5.4	5.1
平均値	4.8	5.3	4.9	5.5	5.1

※回収水量で重み付けした加重平均により算出。

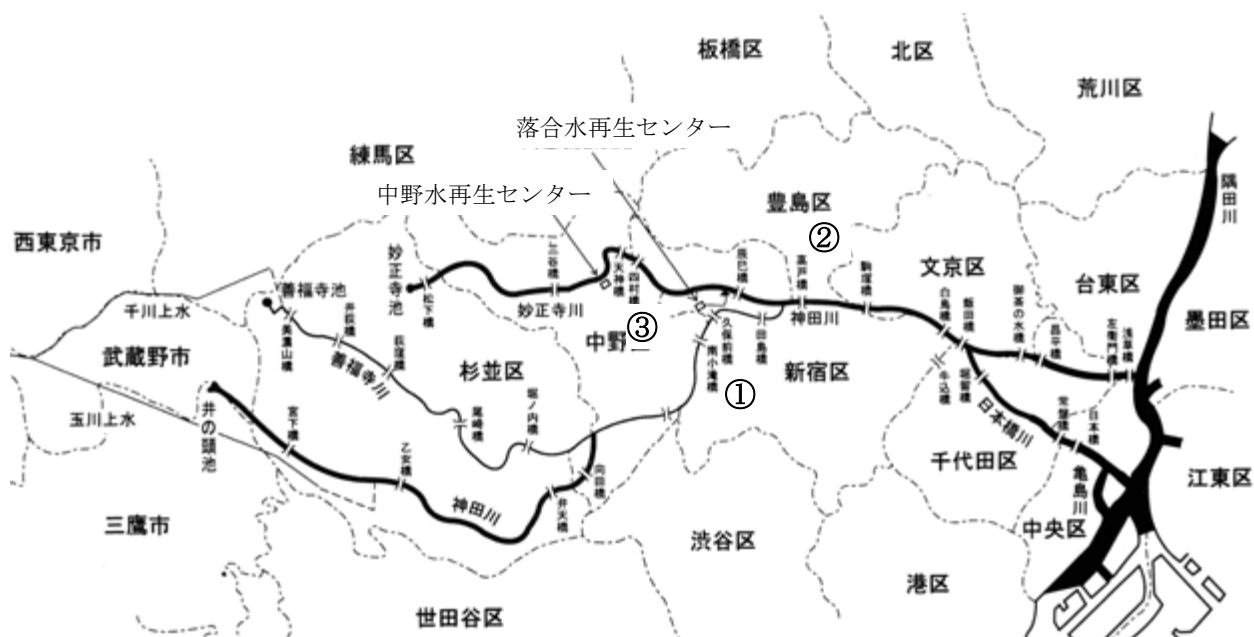
[平成 22～26 年度]

単位: pH

年度	22	23	24	25	26
区役所本庁	5.1	4.8	4.8	4.9	5.4
四谷特別出張所	5.1	4.7	4.9	4.9	5.0
落合第一特別出張所	5.1	4.9	4.8	4.9	5.1
平均値	5.1	4.8	4.8	4.9	5.1

(2) 水質汚濁

① 調査地点及び水系図



② 河川水質調査

[平成 26 年度]

単位:mg/ℓ (pH を除く)「<」は計測値未満を示す

河川名	(調査地点)	調査月日	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	化学的酸素要求量 (COD)	メチレンブルー活性物質 (MBAS)	アンモニア性窒素 (NH ₄)
神田川	① 久保前橋	5 月 7 日	8	1	3	10.4	3.3	<0.02	0.12
		9 月 24 日	8.2	1.2	1	10.2	2.5	0.03	0.05
		11 月 12 日	7.8	2.3	4	9.6	3	0.03	0.03
		2 月 4 日	7.8	1.2	3	11.9	2.1	<0.02	0.05
		平均値	8.0	1.4	2.8	10.5	2.7	0.03	0.06
	② 高戸橋	5 月 7 日	6.9	1.8	2	8	7.9	0.03	0.1
		9 月 24 日	7.2	1.1	<1	8.1	7.1	0.04	0.03
		11 月 12 日	7.1	1.4	<1	7.8	7.4	0.02	0.08
		2 月 4 日	7	2.2	3	8.8	8.3	<0.02	0.11
		平均値	7.1	1.6	2.5	8.2	7.7	0.03	0.08
妙正寺川	③ 四村橋	5 月 7 日	7.3	0.9	2	9	5.1	<0.02	0.12
		9 月 24 日	7.8	0.8	2	10.9	5.1	0.03	0.02
		11 月 12 日	7.5	1.1	3	7.9	5.2	<0.02	0.09
		2 月 4 日	7.5	1.1	2	10.3	5.2	<0.02	0.05
		平均値	7.5	1.0	2.3	9.5	5.2	0.03	0.07
環境基準 (河川 C 類)			6.5～8.5	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	—	—

※計測値未満の数値については、計測の下限値を用いて平均値を計算しています。

[平成 22～26 年度]

調査項目	年度	①神田川久保前橋	②神田川高戸橋	③妙正寺川四村橋
BOD (mg/ℓ)	22	1.5	1.5	1.3
	23	1.3	5.7	1.4
	24	1.4	2.8	1.4
	25	1.2	1.4	1.8
	26	1.4	1.6	1.0
DO (mg/ℓ)	22	10.5	8.7	8.6
	23	10.1	8.2	8.8
	24	9.8	8.0	8.9
	25	10.4	8.6	9.2
	26	10.5	8.2	9.5
COD (mg/ℓ)	22	3.0	6.7	4.7
	23	3.7	9.1	5.9
	24	3.0	7.8	4.2
	25	3.5	6.8	5.6
	26	2.7	7.7	5.2

※年間を通じ、4 回の採水による測定の平均値です。

③地下水調査

区内の井戸水や湧水を調査したものです。

[平成 26 年度]

調査物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
調査検体数	60	60	60
検出数	5	8	0
定量下限値	0.001 mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ	0.0002 mg/ℓ
基準超過検体数	0	2	0
人の健康の保護に関する環境基準	0.03mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下

[平成 22～26 年度]

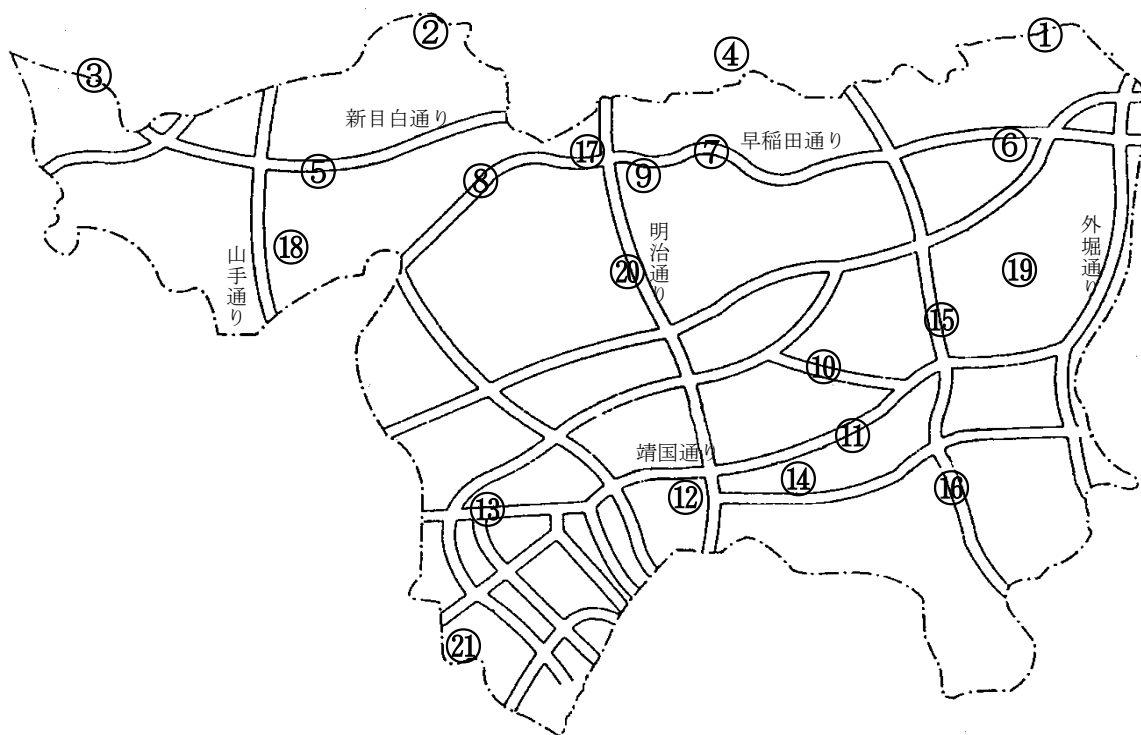
年度	調査件数	3 物質検出件数	「人の健康の保護に関する環境基準」を超えた件数
22	60	14	3
23	60	12	3
24	60	10	1
25	60	12	2
26	60	10	2

(3) 騒音・振動

① 自動車騒音常時監視（環境基準に関する測定）

年度	道路名	調査区間	環境基準達成率(%)	
			昼 間	夜 間
22	早稲田通り	高田馬場 2-1～高田馬場 3-46	100	100
	早稲田通り	西早稲田 3-28～矢来町 27	100	99.9
	早稲田通り	天神町 3～神楽坂 6-4	100	100
	大久保通り	神楽坂 5-12～下宮比町 1	100	88.8
	山手通り	渋谷区初台 1-47～西新宿 4-40	100	100
	山手通り	上落合 3-8～中落合 2-27	100	100
23	青梅街道	西新宿 7-10～北新宿 2-22	100	98.6
	目白通り	下落合 3-17～中落合 3-1	100	89.1
	目白通り	中落合 3-1～西落合 3-1	100	89.8
	目白通り	水道町 3～下宮比町 1	94.8	79.7
	外苑西通り	大京町 31～四谷 4-28	100	77
	外苑西通り	四谷 4-24～富久町 16	99.9	89.6
	中野通り	西落合 4-25～西落合 3-30	100	100
	新宿通り	新宿 3-23～四谷 4-28	100	97
24	甲州街道	四谷 1-1～内藤町 1	99.9	95.9
	甲州街道	内藤町 11～新宿 3-32	100	95.8
	靖国通り	新宿 5-16～市谷八幡町 2	100	88.1
	大久保通り	神楽坂 5-26～大久保 2-1	100	100
	大久保通り	大久保 2-1～北新宿 3-36	100	99.8
	新青梅街道	西落合 3-1～西落合 2-15	99.9	92.5
25	高速 4 号新宿線	若葉 1-23～霞ヶ岡町 11	87.1	84
	甲州街道	新宿 4-2～西新宿 3-20	99	94.5
	新目白通り	西早稲田 1-11～高田馬場 2-5	97.5	84.2
	新目白通り	下落合 1-1～西落合 3-2	93.1	78.2
	明治通り	新宿 3-14～新宿 5-16	100	100
	明治通り	新宿 4-1～新宿 3-14	100	72.2
	明治通り	新宿 5-16～西早稲田 3-31	99.8	91.4
	明治通り	内藤町～新宿 5-18	100	97.9
	新宿副都心 2 号線	西新宿 3-2～西新宿 2-10	100	100
	新宿副都心 4 号線	西新宿 1-7～西新宿 1-24	100	100
	新宿副都心 5 号線	西新宿 1-6～西新宿 6-16	100	100
26	飯田橋石神井新座線 （早稲田通り）	西早稲田 3-28～北新宿 4-8	100.0	95.7
	飯田橋石神井新座線 （諏訪通り）	上落合 1-4～上落合 2-28	100.0	99.5
	環状 3 号線(外苑東通り)	馬場下町 62～早稲田鶴巻町 565	100.0	99.5
	環状 3 号線(外苑通り)	四谷 1～下宮比町 1	100.0	99.7
	四谷角筈線	四谷 1-1～南元町	99.1	99.1
	角筈和泉町線	西新宿 2-10～西新宿 3-20	100.0	95.7

②自動車騒音・道路交通振動（要請限度に関する測定）



〔平成 26 年度〕

単位:dB(デシベル)

調査地点	道路名	車線	用途地域	騒音				振動			
				昼間	基準値	夜間	基準値	昼間	基準値	夜間	基準値
①新小川町 6-27	目白通り	4	商業地域	73	75	72	70	42	70	40	65
②下落合 3-19-3	目白通り	2	商業地域	71	75	70	70	48	70	43	65
③西落合 4-3-9	目白通り	4	第1種住居	74	75	74	70	53	65	51	60
④西早稲田 1-16-31	新目白通り	4	商業地域	73	75	70	70	41	70	37	65
⑤中落合 1-3-9	新目白通り	4	準工業	75	75	72	70	54	70	48	65
⑥神楽坂 6-58	早稲田通り	1	商業地域	67	75	65	70	45	70	45	65
⑦西早稲田 1-4-14	早稲田通り	4	商業地域	68	75	65	70	51	70	45	65
⑧高田馬場 4-13-8	早稲田通り	2	商業地域	68	75	66	70	45	70	42	65
⑨西早稲田 2-14-4	諏訪通り	4	第1種住居	68	75	65	70	47	65	41	60
⑩余丁町 4-15	余丁町通り	2	近隣商業	67	75	66	70	43	70	40	65
⑪富久町 8-25	靖国通り	4	商業地域	72	75	70	70	40	70	39	65
⑫新宿 5-16-5	靖国通り	10	商業地域	71	75	69	70	49	70	44	65
⑬西新宿 8-14-18	青梅街道	4	商業地域	67	75	64	70	46	70	43	65
⑭新宿 1-7-3	新宿通り	4	商業地域	69	75	68	70	38	70	33	65
⑮市谷本村町 7-3	外苑東通り	4	第2種住居	69	75	66	70	48	65	46	60
⑯左門町 13	外苑東通り	4	商業地域	69	75	67	70	48	70	45	65
⑰高田馬場 2-1-9	明治通り	4	商業地域	73	75	72	70	52	70	50	65
⑱中落合 1-14-22	山手通り	4	第1種中高層	72	75	71	70	43	65	42	60
⑲納戸町 36	区道 34-191	1	第2種中高層	62	65	55	55	37	65	32	60
⑳大久保 3-1-3	明治通り	4	商業地域	75	75	74	70	45	70	43	65
㉑西新宿 4-39-28	山手通り	6	商業地域	70	75	67	70	40	70	39	65

[平成 22～26 年度]

単位:dB(デシベル)

測定地点 \ 年度		騒音(昼間)					振動(昼間)				
		22	23	24	25	26	22	23	24	25	26
①新小川町 6-27	目白通り	75	74	72	72	73	44	42	41	43	42
②下落合 3-18-5 ※1	目白通り	72	69	71	71	71	45	49	47	48	48
③西落合 4-3-9	目白通り	74	73	74	74	74	54	54	54	54	53
④西早稲田 1-13-5 ※2	新目白通り	73	72	72	72	73	42	43	43	43	41
⑤中落合 1-3-8 ※3	新目白通り	76	74	75	75	75	50	45	52	52	54
⑥神楽坂 6-58	早稲田通り	66	67	66	66	67	44	45	46	45	45
⑦西早稲田 1-4-14 ※4	早稲田通り	69	68	68	68	68	53	55	55	44	51
⑧高田馬場 4-13-8	早稲田通り	71	67	68	67	68	47	45	44	44	45
⑨西早稲田 2-14-4	諏訪通り	69	67	68	69	68	47	47	46	47	47
⑩余丁町 4-15 ※5	余丁町通り	66	66	65	63	67	44	45	45	43	43
⑪富久町 8-25	靖国通り	71	70	69	71	72	41	40	41	41	40
⑫新宿 5-16-5	靖国通り	71	69	71	70	71	47	47	46	48	49
⑬西新宿 8-14-18	青梅街道	67	65	66	67	67	46	47	48	46	46
⑭新宿 1-7-3	新宿通り	70	69	70	70	69	37	38	37	38	38
⑮市谷本村町 7-3	外苑東通り	70	70	68	69	69	46	47	47	48	48
⑯左門町 13	外苑東通り	69	68	68	68	69	48	49	47	49	48
⑰高田馬場 2-1-9	明治通り	75	74	73	73	73	54	52	51	53	52
⑱中落合 1-14-22	山手通り	73	72	73	72	72	48	43	42	42	43
⑲納戸町 36	区道	63	63	62	62	62	37	37	39	38	37
⑳大久保 3-1-3	明治通り	76	76	75	75	75	42	42	44	40	45
㉑西新宿 4-39-5 ※6	山手通り	-	-	-	68	70	-	-	-	36	40

(注) [-]は工事のため、それぞれ測定不可。

調査地点付近での工事実施に伴う地点の変更あり

※1 平成 23～25 年度は下落合 3-19-3 で測定 ※2 平成 24、25 年度は、西早稲田 1-16-31 で測定

※3 平成 23 年度は、中落合 2-8-23 で測定 平成 24、25 年度は、中落合 1-3-9 で測定

※4 平成 25 年度は、西早稲田 1-2-6 で測定 ※5 平成 25 年度は、余丁町 1 で測定

※6 平成 26 年度は、西新宿 4-39-28 で測定

2 環境基準と測定関係用語集

● 環境基準

環境基本法によって規定されている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音の 4 種類について定められている。

(1)大気汚染に係る環境基準

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質(PM2.5)	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること

(2)水質汚濁に係る環境基準

①(生活環境の保全に関する環境基準 C 類)

水素イオン濃度	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量	5mg/ℓ 以下
浮遊物質	50mg/ℓ 以下
溶存酸素量	5mg/ℓ 以上

②(人の健康の保護に関する環境基準)

テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下

(3)ダイオキシン類の環境基準

大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/ℓ 以下
土壌	1000pg-TEQ/g 以下

(4)騒音に係る環境基準

単位:dB(デシベル)

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A	第 1 種低層住居専用地域	一 般 地 域 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	55 以下	45 以下
	第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		60 以下	55 以下
B	第 1 種住居地域	一 般 地 域 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	55 以下	45 以下
	第 2 種住居地域 準住居地域		65 以下	60 以下
C	近隣商業地域	一 般 地 域 車線を有する道路に面する地域	60 以下	50 以下
	商業地域 準工業地域		65 以下	60 以下

備考:車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、上表の、A・B 類型の「2 車線以上の車線を有する道路」及び C 類型の「車線を有する道路」が幹線交通を担う道路の場合、これに近接する空間については上表に関わらず特例として次表のとおりとする。

昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

注:「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

● 要請限度(参考)

区長は、自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、東京都公安委員会などに対して、道路交通法の規定による最高速度制限などの措置をとることを要請できる。

(1) 自動車騒音に係る要請限度

単位:dB(デシベル)

区域の 区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域	2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記 事	・車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。			

(2) 道路交通振動に係る要請限度

単位:デシベル

区 域 の 区 分		時間の区分				
	当てはめ地域	8 時	昼間	19	夜間	8
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域	65		60	20 時	
	第 2 種低層住居専用地域					
	第 1 種中高層住居専用地域					
	第 2 種中高層住居専用地域					
	第 1 種住居地域					
	第 2 種住居地域					
	準住居地域					
第 2 種 区 域	近隣商業地域	70		65		
	商業地域					
	準工業地域					
	工業地域					
第 2 種区域に該当する地域に接する地先は、第 2 種区域の基準が適用される。						

● 測定関係用語集

アンモニア性窒素

アンモニアおよびアンモニウム塩に含まれる窒素のこと。水系におけるアンモニア性窒素の存在は、近い過去にし尿（ふん尿を含む）による汚染のあった可能性を示す指標となる。

一酸化炭素（CO）

炭素を含む物質（重油、石炭ガスなど）の不完全燃焼により発生する、無色無臭で強い毒性を持つ大気汚染物質。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、酸欠を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。現在は自動車燃料の改良などにより、大気中における一酸化炭素濃度は環境基準を大きく下回っている。

化学的酸素要求量（COD）

水中の汚れを化学的に酸化して無害なものにするために必要な酸素量。湖沼・海域における環境基準の項目の一つで、この値が大きいほど水は汚れている。5mg/ℓ以下であれば魚が生息しやすく、10mg/ℓを超えると魚が生息するのは難しいと言われている。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が太陽の強い紫外線を受け、光化学反応を起こして発生するオゾンなどの酸化性物質。光化学スモッグの主要原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが地表近くにたまり、白くもやがかかったような状態。夏、日差しが強く風の少ない日に多発する。人体に有害で、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりする。

水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す数値。1（強酸性）から14（強アルカリ性）まであり、7が中性。河川は中性に近い水質が望ましい。

河川水に工場排水や生活排水などが流入すると、酸性あるいはアルカリ性になることがある。

生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が水中の汚れ（有機物）を食べる（酸化）時に必要な酸素の量。川の汚れを表す代表的な指標で、この値が高いほど川は汚れている。5mg/ℓ以下が望ましいとされる。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質で、ものを燃やす時に発生しやすく毒性があることから、環境への汚染と人体への影響が問題となっている。

通常、環境中や食品に含まれる量は微量であるため、日常の生活で影響があることはほとんどない。

浮遊物質（SS）

水中に浮遊している不溶性の物質。水の濁りの原因となる。光の透過を妨げ、川底に堆積すると生物に悪い影響を及ぼす。50mg/ℓ以下が望ましい。

二酸化硫黄（SO₂）

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などに含まれる硫黄が燃焼時に酸化して発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜん息、気管支炎などの障害を引き起こす。健康被害の代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜん息があげられる。

燃料の低硫黄化などの対策が進み、1980年代には全国的に環境基準を達成するまでに改善している。

長期的評価・短期的評価

各種大気汚染物質の環境基準適合状況を評価する方法。

長期的評価: 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質に適用する。二酸化窒素の場合は低いほうから98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。

短期的評価: 測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値または1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

二酸化窒素（NO₂）

大気中の窒素酸化物の主要成分。燃料などの燃焼により発生したNOの酸化で生成する、代表的な大気汚染物質である。のどや肺を刺激し、気管支炎、肺機能低下などの原因となる。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

非メタン炭化水素（NMHC）

メタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダントの原因物質として古くから対策が進められてきた。主な発生源は、塗料や自動車の排気ガスである。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している微粒子で、粒径が10μm〔1μm=0.001mm〕以下のものを言う。ディーゼル自動車から比較的多く排出され、工場や事業場からも排出される。呼吸器類の疾患など、微粒子に含まれる有害物質による様々な影響が懸念されている。

PM2.5

大気中に浮遊している微粒子で、粒径が2.5μm〔1μm=0.001mm〕以下のものを言う。粒径が小さいため、肺の深部まで入り込んで呼吸器類の疾患を引き起こすと懸念されている。

環境基準は「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。」とされている。

メチレンブルー活性物質（MBAS）

合成洗剤の主成分である陰イオン界面活性剤が、メチレンブルー水溶液と反応してできた複合体をいう。MBAS濃度は、合成洗剤等による河川の汚濁の指標として用いる。

溶存酸素（DO）

水中に溶けている酸素の量。気圧、水温などにより溶解する量変動する。
河川や海域の自浄作用、魚類などの水生生物の生活には不可欠で、一般に魚介類の生存には3mg/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには3mg/ℓ以上が必要とされている。

3 公害の監視と苦情件数

(1) 事業場数

①環境確保条例に基づく工場・指定作業場数（年度末）

年度	22	23	24	25	26
工場	1,091	1,083	1,061	1039	1023
指定作業場	1,026	1,019	1,010	1001	1003

③ 種別事業場数（平成 26 年度末）

工場		指定作業場	
印刷・製本・製版関連	613	自動車駐車場	546
食品	95	ボイラーを有する事業場	163
自動車整備	55	洗濯施設を有する事業場	108
金属製品加工関連	40	ガソリンスタンド*	31
その他	220	その他	155
計	1,023	計	1,003

(2) 石綿除去等作業・建設作業届出件数

種類 年度	石綿含有建築物 解体等作業	特定建設作業届	
		騒音	振動
22	112	396	246
23	111	422	248
24	118	460	287
25	118	468	286
26	102	464	275

(3) 各種調査・報告状況

①燃料調査

年度	調査件数	工場数	指定作業場数	硫黄分析数
22	52	2	50	20
23	48	2	46	24
24	43	3	40	19
25	39	3	36	16
26	33	2	31	14

②拡声機騒音調査

年度	調査件数	注意指導件数
22	654	37
23	579	41
24	1099	119
25	921	72
26	527	51

対象:歌舞伎町、新宿駅周辺（西口・東口）、大久保地区の拡声機を持つ店舗等

③適正管理化学物質使用量報告（上位 5 物質他）

（単位:t）

年度 化学物資名	22	23	24	25	26
トルエン	4,060	4,007	3,399	3,699	3,568
キシレン	1,603	1,627	1,364	1,473	1,490
ヘキサン	812	835	701	768	762
ベンゼン	175	176	148	162	156
塩酸	74	70	73	73	62
その他	207	149	150	129	127
計	6,931	6,864	5,835	6,304	6,164

※平成 27 年 8 月 21 日現在

④適正管理化学物質排出量報告（上位 3 物質他）

（単位:t）

年度 化学物資名	22	23	24	25	26
イソプロピルアルコール	42	36	32	24	14
アセトン	7	6	6	6	7
ヘキサン	5	5	5	5	4
その他	25	16	15	15	15
計	79	63	58	50	40

⑤揚水量報告

年	揚水施設数	揚水量(m³)
22	89	996,634
23	79	914,372
24	87	961,530
25	85	970,930
26	85	1,070,787.4

(4) 苦情・相談件数

①種類別苦情件数

年度	総数	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	その他
22	259	12	19	38	1	140	29	20
23	216	7	23	25	1	114	35	11
24	275	5	23	26	0	157	47	17
25	203	2	16	12	0	122	35	16
26	157	1	17	23	0	85	23	8

※1 件につき2 公害以上の苦情があった場合はそれぞれ1 件としているので実際の苦情件数より多くなっています。

②発生源別苦情件数

年度	総数	工場	指定 作業場	建設 作業	一般
22	201	5	4	75	117
23	158	5	2	82	69
24	200	2	4	112	82
25	140	2	3	86	49
26	120	5	1	69	45

③相談件数

年度	総数	ばい煙 粉じん	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	カラス・ハト	その他
22	1994	32	144	29	39	1454	252	44
23	2273	45	184	41	49	1397	279	278
24	2231	46	183	46	73	1529	256	98
25	2495	70	288	50	64	1662	245	116
26	2637	62	265	34	138	1860	201	77

※ ばい煙・粉じんにアスベスト相談を含んでいます。

④ 苦情処理満足度

年度	22	23	24	25	26
苦情処理件数	178	191	171	173	132
苦情処理満足度(%)	75	69	58	65	86

※苦情処理満足度とは、年間の苦情処理件数のうち、相談者が苦情処理に対して「満足」又は「一応満足」と感じた件数の割合(%)を言います。('満足'、'一応満足'以外には、'あきらめ'、'不満'、'不明'があります。)

4 ごみ・リサイクル

(1) ごみ収集量

単位:t

年度	燃やすごみ	金属・陶器・ ガラスごみ	粗大ごみ	計
22	71,496	3,855	2,333	77,684
23	70,521	3,620	2,549	76,689
24	69,370	3,272	2,527	75,170
25	69,161	3,136	2,559	74,856
26	67,772	2,861	2,376	73,009

※端数処理のため、項目の集計値が回収量総数と一致しない場合があります。

(2) 資源回収

単位:t

年度	品目別										回収量 総数
	古紙	びん	缶	プラスチック 容器包装	ペットボトル	乾電池	紙パック	白色トレイ	電子機器	使用済小型	
22	6,724	3,328	1,138	1,777	1,279	27	15	1	-	-	14,289
23	6,237	3,390	1,151	1,719	1,428	56	19	1	-	-	14,001
24	5,972	3,411	1,154	1,663	1,420	51	18	1	-	-	13,690
25	6,081	3,548	1,168	1,643	1,444	53	14	1	-	-	13,952
26	5,987	3,627	1,232	1,672	1,387	54	13	1	1	1	13,974

※端数処理のため、項目の集計値が回収量総数と一致しない場合があります。

(3) 集団回収 (地域住民が自主的に回収の方法を決め回収業者に直接引き渡す方法) 単位:kg

年度	資源 集団回収 (団体数)	資源 集団 回収量	品目別						
			新聞	雑誌	段ボール	その他紙	生きびん	アルミ缶類	古布
22	430	6,571,881	3,547,271	1,899,142	806,979	109,985	6,510	105,217	96,777
23	436	6,547,581	3,421,014	1,898,658	889,110	115,227	5,744	107,222	110,606
24	457	6,468,968	3,393,635	1,796,308	942,948	105,797	4,628	117,929	107,723
25	466	6,414,566	3,322,530	1,759,854	1,006,185	98,139	1,446	123,990	102,422
26	501	6,198,110	3,136,495	1,694,096	1,045,551	90,204	0	130,621	101,143

※回収業者のストックヤードが工事中のため、生きびんの回収はありません。

(4) 持込みごみ

単位:t

年度	22	23	24	25	26
持込みごみ推計値 (※)	76,625	75,109	76,210	77,214	00,000

※持込みごみ推計値:一般廃棄物処理業者が収集し、直接清掃工場等に持込む事業系ごみ。23区全体の発生量から算出。

(5) 資源化率

単位(資源化率を除く):t

種 別	22	23	24	25	26
A:ごみ(燃やす、金属・陶器・ガラス、粗大)	77,684	76,689	75,170	74,856	73,009
B:資源回収	14,289	14,001	13,690	13,952	13,974
C:集団回収	6,572	6,548	6,469	6,415	6,198
D:合計(A+B+C)	98,545	97,238	95,329	95,223	93,181
資源化率(%):(B+C)/D	21.2	21.1	21.1	21.4	21.6

5 まち美化

(1) 秋の地域ごみゼロ運動(毎年10月~12月に実施)

[平成26年度](各特別出張所の報告による)

出 特 張 別 所	団 参 体 加 数	町 会	商 店 会	事 業 所	幼 学 稚 校 園 ・	団 所 体 他	・ 官 庁 庁	区 役 所	人 参 数 加
四谷	34	21	2	6	0	3	2		484
筆筈町	14	4	0	6	1	2	1		224
榎町	15	11	0	0	0	2	2		313
若松町	7	5	0	1	0	0	1		86
大久保	8	6	0	0	1	1	0		518
戸塚	4	3	0	1	0	0	0		101
落合第一	8	2	0	0	3	2	1		300
落合第二	6	5	0	1	0	0	0		138
柏木	12	11	0	1	0	0	0		190
角筈	40	40	0	0	0	0	0		267
区役所	45	20	0	11	4	3	7		444
計	193	128	2	27	9	13	14		3,065

[平成 22～26 年度]

実施回数・年	参加団体数	参加人数
第 9 回(平成 22 年)	152	3,637
第 10 回(平成 23 年)	268	4,088
第 11 回(平成 24 年)	307	5,219
第 12 回(平成 25 年)	124	3,137
第 13 回(平成 26 年)	193	3,065

(2) 春のごみゼロデー(毎年 5 月 30 日実施)

[平成 26 年度]

参加団体種別	参加団体数	参加人数
町会・自治会・商店会等	87	1,560
事業者	107	778
学校関係	20	2,214
官公庁・区役所	27	867
その他団体	17	248
個人参加	－	3
合 計	258	5,670

[平成 21～26 年度]

実施回数・年度	参加団体数	参加人数
第 9 回(平成 21 年)	179	4,794
第 10 回(平成 22 年)	223	5,508
第 11 回(平成 23 年)	150	3,780
第 12 回(平成 24 年)	263	4,278
第 13 回(平成 25 年)	277	4,725
第 14 回(平成 26 年)	258	5,670

(1) 駅周辺調査地点(40箇所)

A 7:30~8:30

B — 8:00~9:00計測

[illegible]

No.	調査地点	時間 区分	天候：晴れ		傾向	天候：曇りのち雨		傾向	天候：晴れ		傾向	天候：曇り	
			喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合
			通行人数			通行人数			通行人数			通行人数	
1	大江戸線落合南長崎駅前北側	A	148	0.68%	↑	182	1.10%	↑	161	1.86%	↓	135	0.74%
2	西武新宿線下落合駅北側	A	3	0.58%	↓	0	0.00%	↑	1	0.20%	→	1	0.19%
			516			513			490			515	
3	大江戸線中井駅前東側	A	2	0.28%	↑	3	0.40%	↓	1	0.14%	↑	2	0.30%
			725			745			721			661	
4	東西線落合駅2番出口前	A	4	0.41%	↓	0	0.00%	↑	3	0.32%	↓	1	0.12%
			986			1,003			941			854	
5	JR・西武・高田馬場駅 稲門ビル前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	1	0.03%	↑	3	0.11%
			4,249			3,665			3,435			2,743	
6	JR・西武・高田馬場駅 名店ビル前	B	0	0.00%	↑	2	0.08%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
			2,341			2,663			1,877			1,725	
7	JR大久保駅前	B	2	0.08%	→	2	0.09%	↑	4	0.17%	→	3	0.16%
			2,448			2,274			2,293			1,910	
8	JR新大久保駅前西側	B	2	0.04%	↑	9	0.35%	↓	3	0.13%	↑	6	0.21%
			5,070			2,548			2,317			2,829	
9	JR新大久保駅前東側	B	0	0.00%	↑	13	0.46%	↓	8	0.26%	↑	17	0.64%
			2,750			2,828			3,071			2,652	
10	東西線早稲田駅前西側	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			1,642			1,442			1,934			1,473	
11	東西線神楽坂駅神楽坂口前	A	1	0.11%	↑	2	0.45%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
			942			445			247			275	
12	有楽町線池田橋駅前南側	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			319			233			283			228	
13	西武新宿駅北口前	B	6	0.73%	↓	3	0.32%	→	3	0.34%	↑	7	0.86%
			827			924			882			816	
14	大江戸線東新宿駅前西側	B	1	0.12%	↑	4	0.39%	→	4	0.37%	↓	1	0.11%
			809			1,023			1,092			909	
15	大江戸線東新宿駅前東側	B	6	0.85%	↓	1	0.12%	↑	8	0.88%	↑	11	1.44%
			709			832			912			765	
16	大江戸線若松河田駅河田口前	A	1	0.12%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			851			858			898			846	
17	大江戸線牛込柳町駅東口前	A	4	0.29%	↓	2	0.13%	→	2	0.13%	↓	0	0.00%
			1,363			1,518			1,581			1,421	
18	大江戸線牛込神楽坂駅前西側	A	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			612			513			603			543	
19	丸ノ内線新宿駅 アイランドアトリウム前	B	0	0.00%	↑	1	0.27%	↓	0	0.00%	↑	1	0.29%
			327			365			403			348	
20	丸ノ内線西新宿駅C8出口前	B	13	1.40%	↓	1	0.07%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
			928			1,499			1,840			1,760	
21	大江戸線新宿西口駅 第2オイビル前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	2	0.07%
			3,285			3,024			3,248			2,974	
22	大江戸線新宿西口駅D2出口前	B	4	0.16%	↓	2	0.09%	→	1	0.04%	→	1	0.05%
			2,487			2,249			2,254			2,207	
23	新宿駅西口 カリヨン橋上	B	1	0.08%	↓	0	0.00%	↑	1	0.09%	↑	3	0.27%
			1,320			873			1,166			1,109	
24A	丸ノ内線新宿駅 バンドラビル前 バンドラビル前	C	1	0.03%	↑	5	0.15%	↓	2	0.06%	→	5	0.11%
			3,382			3,267			3,079			4,538	
24B	丸ノ内線新宿駅 バンドラビル前 クロサワ楽器前	C	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	3	0.17%	→	3	0.17%
			1,878			2,201			1,734			1,751	
25	都営新宿線曙橋駅前	B	1	0.12%	↓	0	0.00%	↑	1	0.13%	→	1	0.13%
			813			693			769			791	
26	南北線市ヶ谷駅 ランスタビル前	B	0	0.00%	→	1	0.04%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			2,015			2,435			2,463			2,592	
27	大江戸線西新宿五丁目駅A1出口前	B	1	0.08%	↑	2	0.16%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
			1,196			1,220			1,478			1,394	
28	大江戸線都庁前駅前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			1,891			1,826			1,934			1,992	
29A	新宿駅西口 明治安田生命ビル前 明治安田生命ビル前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	1	0.11%	→	1	0.10%
			750			812			901			1,005	
29B	新宿駅西口 明治安田生命ビル前 ヨドバシカメラ側	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%
			1,665			1,463			1,513			1,568	
30	新宿駅南口 国際通ビル前	B	2	0.06%	→	1	0.04%	→	1	0.03%	→	0	0.00%
			3,298			2,330			3,114			2,890	
31	新宿駅東口前	B	0	0.00%	↑	1	0.21%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
			463			485			578			569	
32	新宿駅東口前	B	1	0.26%	↑	2	0.62%	↓	0	0.00%	→	0	0.00%
			391			322			408			364	
33	丸ノ内線新宿三丁目駅前	B	0	0.00%	↑	2	0.24%	↓	0	0.00%	↑	1	0.10%
			984			846			989			984	
34	丸ノ内線新宿御苑前駅前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	1	0.02%	→	1	0.02%
			5,880			6,933			4,742			4,441	
35	丸ノ内線四ツ谷三丁目駅3番出口前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	1	0.11%
			876			868			922			945	
36	JR線四ツ谷駅 伊藤ビル前	B	0	0.00%	↑	5	0.43%	↓	0	0.00%	↑	1	0.09%
			1,531			1,165			1,262			1,127	
37	JR信濃町駅前	B	0	0.00%	→	0	0.00%	↑	5	0.40%	↓	1	0.09%
			711			991			1,255			1,060	
38	新宿三丁目駅 B4出口前	B	3	0.51%	→	2	0.47%	↑	3	0.61%	→	3	0.65%
			591			429			489			463	
39	副都心線東新宿駅 大久保二丁目交差点	B	5	0.52%	↓	1	0.15%	↑	3	0.30%	↓	0	0.00%
			962			689			1,015			705	
40	副都心線西早稲田駅 諏訪町交差点	B	0	0.00%	↑	2	0.19%	↓	1	0.10%	↓	0	0.00%
			1,028			1,036			1,009			958	
合計(合計値の喫煙率)			65	0.10%	→	71	0.11%	→	64	0.10%	→	78	0.13%
			65,959			62,230		→	62,303		→	59,835	
単純平均喫煙率				0.18%			0.17%			0.16%			0.17%

(2)生活道路調査地点(30箇所)

朝調査時間別区分

A 7:30～8:30計測
B 8:00～9:00計測
C 7:30～9:00計測

7:30～9:00計測			平成26年				平成27年						
No.	調査地点	時間 区分	6月23日		傾 向	9月8日		傾 向	12月8日		傾 向	3月9日	
			天候：晴れ			天候：曇りのち雨			天候：晴れ			天候：曇り	
			喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合		喫煙者数	喫煙者割合
			通行人数			通行人数			通行人数			通行人数	
41	下落合一丁目 西武新宿線踏切前	B	0	0.00%		3	0.79%		2	0.45%		3	0.67%
			441		↑	378		↓	447		↑	450	
42	高田馬場二丁目 日拓ビル裏	B	2	0.08%		0	0.00%		4	0.15%		6	0.26%
			2,595		↓	2,373		↑	2,625		↑	2,346	
43	早稲田通り 東陽ビルディング前	B	2	0.16%		4	0.39%		4	0.40%		2	0.20%
			1,279		↑	1,032		→	1,003		↓	980	
44	大久保通り 弘林ビル前	B	3	0.58%		3	0.47%		5	0.61%		5	0.83%
			519		↓	636		↑	820		↑	604	
45	百人町一丁目 第二大久保ガード前交差点	B	9	0.78%		13	1.41%		6	0.58%		4	0.62%
			1,154		↑	920		↓	1,038		→	648	
46	百人町一丁目 東京マルチメディア専門学校付近	B	12	1.10%		8	0.83%		14	1.54%		6	0.65%
			1,088		↓	964		↑	911		↓	925	
47	百人町一丁目 みなみビル前	B	3	0.34%		3	0.22%		0	0.00%		6	0.43%
			879		↓	1,364		↓	1,384		↑	1,394	
48	百人町二丁目 科研ビル前	B	11	0.84%		10	0.79%		4	0.31%		7	0.56%
			1,304		↓	1,263		↓	1,280		↑	1,252	
49	百人町二丁目 百二公園前	B	14	2.20%		14	1.99%		3	0.44%		5	0.78%
			636		↓	703		↓	682		↑	645	
50	夏目坂通り 文理会館ビル付近	B	0	0.00%		3	0.40%		3	0.36%		4	0.54%
			712		↑	743		→	842		↑	737	
51	早稲田町78 鶴巻南公園前	B	6	0.63%		6	0.63%		8	0.76%		0	0.00%
			948		→	955		↑	1,051		↓	666	
52	掃場町一丁目 飯田橋中央ビル前	B	0	0.00%		1	0.07%		3	0.21%		3	0.22%
			1,267		↑	1,426		↑	1,399		→	1,351	
53	新宿喜横ビル前JR沿い	B	4	0.78%		4	0.80%		5	0.87%		12	2.44%
			511		→	497		↑	575		↑	491	
54	職安通り 百人町ビル前	B	※0	※0.00%		8	1.46%		3	0.54%		6	1.49%
			※329		※↑	549		↓	554		↑	403	
55	文化センター通り 新宿文化センター前	B	7	2.39%		5	1.76%		3	1.10%		4	1.22%
			293		↓	284		↓	273		↑	327	
56	十二社通り 新宿中央公園西交差点前	B	0	0.00%		0	0.00%		0	0.00%		0	0.00%
			608		→	620		→	484		→	501	
57	市谷仲之町2 仲之公園前	B	13	4.63%		4	1.57%		2	0.86%		4	1.60%
			281		↓	255		↓	232		↑	250	
58	市谷本村町3 千代田ビル裏	B	7	3.06%		2	0.91%		4	1.45%		6	2.12%
			229		↓	220		↑	276		↑	283	
59	市谷長延寺町6 大和小田急建設駐車場前	B	0	0.00%		0	0.00%		0	0.00%		0	0.00%
			739		→	726		→	777		→	742	
60	モア5番街 後楽園アドホックビル裏	B	4	0.95%		5	1.36%		10	2.96%		1	0.36%
			421		↑	369		↑	338		↓	275	
61	ムサシノ通り 新宿3～27前交差点	B	0	0.00%		4	1.07%		1	0.36%		2	0.73%
			309		↑	375		↓	276		↑	273	
62	新宿五丁目 新宿野村證券ビル前	B	4	0.43%		4	0.60%		4	0.51%		4	0.52%
			922		↑	665		↓	781		→	768	
63	新宿三丁目 ダイアン新宿ビル前	B	5	0.68%		5	0.96%		5	0.71%		0	0.00%
			740		↑	522		↓	701		↓	721	
64	新宿三丁目 KN新宿ビル前	B	2	0.23%		5	0.60%		3	0.37%		0	0.00%
			867		↑	831		↓	816		↓	833	
65	新宿三丁目 松井ビル前	B	0	0.00%		2	0.12%		2	0.12%		3	0.18%
			1,428		↑	1,727		→	1,634		↑	1,661	
66	新宿三丁目要通り 武蔵野駐車場前	B	13	2.55%		19	3.50%		6	1.20%		5	0.98%
			510		↑	543		↓	502		↓	510	
67	花園通り 新宿2～9交差点	B	5	0.38%		0	0.00%		6	0.45%		1	0.06%
			1,303		↓	1,441		↑	1,339		↓	1,551	
68	四谷三栄町しんみち通り 中沢ビル前	B	7	1.23%		12	2.02%		10	1.63%		7	1.27%
			567		↑	595		↓	615		↓	550	
69	大京町30 慶應義塾大学病院前	B	1	0.14%		0	0.00%		1	0.15%		2	0.32%
			708		↓	598		↑	688		↑	634	
70	早稲田通り 西早稲田リサイクル活動センター付近	B	2	0.21%		0	0.00%		2	0.31%		4	0.83%
			975		↓	253		↑	648		↑	481	
合計(合計値の喫煙率)			※136	※0.56%		147	0.62%		123	0.49%		112	0.48%
			※24,233		※↑	23,827		↓	24,991		→	23,252	
単純平均喫煙率				※0.84%			0.82%			0.65%			0.66%

※ 平成26年6月23日のNo.54地点は定点で測定できず、場所をずらして測定したため参考値とする。なお、この日の合計(合計値の喫煙率)及び生活道路単純平均喫煙率はNo.54地点を除外した29箇所からの値となる。

7 新宿区の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量算定 (CO₂)

排出量単位: 1, 000t-CO₂

	1990 年	2010(平成 22)年		2011(平成 23)年		2012(平成 24)年	
	排出量	排出量	1990 年比	排出量	1990 年比	排出量	1990 年比
産業部門	274	109	-60.2%	108	-60.6%	109	-60.2%
民生部門	1,640	2,219	+35.3%	2,314	+41.1%	2,599	+58.5%
家庭	399	515	+29.1%	568	+42.4%	632	+58.4%
業務	1,241	1,704	+37.3%	1,747	+40.8%	1,966	+58.4%
運輸部門	519	433	-16.6%	450	-13.3%	459	-11.6%
廃棄物部門	30	63	+110.0%	63	+110.0%	65	+116.7%
合 計	2,464	2,823	+14.6%	2,935	+19.1%	3,232	+31.2%

※地球温暖化防止特別区共同事業の中で、温室効果ガス排出量算定手法の標準化を特別区協議会が実施し、各区排出量を算出。

(2) 温室効果ガス排出量の推移

単位: 1, 000t- CO₂

		1990	1995	2007	2008	2009	2010	2011	2012
二酸化炭素	CO ₂	2,464	2,635	3,108	3,137	2,895	2,823	2,935	3,232
メタン	CH ₄	3	3	2	2	2	2	2	2
一酸化二窒素	N ₂ O	19	19	14	13	12	9	8	8
ハイドロフルオロカーボン類	HFCs		13	77	88	101	113	127	147
パーフルオロカーボン類	PFCs		0	0	0	0	0	0	0
六ふっ化硫黄	SF ₆		5	1	1	1	1	2	2
合 計		2,486	2,674	3,202	3,241	3,011	2,949	3,074	3,390

(3) 部門別 CO₂ 排出量の推移 (簡易)

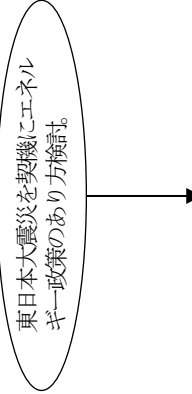
単位: 1, 000t- CO₂

		1990	1995	2007	2008	2009	2010	2011	2012
産業部門	農業・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	105	51	39	55	50	56	43	51
	製造業	169	143	82	68	59	53	65	58
産業部門計		274	194	121	123	110	109	108	109
民生部門	家庭	399	427	530	512	497	515	568	632
	業務	1,241	1,407	1,884	1,944	1,740	1,704	1,747	1,966
民生部門計		1,640	1,834	2,414	2,456	2,236	2,219	2,314	2,599
運輸部門	自動車	378	435	367	349	352	290	282	266
	鉄道	142	143	169	161	143	143	168	193
運輸部門計		519	578	536	510	495	433	450	459
廃棄物部門		30	29	37	47	54	63	63	65
総合計		2,464	2,635	3,108	3,137	2,895	2,823	2,935	3,232

8 環境行政のあゆみ

変遷の特徴		法令、出来事等	都条例等	新宿区の動き
昭和40年代 半ば頃	公害に対する規制行政の(はじまり 典型7公害(大気、水質、騒音、 振動、悪臭、地盤沈下、土壌) 産業公害の沈静化	昭和42年 公害対策基本法 昭和43年 大気汚染防止法 騒音規制法 昭和45年 公害国会 廃棄物の 処理及び清掃に関する法律 昭和46年 環境庁設置 水質汚濁防止法 悪臭防止法 昭和47年 国連人間環境会議(人間環 境宣言・6月5日が世界環境デー)	昭和44年 公害防止条例制定 昭和45年 公害局設置 光化学スモッグ被害初めて発生 昭和46年 ごみ戦争宣言 昭和47年 江東区住民が杉並区のごみを 実力阻止 昭和49年 酸性雨被害発生 昭和50年 江東区、江戸川区を中心に六 価クロム鉱さいによる土壌汚染問題	昭和44年 建築部公害課設置 昭和45年 牛込柳町鉛公害 昭和47年 環境部設置(公害課・環境課)
昭和50年代 半ば頃	公害行政から環境行政への転換 (規制行政から快適環境の創出) 典型7公害から車換し、環境を広くと らえて管理する 都市・生活型公害の顕在化 (自動車公害・近隣公害) 地球環境問題の表面化 ○酸性雨被害、オゾンホール拡大 循環型・環境保全型社会の構築 ○ライフスタイルの見直し ○地球的規模で考え、足もとから行 動 ○環境への負荷の少ない持続的発 展が可能な社会の構築 ○区民・事業者・行政のパートナー シップの確立・協働	昭和51年 振動規制法 昭和58年 浄化槽法 昭和63年 特定物質の規制等によるオ ゾン層の保護に関する法律 平成2年 地球温暖化防止行動計画 平成3年 資源の有効な利用の促進に 関する法律 平成4年 自動車NOx法 国連環境開発会議(地球サ ミット)開催・気候変動枠組条約締結 平成5年 公害対策基本法廃止 環境基本法(環境の日) 平成6年 第1次環境基本計画 (循環、共生、参加、国際協力取組) 平成7年 容器包装リサイクル法 平成9年 新エネ法、省エネ法 京都議定書採択 平成10年 地球温暖化対策推進法 家電リサイクル法 平成11年 ダイオキシン類対策法 グリーン購入法 平成12年 第2次環境基本計画 循環型社会形成基本推進法 平成14年 ヒートアイランド対策大綱 土壌汚染対策法 自動車リサイクル法	昭和55年 環境影響評価条例制定 昭和56年 公害局から環境保全局へ変更 昭和57年 トリカホエカンの地下水汚染判明 昭和62年 環境管理計画策定 平成3年 ごみ減量化行動計画 平成4年 清掃工場建設計画策定 廃棄物条例 平成6年 環境基本条例制定 平成7年 環境白書発行、以後定期発行 平成8年 事業系ごみ全面有料化 平成9年 環境基本計画策定 平成10年 環境ホルモン問題化 平成13年 環境確保条例施行 (公害防止条例の根本改定) 自然保護条例施行 平成14年 ヒートアイランド対策大綱 廃棄物処理計画策定 アスベスト問題表面化	平成4年 環境公害課・リサイクル推進課設置 (公害課・環境課合体) 平成5年 新宿リサイクル活動センター設置 平成6年 環境管理計画策定 環境都市宣言 平成7年 環境保全課設置(改名) リサイクル条例制定 平成8年 環境基本条例制定 新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止 に関する条例制定 平成9年 新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙に よる被害の防止に関する条例制定 平成10年 環境行動指針策定 平成11年 環境土木部環境保全課設置 (環境部・土木部合体) 平成12年 資源清掃対策室リサイクル清掃課設置 (清掃事業区移管) ISO14001 認証取得 新宿区一般廃棄物処理基本計画策定 リサイクル及び一般廃棄物に関する条例制定 平成13年 市内地球温暖化対策実行計画策定

8 環境行政のあゆみ

現在		平成17年 京都議定書発効 平成18年 第3次環境基本計画 平成19年 G8ハイレベル・サミット開催 平成20年 京都議定書第一約束期間開始 低炭素社会づくり行動計画 生物多様性基本法施行 地球温暖化対策推進法、省エネ法改正 平成21年 改正省エネ法施行 平成22年 国際生物多様性年 生物多様性条約COP10(名古屋) エネルギー基本計画 低炭素都市づくりガイドライン 平成23年 エネルギー基本計画見直し 平成24年 ヒートアイランド対策マニフェスト 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始 平成26年 エネルギー基本計画閣議決定	平成18年 10年後の東京（カーボン・マイナス10年プロジェクト） 平成19年 東京都気候変動対策方針策定 平成20年 環境確保条例改正（温暖化対策強化） 東京都環境基本計画策定 平成21年 東京都自然保護条例改正 平成22年 温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度義務 平成23年 東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について（中間とりまとめ） 平成24年 第四次環境基本計画策定 省エネ・エネルギー・マネジメント推進方針策定	平成15年 第2次庁内地球温暖化対策実行計画策定 平成16年 環境基本計画策定 環境学習情報センター設置 平成17年 環境白書（平成16年度版）発行、以後毎年発行 路上喫煙禁止条例制定 平成18年 省エネルギー環境指針策定 平成19年 第3次庁内地球温暖化対策実行計画策定 平成20年 環境基本計画改正 環境清掃部環境対策課・生活環境課設置 ごみの新分別開始 平成21年 新宿区みどりの基本計画改正 平成22年 西早稲田リサイクル活動センター設置 平成23年 地球温暖化対策指針策定 平成24年 第4次庁内地球温暖化対策実行計画策定 景観まちづくり計画策定 平成25年 新宿区第2次環境基本計画策定 新宿区一般廃棄物処理基本計画改正 新宿リサイクル活動センターの開設 平成26年 四谷保健福祉施設・清掃センター（新宿東清掃センター）竣工 平成27年 新宿中継所（名称変更） 「新宿中継・資源センター」
-----------	--	--	---	---

《区の環境対策にご意見・ご要望をお寄せください》

区では、第二次環境基本計画の進捗状況の確認・点検の手段として環境白書を作成しています。

ご覧いただき、ご意見やご要望、ご質問等がございましたらお手数ですが、環境対策課までお寄せください。

今後とも、区の環境対策にご協力をお願いします。

郵送先：〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 環境対策課宛て

T E L : 03-5273-3763

F A X : 03-5273-4070

E-Mail : kankyo@city.shinjuku.lg.jp

区の環境対策へのご意見・ご要望（平成 27 年度新宿区環境白書）

お名前（任意）	
ご住所（任意）	
FAX 番号（任意）	
ご意見の内容	